

徳島県次世代育成支援行動計画

第 2 期 徳島はぐくみプラン（後期計画） 【案】

令和 2 年 2 月
徳島県

第2期 徳島はぐくみプラン（後期計画）

徳島県次世代育成支援行動計画

目 次

第1章 行動計画の策定にあたって

| | |
|------------------|----|
| 1 計画改定の趣旨 | 3 |
| 2 計画の位置づけ | 4 |
| 3 計画の推進期間 | 4 |
| 4 計画の基本理念 | 5 |
| 5 計画を推進する上での基本方針 | 5 |
| 6 計画の推進体制 | 8 |
| 7 計画の進行管理と評価 | 10 |

第2章 本県の現状と課題

| | |
|------------------------|----|
| 1 少子化の現状 | |
| (1)本県の将来人口の見通し | 13 |
| (2)出生数と合計特殊出生率の低下 | 14 |
| (3)年少人口の減少 | 15 |
| (4)人口流出の状況 | 16 |
| (5)人口減少による影響 | 16 |
| 2 少子化の主な要因と背景について | |
| (1)未婚化・晩婚化の進行 | 17 |
| (2)晩産化の進行 | 19 |
| (3)結婚に対する意識の変化 | 20 |
| 3 子育てを取り巻く環境の変化 | |
| (1)理想とする子ども数と、予定する子ども数 | 21 |
| (2)家庭の子育て力の低下 | 23 |
| (3)ひとり親家庭の状況 | 24 |
| (4)労働形態の変化 | 25 |
| (5)保育所等の利用状況 | 26 |
| 4 子どもを取り巻く環境の変化 | |
| (1)増加する児童虐待 | 27 |
| (2)子どもが被害者となる犯罪 | 28 |

| | |
|----------------------------|----|
| 5 県民の子育てに関する意識、希望する子育て支援施策 | |
| (1) 県民の子育てへの意識 | 29 |
| (2) 県民の希望する子育て支援施策 | 31 |

第3章 具体的な取組み

| | |
|------|----|
| 施策体系 | 35 |
|------|----|

I 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう環境づくり

| | |
|-------------------|----|
| 1 結婚の希望をかなえる支援の展開 | 37 |
| 2 妊娠・出産・乳幼児支援の充実 | 39 |
| 3 多様な子育て支援の展開 | 41 |
| 4 ひとり親家庭の自立の支援 | 44 |

II あらゆる主体が協働して子どもを育む社会づくり

| | |
|----------------------|----|
| 1 仕事と子育てを両立できる環境づくり | 46 |
| 2 女性の社会活躍と男性の育児参画の推進 | 49 |
| 3 地域社会による子育て支援 | 52 |
| 4 安全・安心で快適なまちづくりの推進 | 54 |

III 子どもや若者が幸せを実感し、住みたいと思う地域づくり

| | |
|------------------------|----|
| 1 子ども・若者の健全育成の推進 | 59 |
| 2 若者の経済的自立への支援 | 66 |
| 3 困難な環境に置かれた子ども・若者への支援 | 68 |
| 4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援 | 75 |

第4章 計画の目標

| | |
|-------|----|
| ----- | 79 |
|-------|----|

用語解説

本文中で右側に＊印の付いている用語について解説しています。

参考資料

| | |
|---------------------------|-----|
| 1 第2期 徳島はぐくみプラン（後期計画）策定経過 | 97 |
| 2 徳島県少子化対応県民会議委員名簿 | 98 |
| 3 少子化対策の経緯 | 99 |
| 4 徳島はぐくみ子育て憲章 | 101 |
| 5 徳島県子どものはぐくみ条例 | 103 |

第1章 行動計画の策定にあたって

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の推進期間
- 4 計画の基本理念
- 5 計画を推進する上での基本方針
- 6 計画の推進体制
- 7 計画の進行管理と評価

1 計画改定の趣旨

我が国の出生数は長年減少を続けており、2016（平成28）年には100万人を割り込み、2018（平成30）年には91万8,400人と、1971（昭和46）年から1974（昭和49）年の第2次ベビーブーム期の200万人超と比べると約半分になっています。また、1人の女性が一生の間に産む子どもの数（合計特殊出生率*）は、2018（平成30）年には1.42となっており、現在の人口を将来において維持するのに必要な水準（人口置換水準）である2.07を大きく下回っています。

本県でも、出生数は年々減少しており、1975（昭和50）年に12,020人であったものが、2018（平成30）年には、4,998人と半数以下になっています。

このような状況のなか、県においては、急速に進行する少子化の流れを食い止めるため、2005（平成17）年3月に、徳島県次世代育成支援行動計画「徳島はぐくみプラン（前期計画）」を策定（2010（平成22）年3月に改定（後期計画））し、また2006（平成18）年には「徳島はぐくみ子育て憲章」、2013（平成25）年には「徳島県子どものはぐくみ条例」を制定しました。更に、2015（平成27）年3月には「第2期徳島はぐくみプラン（前期計画）」を策定し、子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える社会づくりを目指して、各種の少子化対策に全庁を挙げて取り組んでまいりました。

しかしながら、現代日本では、ライフスタイルの変化や長く続いた不況の影響による非正規雇用の増加をはじめ、厳しい労働・雇用環境などを背景に、「未婚化」、「晩婚化」、「晩産化」が進むとともに、「核家族化」、「地域の人間関係の希薄化」により、家庭の中で「孤立した育児」が進んでいると言われており、子育てにおける経済的・心理的負担が増大しています。我が国の少子化は、これらの要因が重なり合って生じていると考えられます。

加えて、近年、深刻な児童虐待事案や相談件数が増加し、子どもが被害者となる事件、事故が頻繁に報じられるなど、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。

国は、進行を続ける少子化に歯止めをかけるため、「働き方改革」を推進するとともに、2019（令和元）年10月から「幼児教育・保育の無償化*」を開始し、子育て家庭の負担軽減に大きく踏み出しました。

こうした時代の潮流や今日的な課題に的確に対応するため、「第2期徳島はぐくみプラン（前期計画）」を改定し、少子化対策を加速させるとともに、徳島の未来を担う人材を育成することにより、持続可能な地域社会の実現を図ります。

2 計画の位置づけ

この計画は、徳島県子どものはぐくみ条例第12条第1項に基づき定めた徳島県の次世代育成支援行動計画であり、次世代育成支援対策推進法*第9条第1項に規定する都道府県行動計画に位置付けます。また、これまでの行動計画である「第2期徳島はぐくみプラン（前期計画）」における取組みと継続性を保ちつつ、これから本県が進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標を定めたものです。

徳島県子どものはぐくみ条例

第12条 知事は、子どものはぐくみに関する施策の総合的な実施に関する計画を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

3 計画の推進期間

この計画では、次世代育成支援対策推進法*に基づき、5年を一期として策定することとし、2015（平成27）年度から2024（令和6）年度までの10年間を前期5カ年間と後期5カ年間に区切り、その後期（2020（令和2）年度から2024（令和6）年度）における取組みをまとめています。

なお、計画期間内であっても、今後の社会情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の基本理念

子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える徳島を目指す

子どもたちは、私たちの生命を受け継いでいく徳島の宝です。

子どもたちの笑顔があふれ、一人ひとりがいきいきと輝いていて、子どもたちを見守る親や周りの人達にも、子育ての喜びや楽しさが満ちあふれている社会の実現を目指し、次世代育成支援対策に係る施策を総合的に推進します。

5 計画を推進するまでの基本方針

基本理念にのっとり、各分野における取組みを推進していくに当たり、次に掲げる3つの基本方針のもとに分野毎の主要課題を整理し、実効性のある施策を展開していきます。

また、持続可能な環境や社会の実現に向け、2015（平成27）年9月の国連総会で採択された「持続可能な」開発目標（S D G s）の達成に貢献するため、当計画に掲げた基本方針や主要課題と S D G sとの対応関係を明らかにします。

基本方針 I 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう環境づくり

少子化対策を実効性のあるものとするには、結婚、妊娠・出産から子育てまで、各段階に応じた切れ目のない支援を総合的に行なうことが重要です。未婚の若者への将来設計の機会提供や、結婚を望んでいる人々の様々なニーズにきめ細やかに応え、希望がかなう環境づくりを進めます。また、子育て家庭の保育・教育に係る経済的負担や育児の悩み・不安などの心理的負担の軽減を図ります。

国の「幼児教育・保育の無償化」が開始されたことを踏まえ、保育の提供体制や人材確保を着実に進めるとともに、一時預かりや放課後児童クラブなど、多様なサービスの充実に取り組みます。

厳しい生活を送っているひとり親家庭が自立し、安心して子育てできるよう、子どものキャリアプランの形成や学習支援、親の就労、家庭生活に至るまでトータルなサポートを展開します。

基本方針Ⅱ あらゆる主体が協働して子どもを育む社会づくり

安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するには、子育て世帯が働きながら、家族と過ごす時間を十分持つことができるワーク・ライフ・バランスの確立が不可欠です。長時間労働のは正や多様で柔軟な働き方の実現などの「働き方改革」を推進し、男女の別に関係なく、労働時間や休暇を柔軟に選択でき、育児休業からの円滑な職場復帰や、子育て等のために離職した女性の再就職の機会に恵まれた社会の実現を目指します。

また、女性が、希望に応じて社会の中で活躍できるよう、現在、多くの女性が抱えている育児の負担を軽減するため、男性の育児参画を促進するほか、子育てを、行政や企業、地域、学校、家庭などのあらゆる主体が協働して支える「子育て協働支援社会」の構築を目指します。

このほか、子どもを犯罪や事故から守り、安全で安心かつ快適な生活環境の整備を推進します。

基本方針Ⅲ 子どもや若者が幸せを実感し、住みたいと思う地域づくり

子どもや若者が、学校や地域、徳島の豊かな自然や特色ある文化、様々な人々との交流などの体験を通じて心豊かに成長し、将来、自立した生活を営み、主体的に社会で活躍する人材や親となることができるよう、多彩な教育や経験の機会を提供します。

若者が安心して経済的に自立できるために、キャリア感の形成や職業体験、社会人としての知識やスキルの習得などの機会を提供するとともに、就労を支援します。

貧困や障がい、養育者の不在、いじめ、ひきこもりなど、困難な事情を抱えた子どもや若者を誰ひとり取り残すことなく、自立に向けて支援する取組みを充実させるとともに、子どもたちが安心できる居場所づくりや地域全体で子ども・若者を育む環境整備に取り組み、子ども・若者が自らの生活の中に幸せを実感し、生まれ育った故郷を愛し、そこに住みたいと思うような徳島をつくります。

基本方針、主要課題とSDGsの対応関係

| 基本方針 | 主要課題 | 対応するSDGs | | |
|--------------------------------|------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| I 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう環境づくり | 1 結婚の希望をかなえる支援の展開 | 3 すべての人に 健康と福祉を | 4 賢の高い教育を みんなに | |
| | 2 妊娠・出産・乳幼児支援の充実 | 3 すべての人に 健康と福祉を | 4 賢の高い教育を みんなに | |
| | 3 多様な子育て支援の展開 | 3 すべての人に 健康と福祉を | 4 賢の高い教育を みんなに | 8 繁榮がいも 経済成長も |
| | 4 ひとり親家庭の自立の支援 | 1 貧困を なくす | 8 繁榮がいも 経済成長も | |
| II あらゆる主体が協働して子どもを育む社会づくり | 1 仕事と子育てを両立できる環境づくり | 8 繁榮がいも 経済成長も | 11 住み続けられる まちづくりを | |
| | 2 女性の社会活躍と男性の育児参画の推進 | 5 ジェンダー平等を 実現しよう | 8 繁榮がいも 経済成長も | |
| | 3 地域社会による子育て支援 | 4 賢の高い教育を みんなに | 11 住み続けられる まちづくりを | |
| | 4 安全・安心で快適なまちづくりの推進 | 3 すべての人に 健康と福祉を | 4 賢の高い教育を みんなに | 11 住み続けられる まちづくりを |
| III 子どもや若者が幸せを実感し、住みたいと思う地域づくり | 1 子ども・若者の健全育成の推進 | 4 賢の高い教育を みんなに | 11 住み続けられる まちづくりを | |
| | 2 若者の経済的自立への支援 | 4 賢の高い教育を みんなに | 8 繁榮がいも 経済成長も | |
| | 3 困難な環境に置かれた子ども・若者への支援 | 1 貧困を なくす | 4 賢の高い教育を みんなに | 16 平和と公正を すべての人に |
| | 4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援 | 4 賢の高い教育を みんなに | 10 人や国の不平等 をなくす | |

○SDGs達成すべき17のゴール

| | | | | | |
|--|--------|--|----------|--|-------|
| | ①貧困 | | ⑦エネルギー | | ⑬気候変動 |
| | ②飢餓 | | ⑧経済成長と雇用 | | ⑭海洋資源 |
| | ③保健 | | ⑨イノベーション | | ⑮陸上資源 |
| | ④教育 | | ⑩不平等 | | ⑯平和 |
| | ⑤ジェンダー | | ⑪都市 | | ⑰実施手段 |
| | ⑥水・衛生 | | ⑫生産・消費 | | |

● SDGsとは？

2015（平成27）年、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標のこと。

2030（令和12）年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットで構成されています。

6 計画の推進体制

行動計画の推進に当たっては、行政はもとより、企業、地域、学校、家庭をはじめ、県民一人ひとりがその重要性を認識し、それぞれの役割を果たすとともに、お互いに連携・協力しながら積極的かつ主体的に取り組んでいくことが求められています。

(1) 県における推進体制

学識経験者や関係団体の代表者、公募委員等から構成される「徳島県少子化対応県民会議」から幅広く意見を伺いながら、社会全体で子育て支援に取り組む環境づくりを進めるとともに、県の横断的な府内組織である「徳島県少子化社会対策推進会議」において、各種施策の総合調整を行い、計画の効果的な推進を図ります。

(2) 市町村との連携・協働

市町村は、保育や教育等の子育て支援事業の実施主体として、事業の効果や住民ニーズを見定めながら、施策を実施していくことが求められています。県においては、各市町村と緊密な連携を図りながら、計画の推進を図っていきます。

(3) 企業の役割

企業は、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を図る上で、大きな役割と責任を担っています。一般事業主行動計画等に基づき、育児休業制度の普及・定着や働き方の見直しなど、子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められています。

(4) 地域の役割

地域社会は、子育て家庭や子どもの豊かな育ちを支えていくための大切な場です。近隣や自治会、N P O 法人（特定非営利活動法人）、子育てサークル等の団体が相互に連携を図り、地域全体で積極的に子育て家庭を支援するとともに、子どもの遊び場や居場所の提供、安全対策に取り組むなど、子どもたちの健全育成を支える役割を果たすことが求められています。

(5) 学校等の役割

学校、幼稚園、保育所は、子どもが学び育つ場として、家庭や地域と連携を図りながら、心身ともに健やかに育つことのできる環境づくりを進めるとともに、豊かな人間性や社会性を育み、「いのち」や「人権」を大切にする心を養う教育や保育の実践が求められています。

(6) 家庭の役割

家庭は子どもが育つ上で生活の基礎を形成している場所であり、極めて重要な役割を担っています。家庭を通じて、子どもの基本的な生活習慣や人間形成などを育むとともに、親同士が互いに家事や育児を担うなど、家族の絆を大切にしていくことが重要です。

7 計画の進行管理と評価

計画の実効性を上げ、施策の改善に繋げていくためには、定期的に評価・検証を行い、住民の満足度の向上や施策の進捗状況について、住民や関係機関等による見直しを図るマネジメントサイクル（P D C Aサイクル）を活用し、適切な進行管理を行う必要があります。

P D C A サイクル

具体的な目標を定め（P L A N：企画）

それに沿った活動を行い（D O：実施）

その結果を目標と照らし合わせて点検し（C H E C K：評価・検証）

次年度の新たな企画立案に反映していく（A C T I O N：改革・改善）

(1)評価指標の設定

計画の推進により、基本理念や重点目標を達成できたかどうかを評価するため、次の4つを計画全体の評価指標とし、徳島県子どものはぐくみ条例及び次世代育成支援対策推進法*に基づき設置している徳島県少子化対応県民会議において、適切に評価・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うことにより、計画の改善に努めます。

（計画全体の評価指標）

1. 重点目標の達成状況
2. 子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合
3. 仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる割合
4. 希望出生率1.8の実現に向けた県の合計特殊出生率の状況

(2)実施計画の公表

計画の進捗状況及びその評価については、徳島県少子化対応県民会議に報告し、意見を求めるとともに、ホームページ等により公表します。

第2章 本県の現状と課題

- 1 少子化の現状
- 2 少子化の主な要因と背景について
- 3 子育てを取り巻く環境の変化
- 4 子どもを取り巻く環境の変化
- 5 県民の子育てに関する意識、
希望する子育て支援施策

1 少子化の現状

(1) 本県の将来人口の見通し

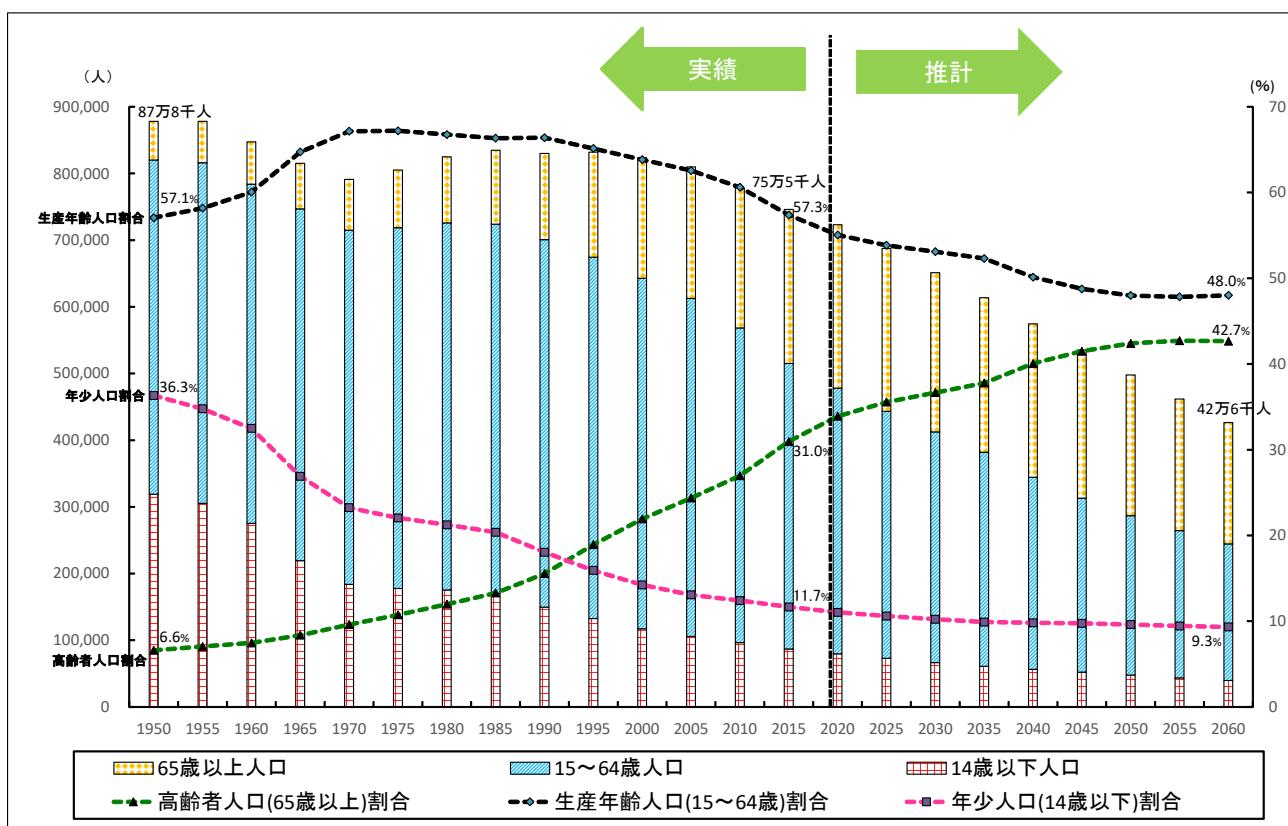
本県の人口の推移を見ると、1950（昭和25）年には878,511人でしたが、その後減少を続け、1975（昭和50）年から増加に転じたものの、1995（平成7）年から再び減少し、2015（平成27）年には、755,733人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の調査によれば、将来的には本県の人口は減少を続け、2060（令和42）年には、426,379人まで減少すると推計されています。

この推計通りに進むと、人口構造は大きく変化し、

- 本県の0歳から14歳までの年少人口の総人口に占める割合は、1950（昭和25）年の36.3%から、2060（令和42）年には9.3%に減少、
- 15歳から64歳までの生産年齢人口は、57.1%から48.0%に減少、
- 逆に、65歳以上の老人人口は、2020（令和2）年頃にピークを迎えた後減少に転じますが、総人口に占める割合は6.6%から42.7%に上昇していくと推計されています。

図1 徳島県における人口推移と推計人口



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
国土交通省「国土のグランドデザイン」

(2)出生数と合計特殊出生率*の低下

我が国における合計特殊出生率*（1人の女性が一生の間に出産する平均子ども数の推計）は、1947（昭和22）年から1949（昭和24）年の第1次ベビーブーム期（団塊の世代）には4.3を超えていましたが、1950（昭和25）年以降急激に低下しました。

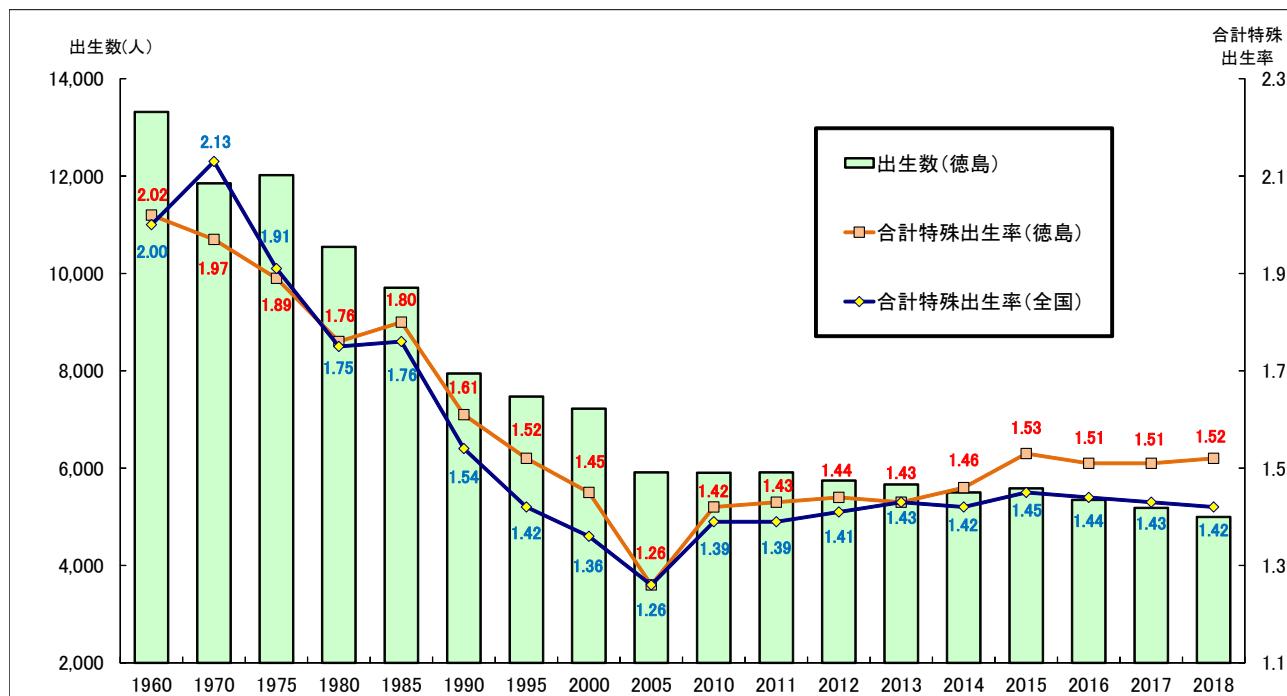
1971（昭和46）年から1974（昭和49）年の第2次ベビーブームを含め、ほぼ2.1台で推移していましたが、1975（昭和50）年に2.0を下回ってから再び低下傾向となりました。1989（平成元）年には、それまで最低であった1966（昭和41）年（丙午：ひのえうま）の数値を下回る1.57を記録し、さらに、2005（平成17）年には過去最低である1.26まで低下しました。その後、上昇に転じ、2015（平成27）年には1.45まで回復しましたが、その後減少し、2018（平成30）年では、1.42となっています。

本県においても、1960（昭和35）年には2.02でしたが、全国の傾向と同じく減少し、2005（平成17）年には1.26まで低下しました。その後、2018（平成30）年には1.42まで回復したものの、人口規模を保つのに必要とされる水準である2.07を大きく下回っています。

また、本県の2018（平成30）年の出生児数は4,998人と、第2次ベビーブームが到来した1975（昭和50）年の12,020人と比較して約4割強まで減少しています。

少子化の進行は、将来的な労働人口の減少につながることをはじめ、社会の活力が減退することが懸念されます。

図2 出生数と合計特殊出生率*の推移（本県・全国）

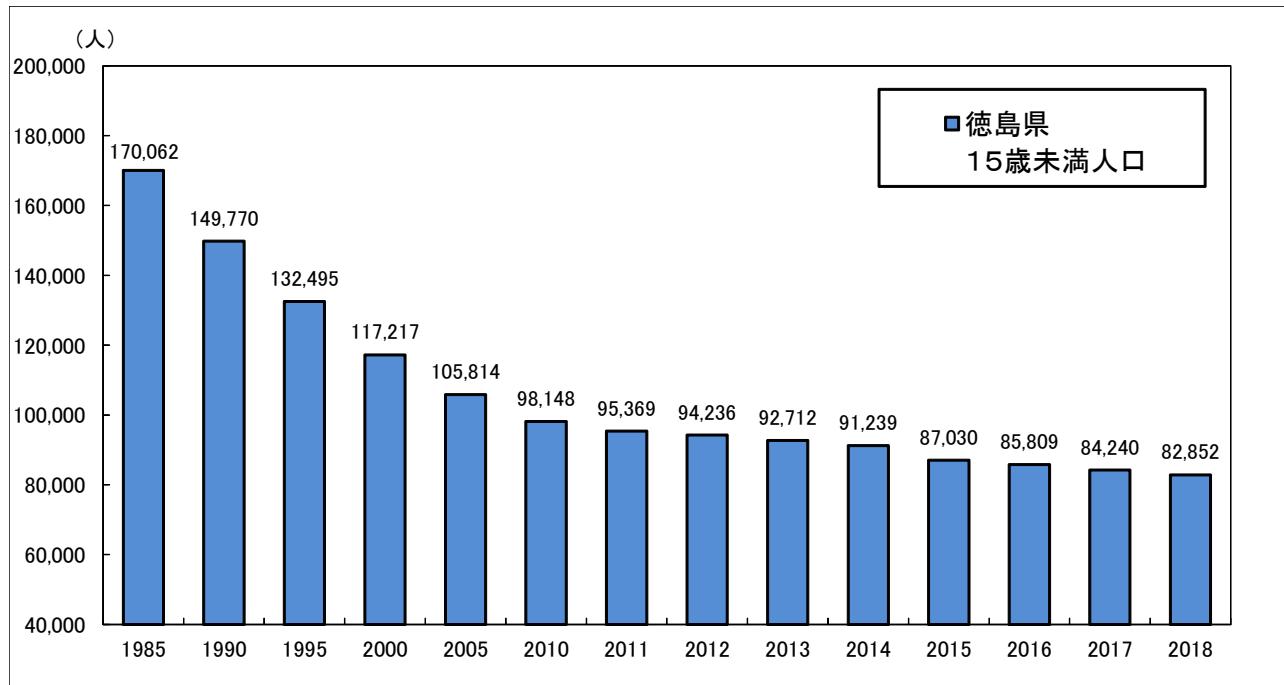


資料：厚生労働省「人口動態調査」

(3)年少人口の減少

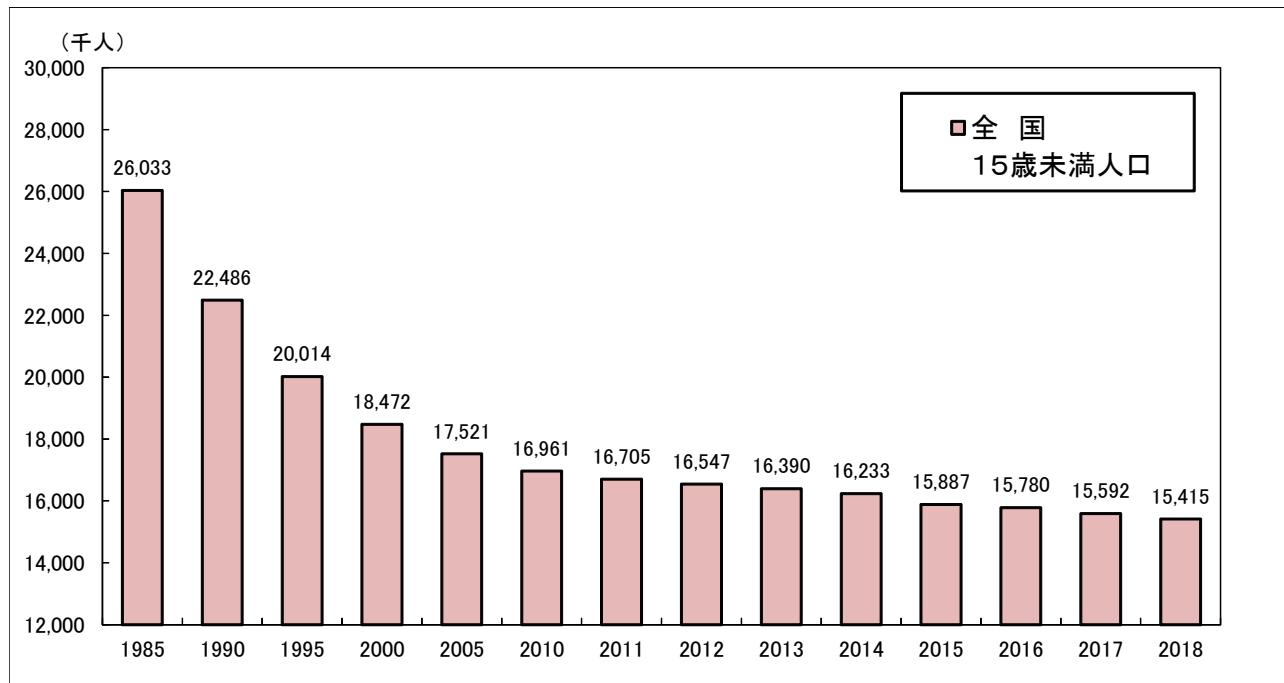
本県の年少人口（15歳未満の子どもの数）は、2018（平成30）年は82,852人で、全国の傾向と同じく減少を続け、1985（昭和60）年の170,062人から半数以下に減少しています。

図3－1 子どもの数の推移（本県）



資料：総務省「国勢調査」、徳島県「徳島県推計人口」

図3－2 子どもの数の推移（全国）

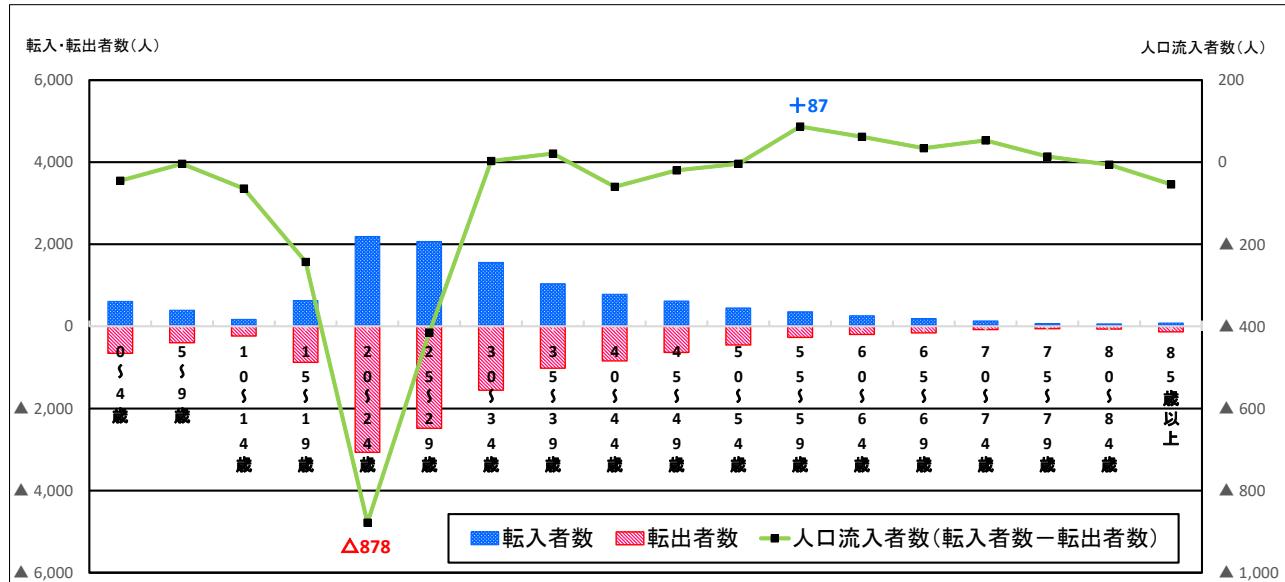


資料：総務省「国勢調査」

(4) 人口流出の状況

本県の2018（平成30）年の人口移動については、20歳から24歳で人口流出者が878人と最も多くなっています。これは、大学卒業の頃に県外転出者が多くなっているためであり、子どもを生み育てる世代が減少することは、生まれる子どもの減少につながりますので、県内に魅力的な仕事、希望する職業を創り出す対策が重要になってきます。

図4 年齢階級別人口移動数（本県、2018）



資料：徳島県「人口移動調査」

(5) 人口減少による影響

少子化の進行による急激な人口減少は、社会経済全般にわたり、様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

□ 経済社会への影響

- ・労働力人口が減少し、経済成長・経済活力が減退します。
- ・高齢化が進めば、年金・医療・介護等の社会保障費の急速な増加をもたらし、現役世代の負担が増大します。

□ 地域社会への影響

- ・地域の防犯などの自主的な住民活動をはじめとする地域コミュニティ機能が弱体化していきます。
- ・地域活動を支える次代を担う世代の減少にもつながり、田畠や森林の管理、伝統行事や地域の文化の継承が次第に困難になっていきます。

□ 子どもや家族への影響

- ・子ども同士で切磋琢磨し、社会性を育みながら成長していく機会が減少していきます。
- ・世帯の人数も減少し、単身者や子どものいない世帯が増加することから、家族の支え合う機能の低下が懸念されます。
- ・兄弟姉妹が少ない家庭が一般的となり、乳幼児の子育てを身近に接することなく大人になり、子育て経験のない親が増加することも懸念されます。

2 少子化の主な要因と背景について

(1) 未婚化・晩婚化の進行

本県における「未婚率」は男女とも年々上昇しており、2015（平成27）年の30歳から34歳の平均値では、男性48.4%と全国値を上回り、また女性でも35.0%と全国値を上回る結果となっています。1990（平成2）年の男性27.6%、女性10.0%と比較すると大幅な上昇を示し、急速に未婚化が進行しています。

一方、本県における平均初婚年齢は徐々に上昇しており、2018（平成30）年の男性の平均初婚年齢は30.7歳（全国値31.1歳）、女性は29.3歳（全国値29.4歳）で、全国平均より低いものの、1980（昭和55）年時の男性27.3歳、女性24.5歳と比較して、男性は3.4歳、女性は4.8歳高くなっています。

図5-1 未婚率の推移【男性】（本県・全国）

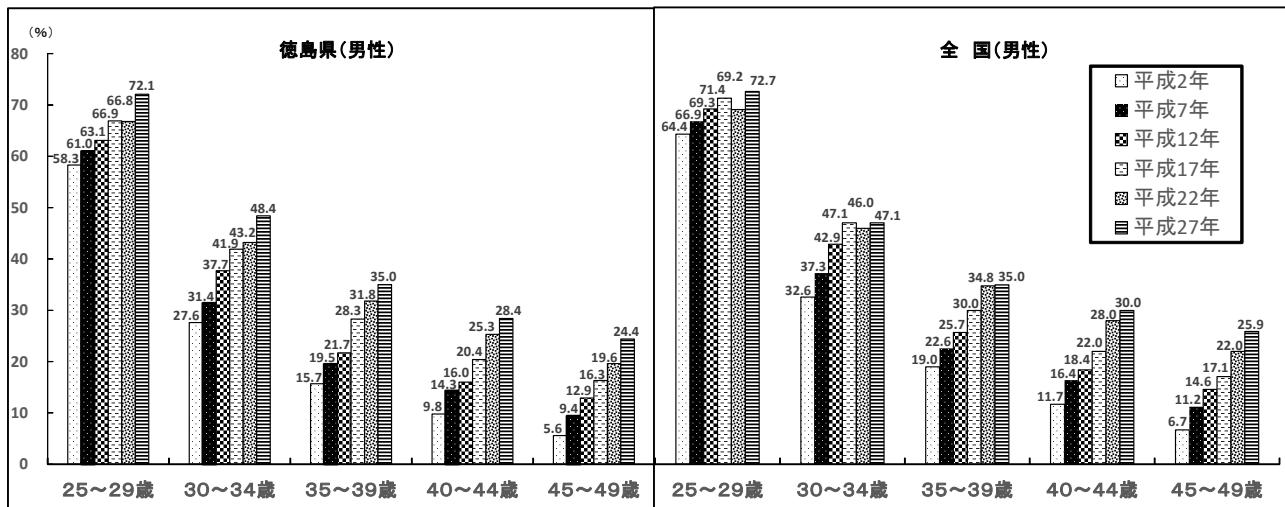
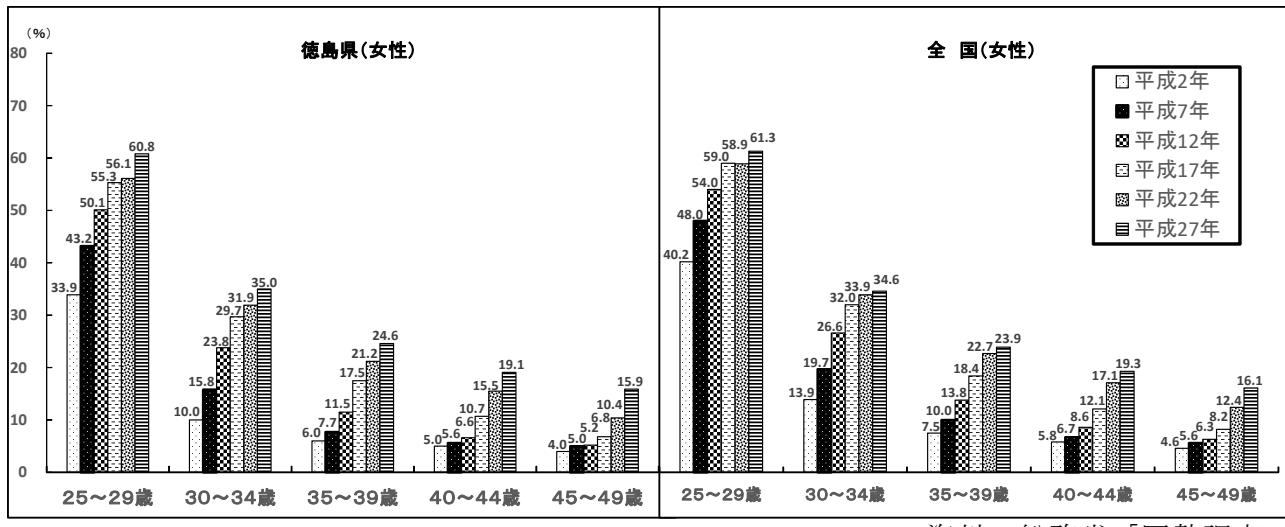
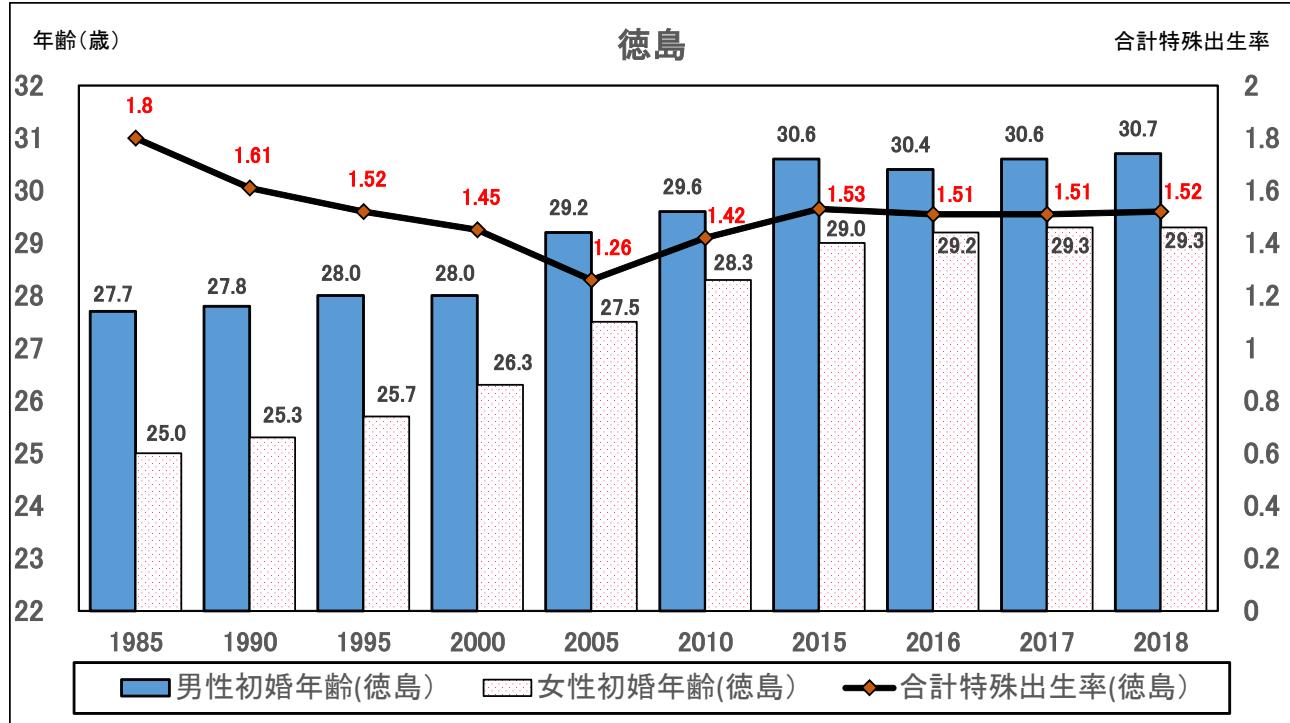


図5-2 未婚率の推移【女性】（本県・全国）



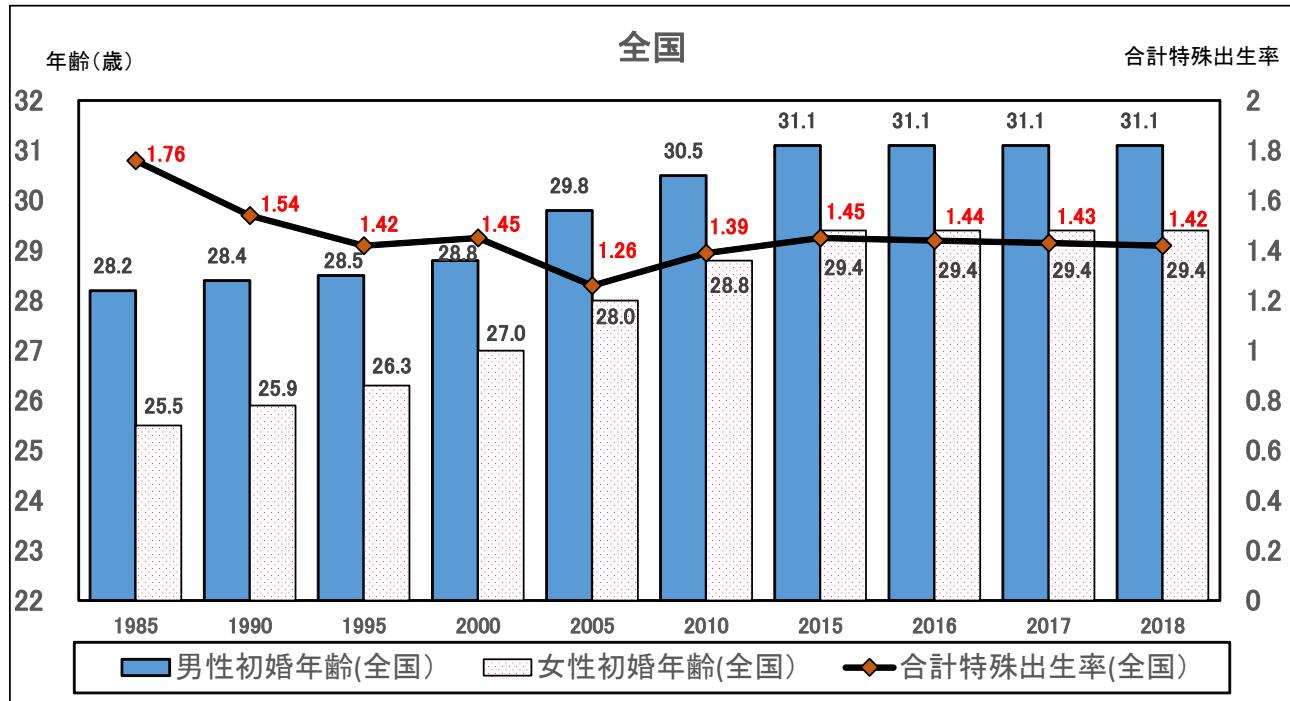
資料：総務省「国勢調査」

図 6－1 平均初婚年齢の推移（本県）



資料：厚生労働省「人口動態調査」

図 6－2 平均初婚年齢の推移（全国）



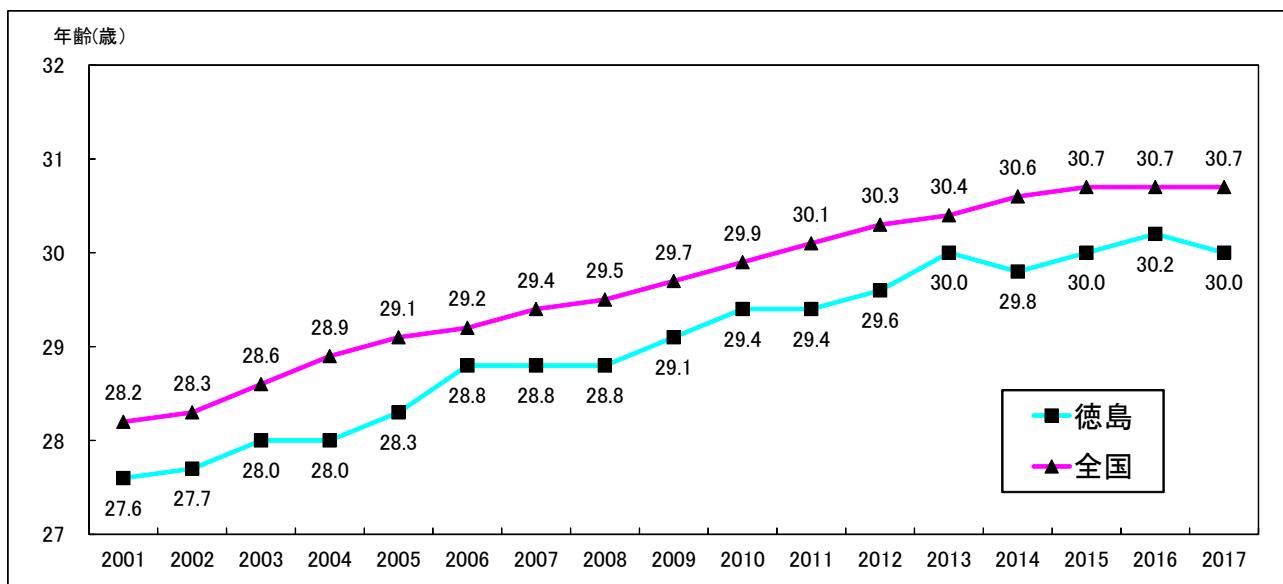
資料：厚生労働省「人口動態調査」

(2) 晩産化の進行

また、晩婚化の進行に伴い、本県の第一子を出生したときの母親の平均年齢も、2017（平成29）年は30.0歳と、2001（平成13）年の27.6歳と比較して2.4歳遅くなっています。

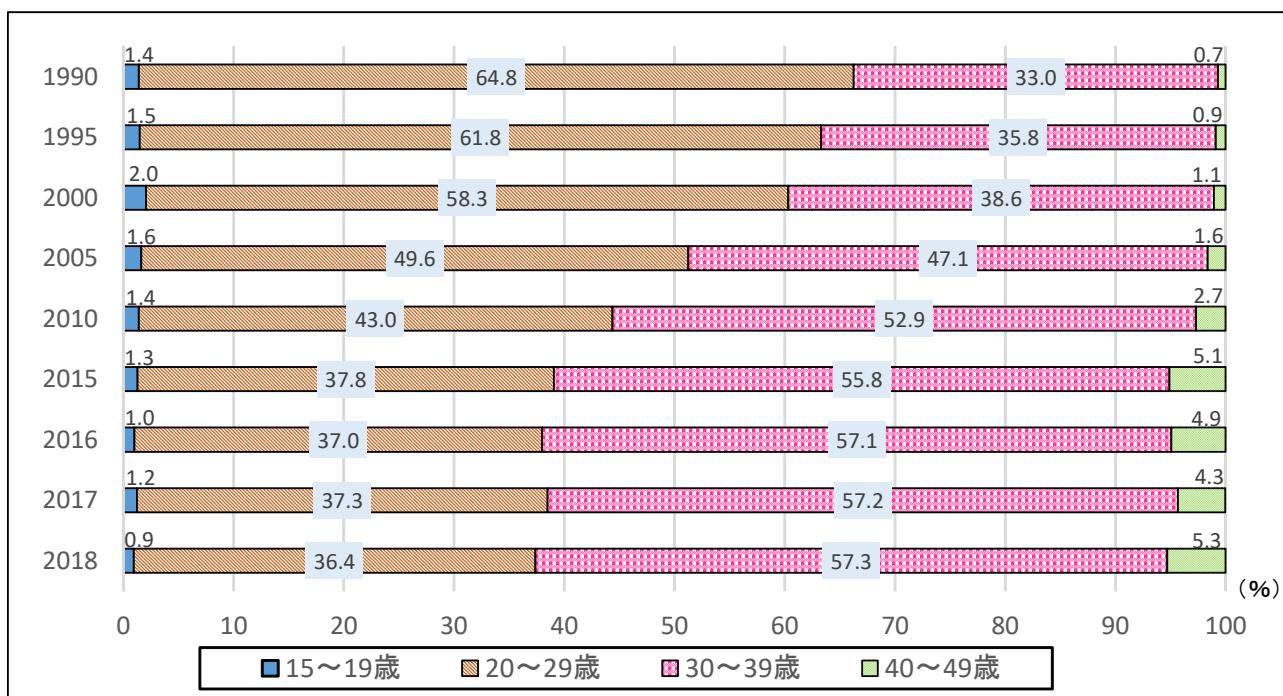
母親の年代別の出生数の割合は、1990（平成2）年では、20歳代で64.8%でしたが、2018（平成30）年では、30歳代で57.3%と過半数を占めるようになり晩産化が進行しています。

図7 第一子出生時の母の平均年齢の推移（本県・全国）



資料：厚生労働省「人口動態調査」

図8 年代別出生数の割合の変動（本県）



資料：厚生労働省「人口動態調査」

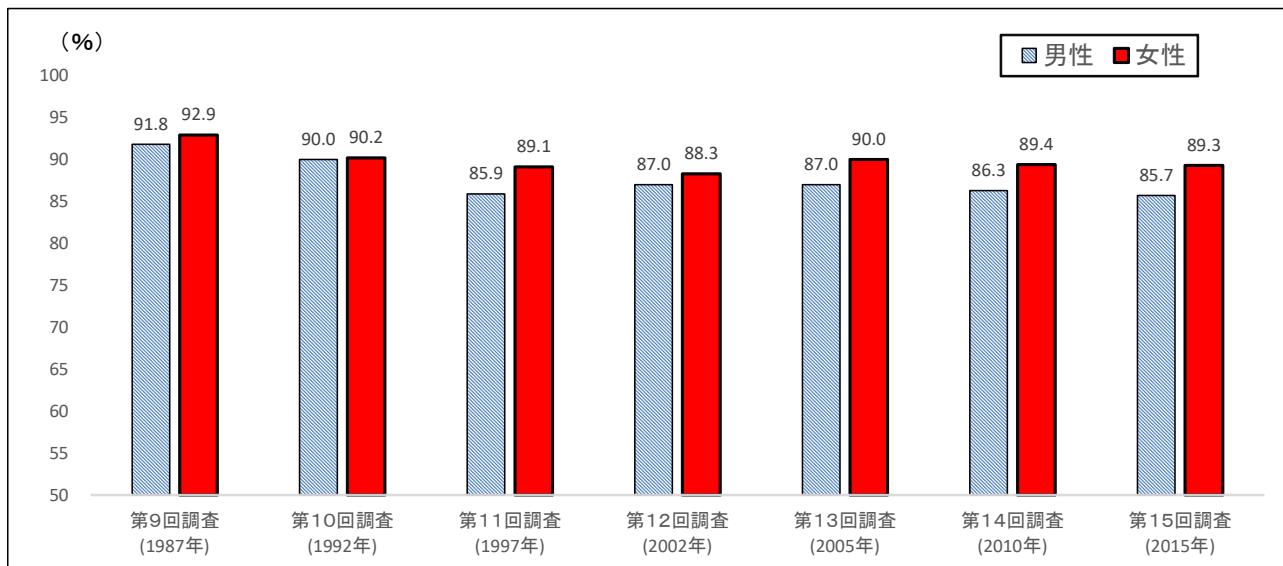
(3) 結婚に対する意識の変化

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、未婚者（18歳から34歳）のうち「いずれ結婚する」と回答した者は、2015（平成27）年には、男性85.7%、女性89.3%と約30年前の1987（昭和62）年からやや減少したものの、男女とも9割程度で推移しています。

また、25歳から34歳の未婚者に独身でいる理由を尋ねると、男女とも、「適当な相手にめぐりあわない」が最も多くなっています。

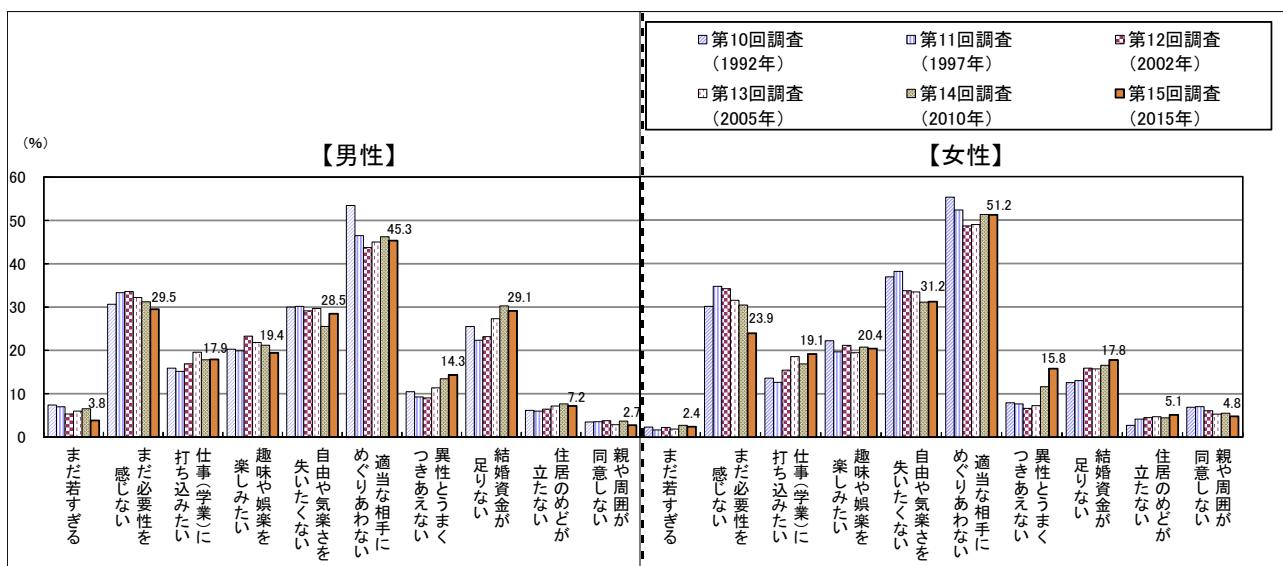
次いで、男性については、「まだ必要性を感じない」「結婚資金が足りない」が多く、女性については、「自由さや気楽さを失いたくない」「まだ必要性を感じない」が多くなっています。

図9 未婚者（18歳から34歳）の結婚意思の割合（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

図10 未婚者（25歳から34歳）が結婚できない理由（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

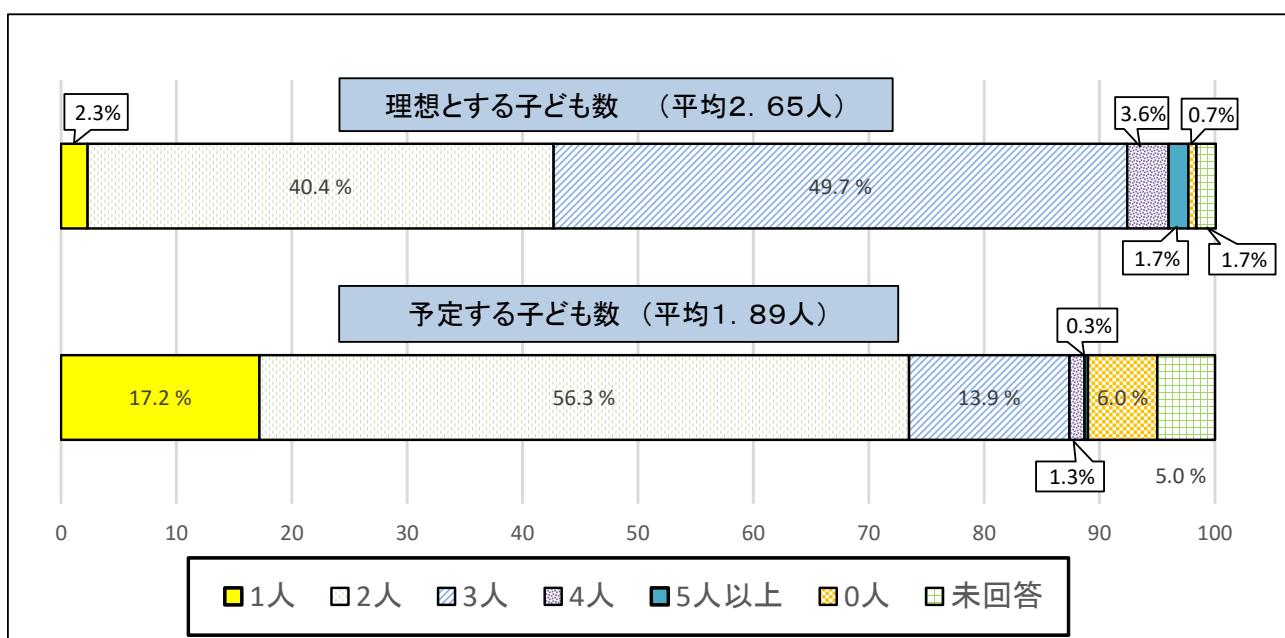
3 子育てを取り巻く環境の変化

(1) 理想とする子ども数と、予定する子ども数

本県が、2019（令和元）年5月に次世代育成支援イベント「おぎやっと21」に参加した子育て家庭やボランティア団体、学生、企業等の男女約300名に実施したアンケートによると、「理想とする子ども数」は平均2.65人なのに対し、「予定する子ども数」は平均1.89人となっています。

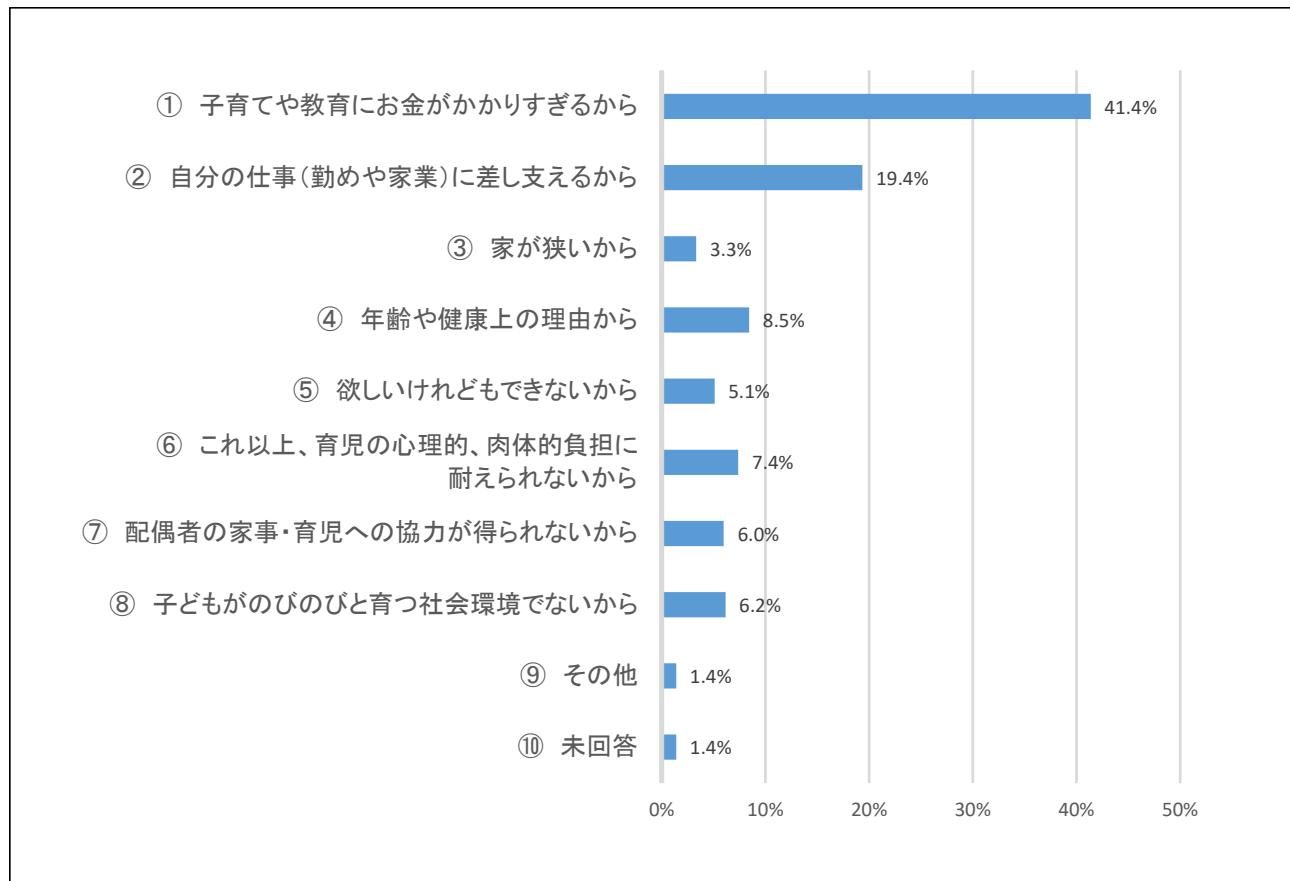
また、「予定する子ども数」が「理想とする子ども数」を下回る理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、次いで「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」、「年齢や健康上の理由から」、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」の順になっています。

図11 「理想とする子ども数」と「予定する子ども数」（本県）



資料：徳島県「結婚・子育てに関するアンケート調査（2019）」

図12 「予定する子ども数」が「理想とする子ども数」を下回る理由（本県）



資料：徳島県「結婚・子育てに関するアンケート調査（2019）」

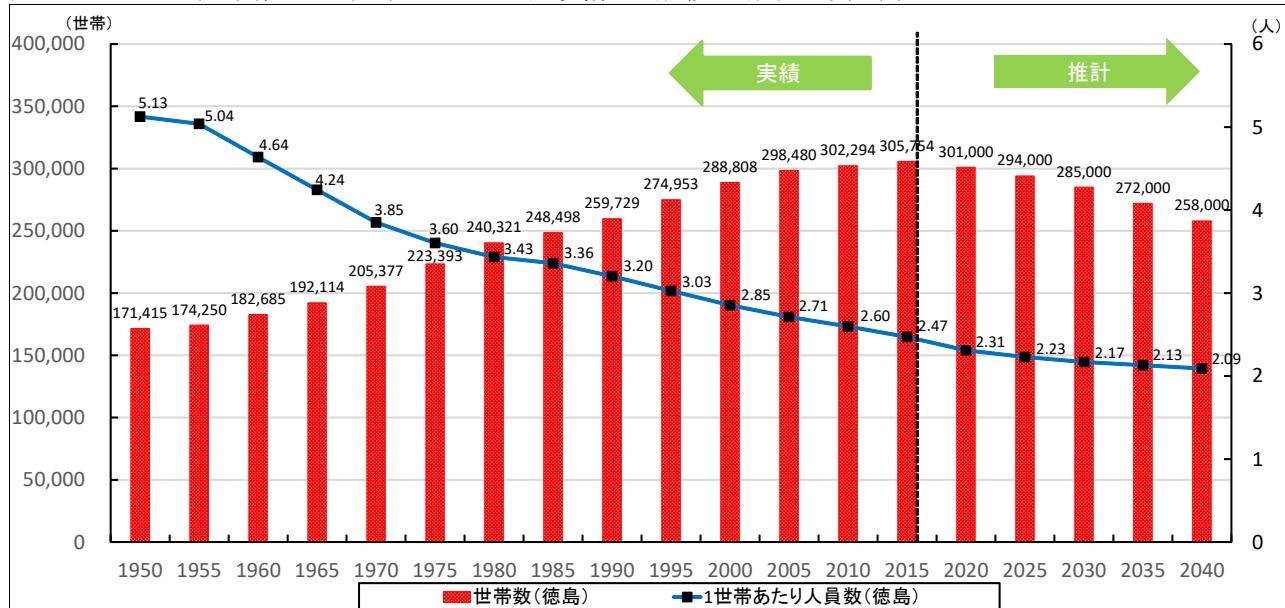
(2)家庭の子育て力の低下

本県の世帯数は、年々増加しており、2015（平成27）年では30.6万世帯で、1950（昭和25）年の17.1万世帯の2倍近くとなっています。

一方、1世帯あたりの人員数は、2015（平成27）年では、2.47人で、1950（昭和25）年の5.13人の半分程度となっています。

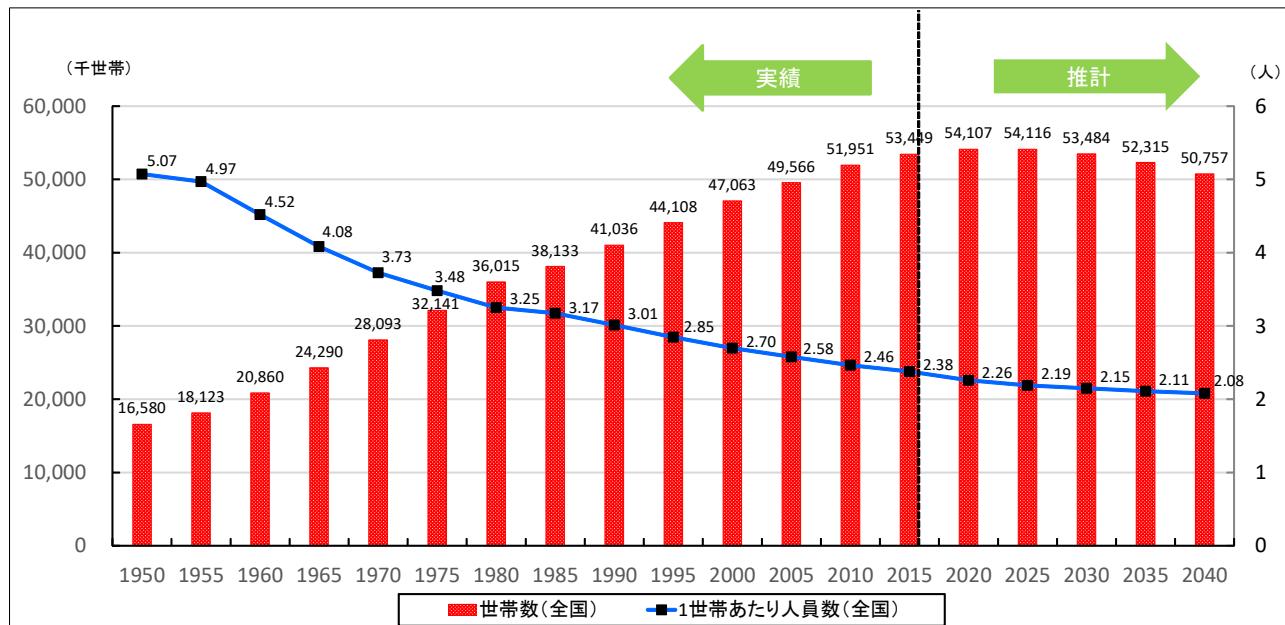
このような背景には、核家族化や1人暮らしの増加があり、家族の小規模化が進み、家庭で子どもを世話をする人が少なくなるなど、家庭における子育て力の低下が懸念されます。

図13-1 世帯数と1世帯あたりの人員数の推移と推計（本県）



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」

図13-2 世帯数と1世帯あたりの人員数の推移と推計（全国）



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」

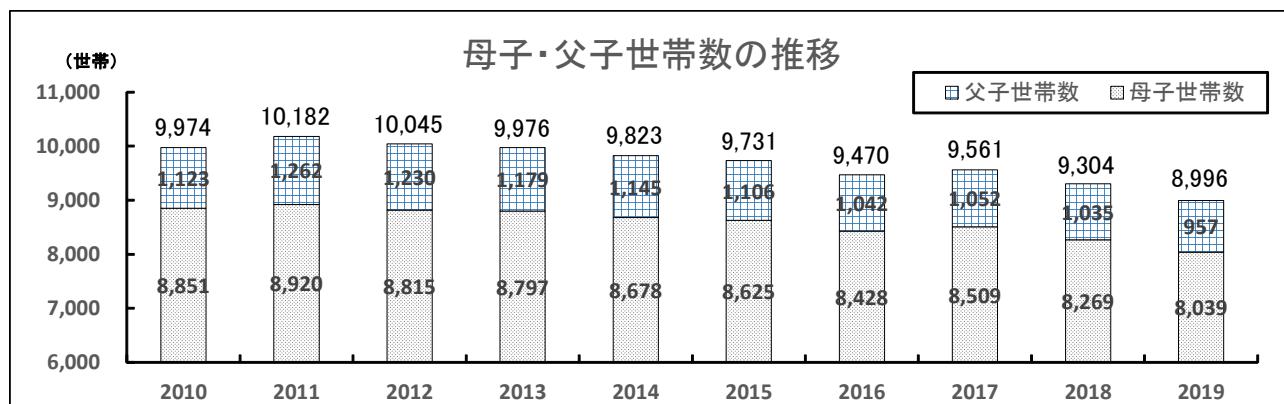
(3)ひとり親家庭の状況

本県におけるひとり親家庭の数は、母子家庭8,039世帯、父子家庭957世帯と減少傾向にあります。

ひとり親の9割以上は就労しており、うち正規の職員・従業員は、5割を超えていますが、母子家庭では約3割が臨時・パート等の不安定な雇用形態となっています。

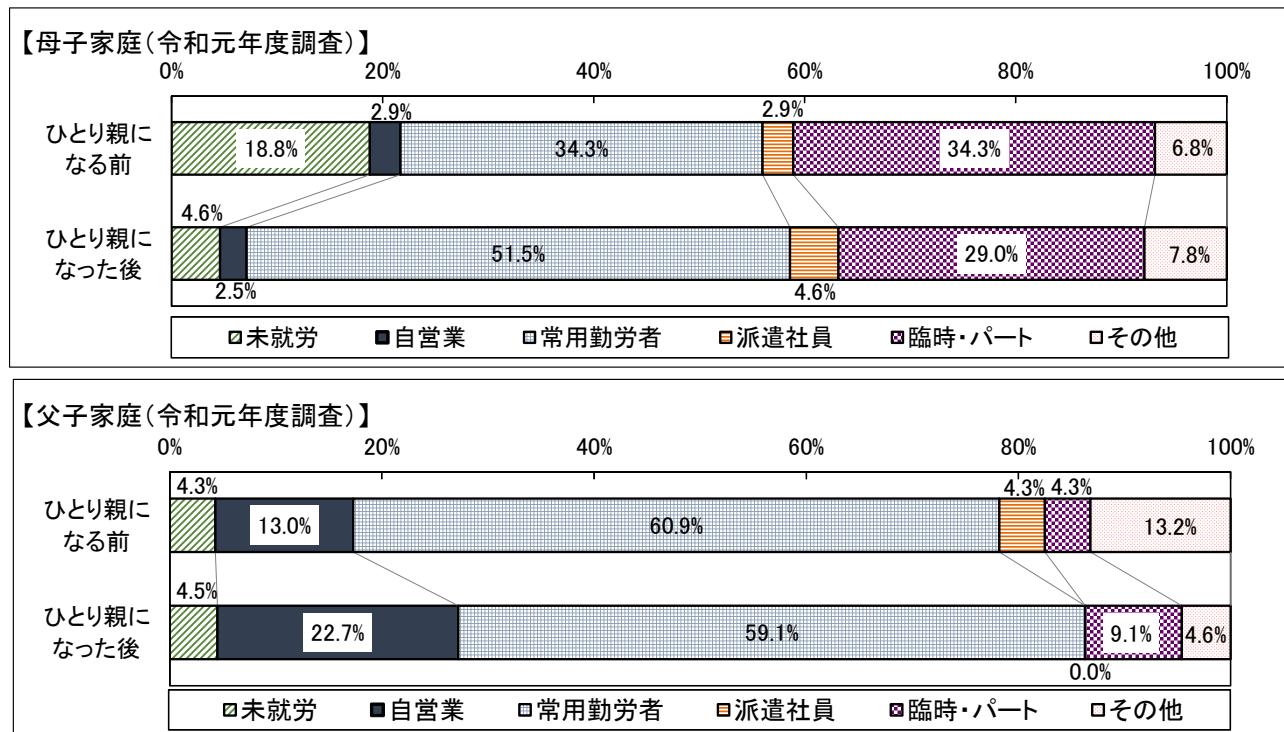
母子家庭の母自身の年間収入は260万円（世帯全体333万円）、父子家庭の父自身の年間収入は294万円（世帯全体379万円）と経済的に厳しい状況となっています。

図14 ひとり親家庭（母子・父子世帯）数の推移（本県）



資料：市町村集計「ひとり親家庭数等調査」

図15 ひとり親家庭の就労状況【上：母子家庭、下：父子家庭】（本県）



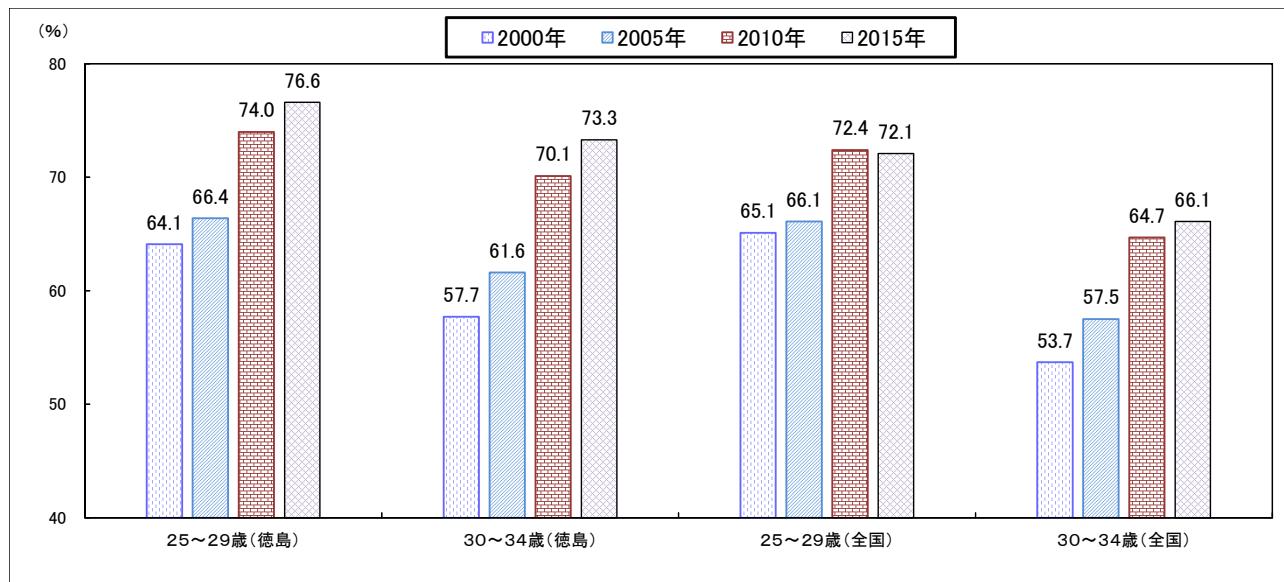
資料：徳島県「ひとり親家庭等実態調査」

(4) 労働形態の変化

本県の「25歳から34歳」までの女性のうち、就業している者の割合は年々上昇し、2015（平成27）年においては、「25歳から29歳」では76.6%（全国：72.1%）、「30歳から34歳」では73.3%（全国：66.1%）と、両年齢層とも、全国平均を上回っています。

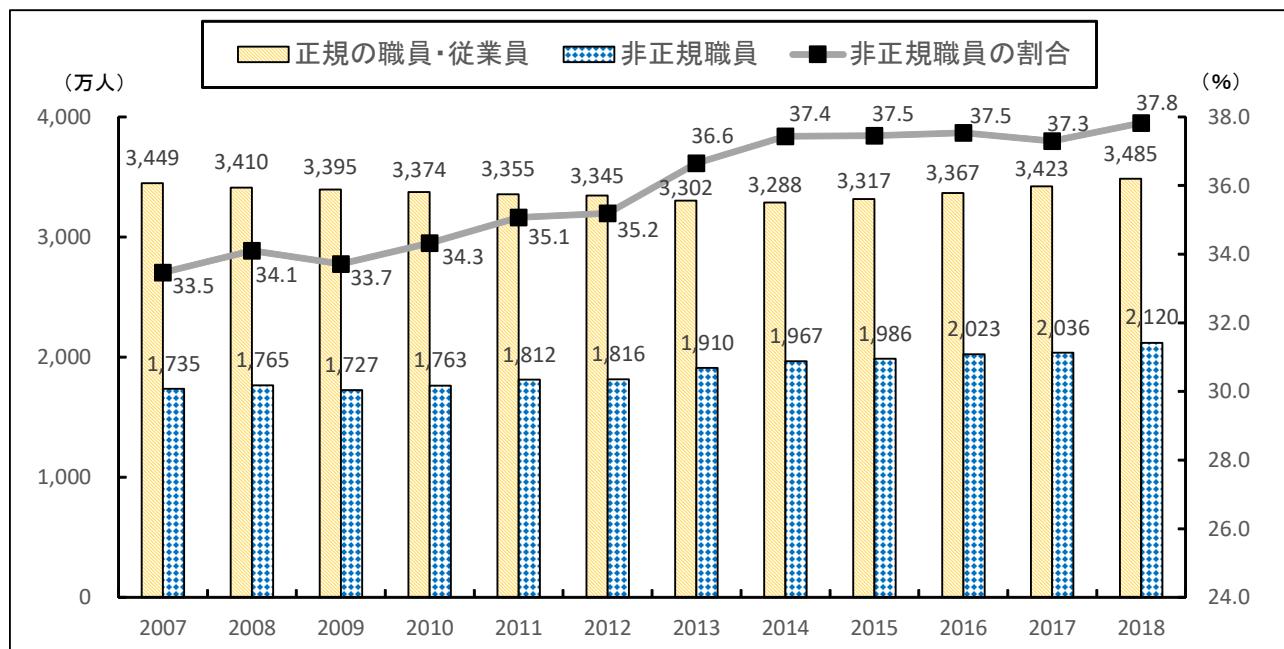
また、就業形態の多様化や労働人口の流動化により、非正規労働者の割合が増加し、景気回復後もこの傾向が続いている。

図16 女性の年齢別就業率の推移（本県・全国）



資料：総務省「国勢調査」

図17 非正規雇用者の割合の推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」

(5)保育所等の利用状況

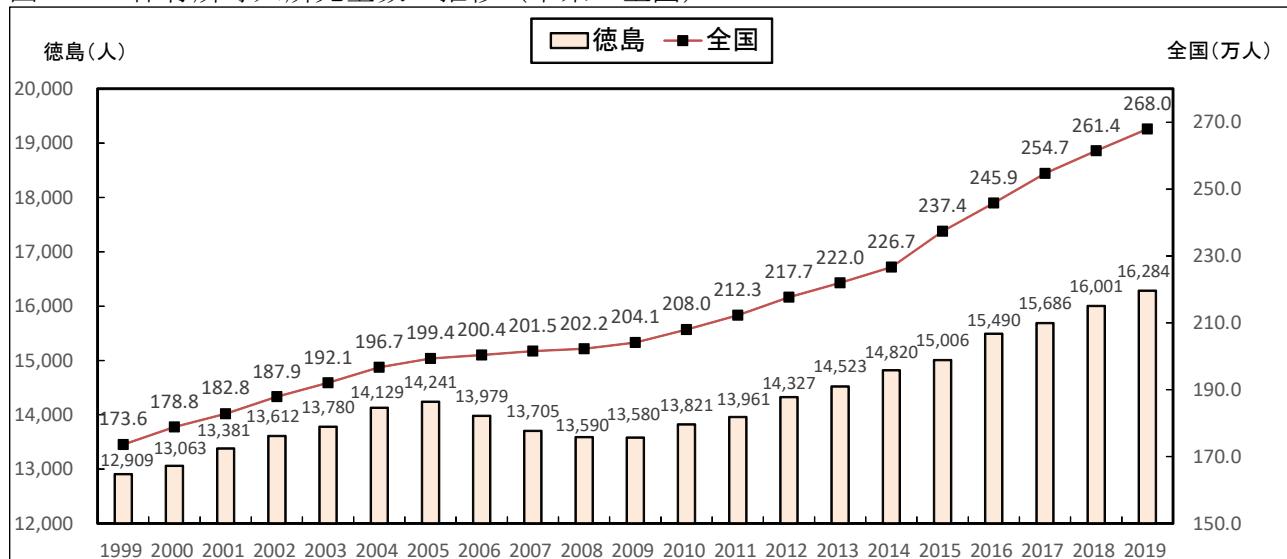
全国の保育所等入所児童数は、増加傾向を示しており、2019（令和元）年は、約268万人となっています。

本県においては、2009（平成21）年から増加しており、2019（令和元）年は、16,284人となっています。

また、全国の保育所等待機児童数は、2019（令和元）年は、16,772人となっています。

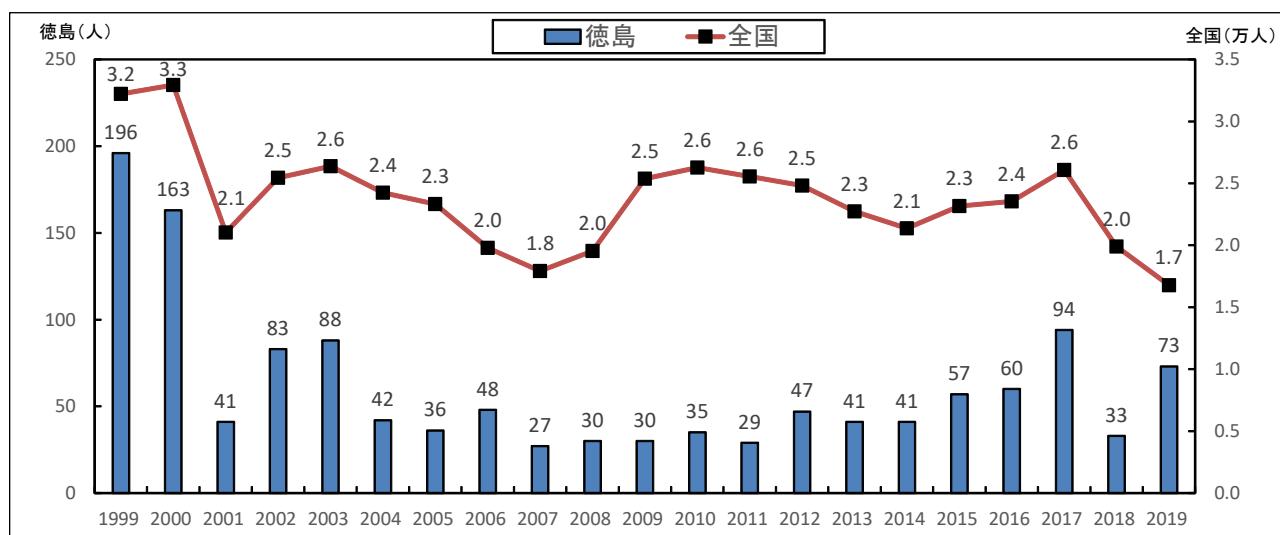
本県では、市町村と連携しながら、保育所等での受入数の拡大に努めてきた結果、2019（令和元）年は、73人と2000（平成12）年の5分の2程度になっていますが、今なお解消には至っていません。

図18 保育所等入所児童数の推移（本県・全国）



資料：厚生労働省「保育所入所待機児童数調」

図19 保育所等待機児童数の推移（本県・全国）



資料：厚生労働省「保育所入所待機児童数調」

4 子どもを取り巻く環境の変化

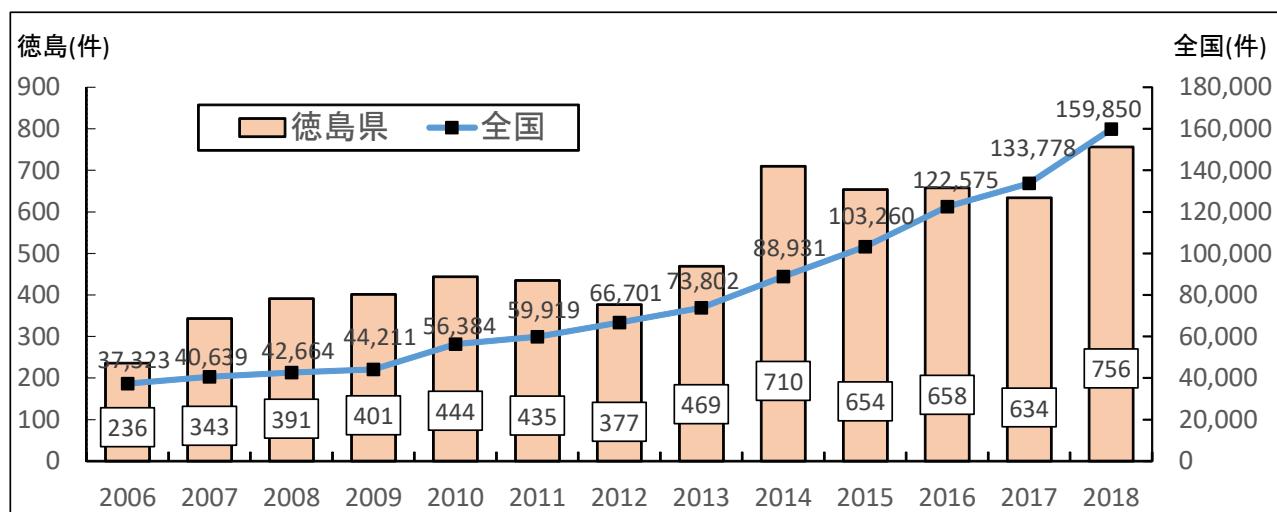
(1) 増加する児童虐待

全国の児童相談所が2018（平成30）年に対応した児童虐待相談件数は、159,850件となっています。また本県において、県内3箇所のこども女性相談センターで対応した件数は756件であり、全国・本県とも過去最多となっています。

このような増加には、核家族化の進行による家庭での子育て機能の低下や、都市化に伴う地域社会の希薄化、育児不安など様々な背景が考えられますが、マスコミ報道等を通じ児童虐待への認識が高まったことや、児童虐待の早期発見・早期対応に向けた行政や関係機関等の取組みが進んできたことも背景にあると考えられます。

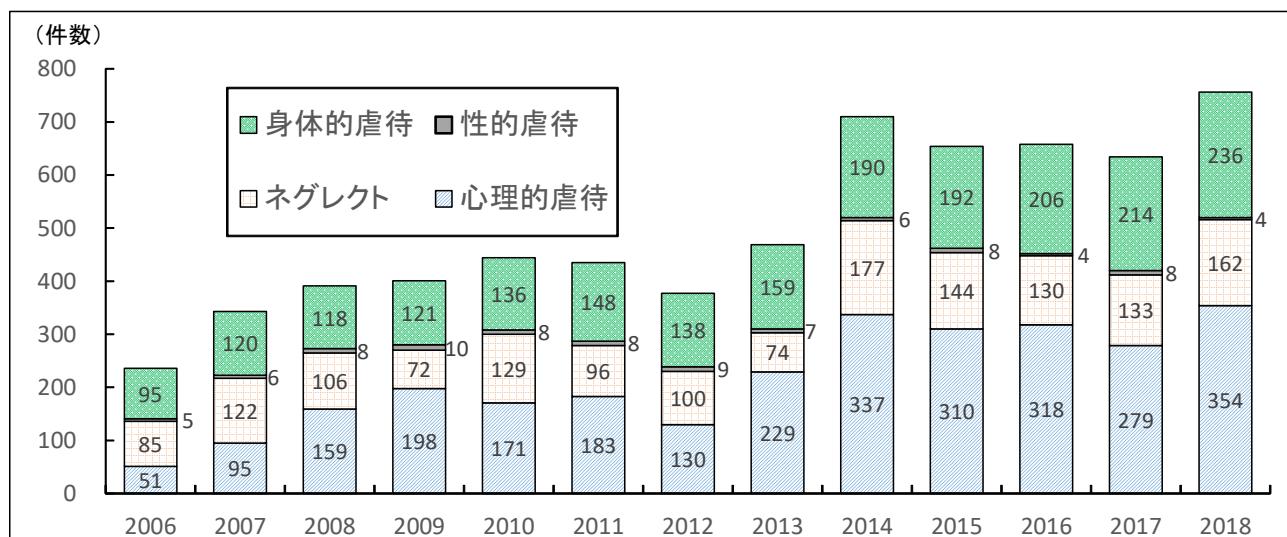
また、児童虐待を種類別でみると、「身体的虐待」が増加傾向にあり、「心理的虐待」も依然として多くなっています。

図20 児童虐待相談対応件数の推移（本県・全国）



資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

図21 児童虐待の種類別件数の推移（本県）



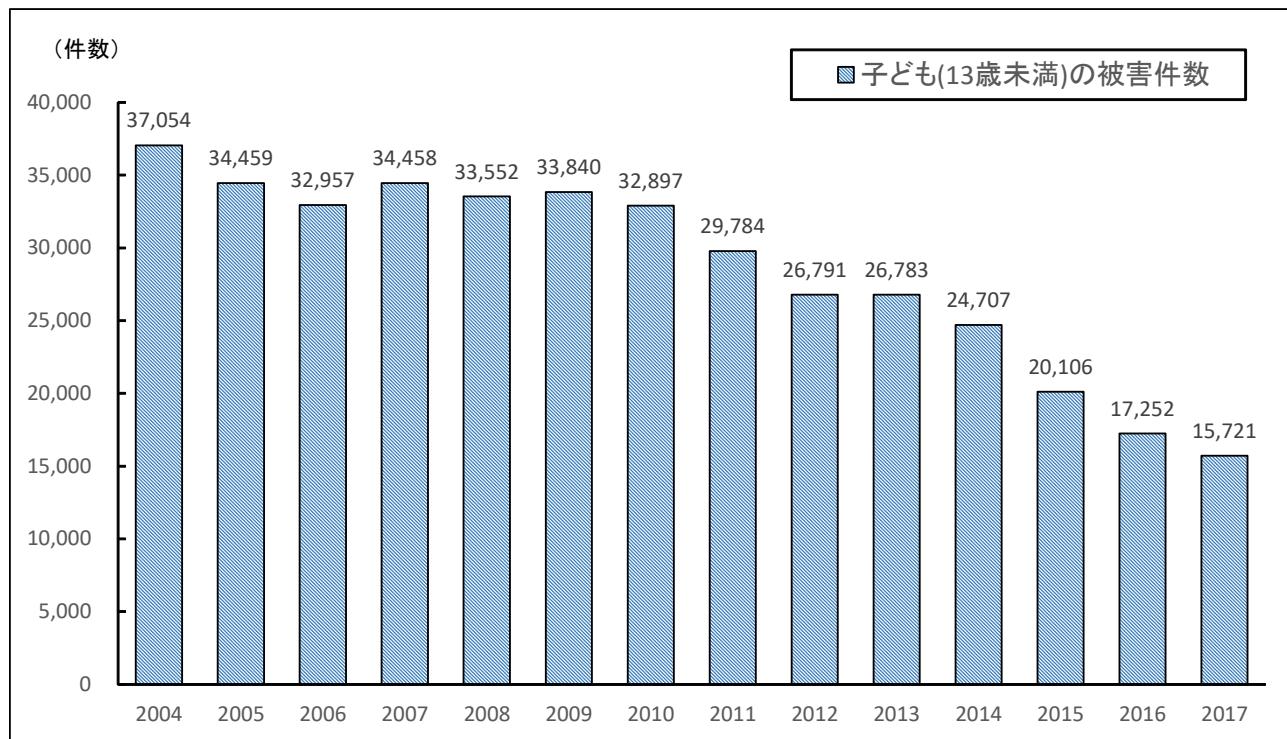
資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

(2) 子どもが被害者となる犯罪

全国の13歳未満の子どもが被害者となった刑法犯の認知件数は、2009（平成21）年以降減少傾向にあり、2017（平成29）年は15,721件と、前年より1,531件減少しました。

すべての子どもが安全・安心に育つことができる社会を目指し、子どもを犯罪から守るために、地域ぐるみでの取組みがより重要になっています。

図22 13歳未満の子どもの被害件数の推移（全国）



資料：警察庁「警察白書」

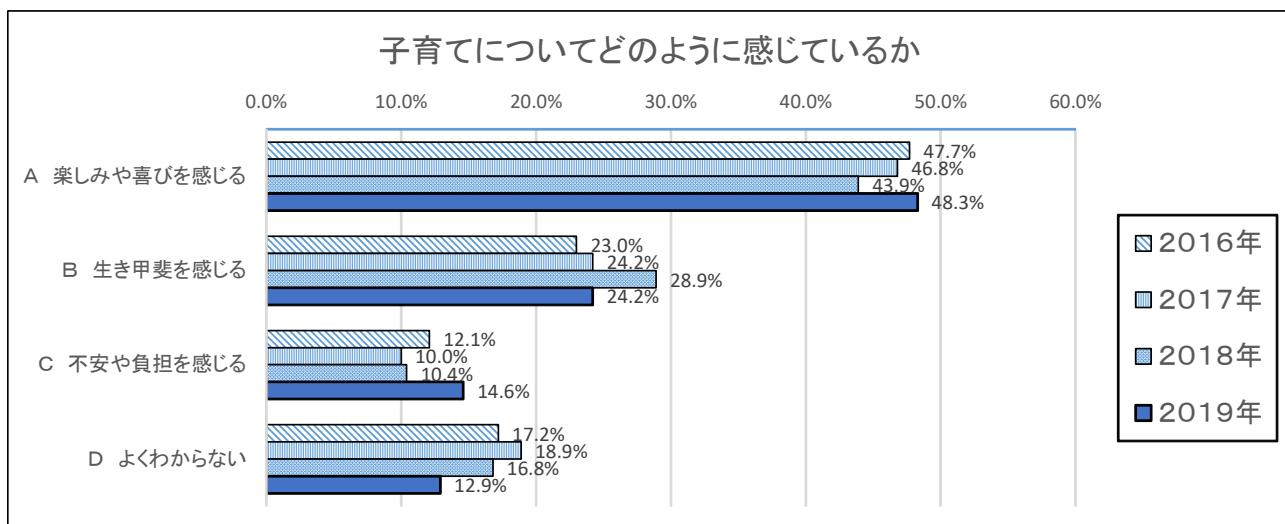
5 県民の子育てに関する意識、希望する子育て支援施策

(1) 県民の子育てへの意識

本県の子育てに関する意識調査を実施したところ、「e－モニターアンケート調査」においては、「子育てについてどのように感じているか」では、「楽しみや喜びを感じる」や「生き甲斐を感じる」との回答が4カ年とも7割以上であり、また、「結婚・子育てに関するアンケート調査（2019）」においても、同様に「楽しみや喜びを感じる」や「生き甲斐を感じる」との回答が7割以上と、子育てを肯定的にとらえている方が多くなっています。

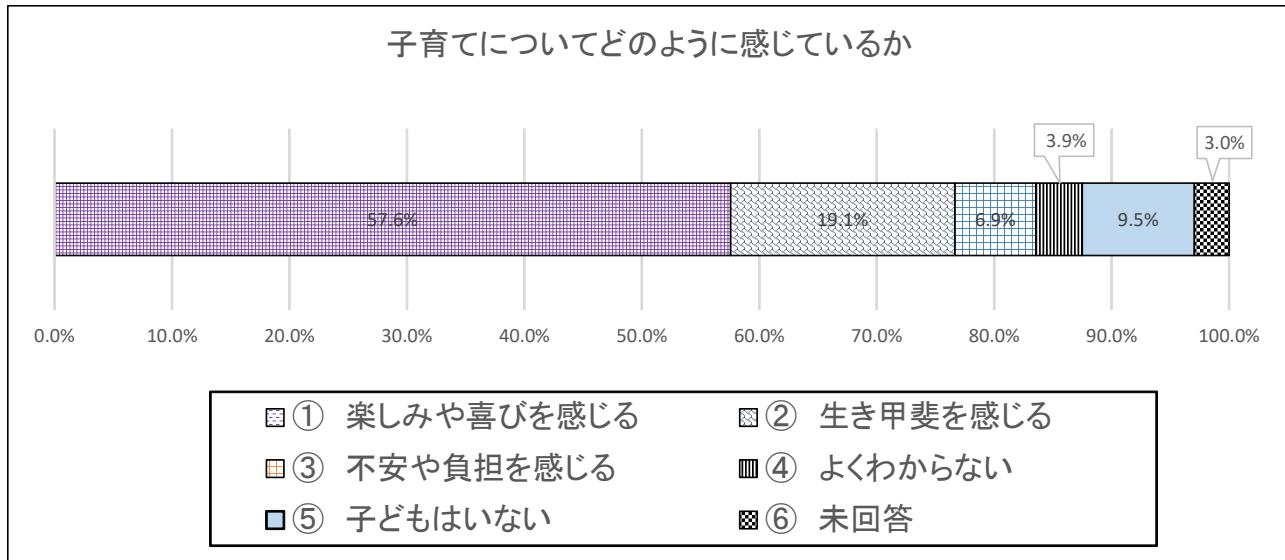
一方で、「子どもと一緒に時間や親の介護、自己実現のための時間がとれていると思うか」については、「e－モニターアンケート調査」では、2016（平成28）年から2018（平成30）年までは5割以上が「とれている」との回答がありましたが、2019（令和元）年は5割を下回っており、「とれていない」の回答が2019（令和元）年が最も多くなっています。また、「結婚・子育てに関するアンケート調査（2019）」においても、同様に「とれていない」との回答が「とれている」の回答を上回っており、子育てに肯定的な一方で、「子どもと一緒に時間等がとりたくてもとれていない」と感じる方が多くなっています。

図23-1 子育てへの意識調査（2016～2019調査：本県）



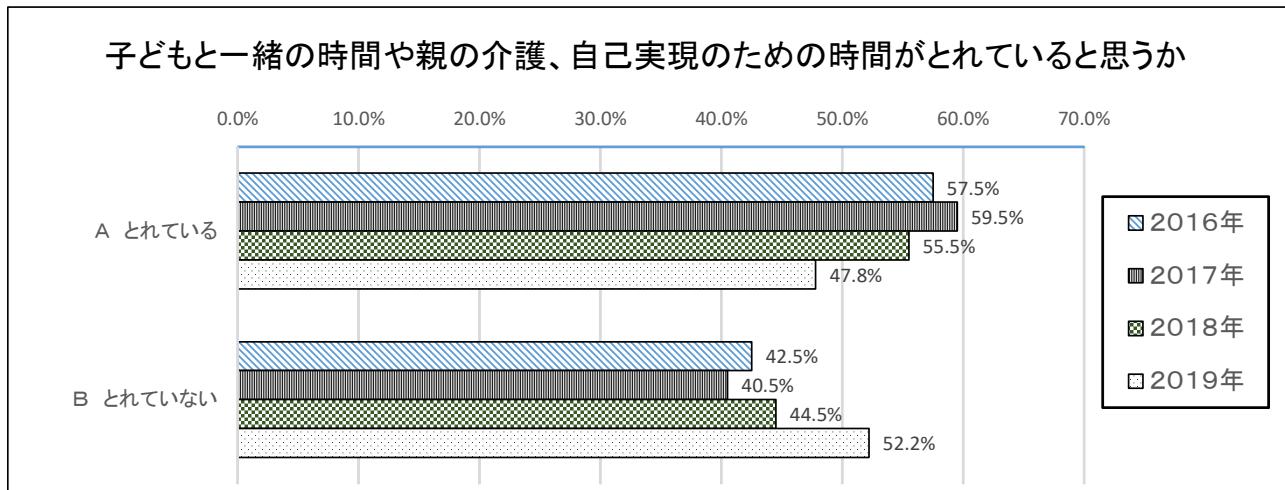
資料：徳島県「オープンとくしま e－モニターアンケート調査」

図23-2 子育てへの意識調査（2019調査：本県）



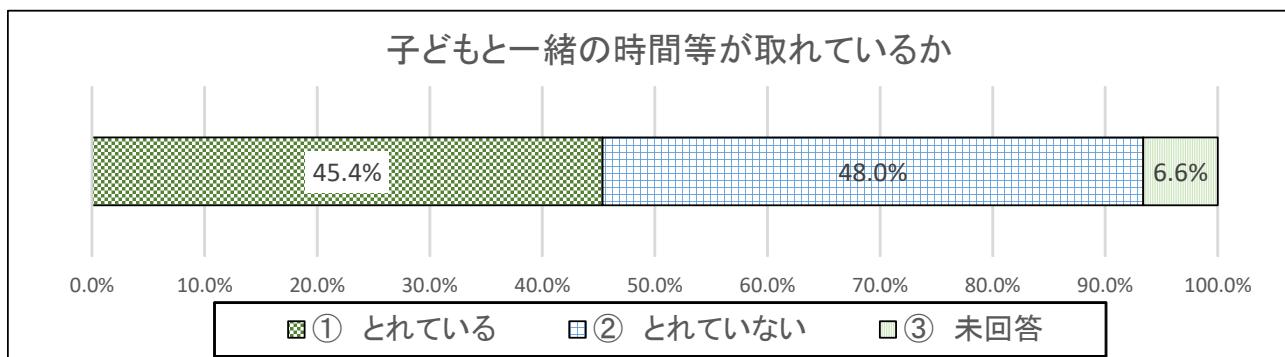
資料：徳島県「結婚・子育てに関するアンケート調査（2019）」

図24-1 子育てへの意識調査（2016～2019調査：本県）



資料：徳島県「オープンとくしま e-モニターアンケート調査」

図24-2 子育てへの意識調査（2019調査：本県）



資料：徳島県「結婚・子育てに関するアンケート調査（2019）」

(2) 県民の希望する子育て支援施策

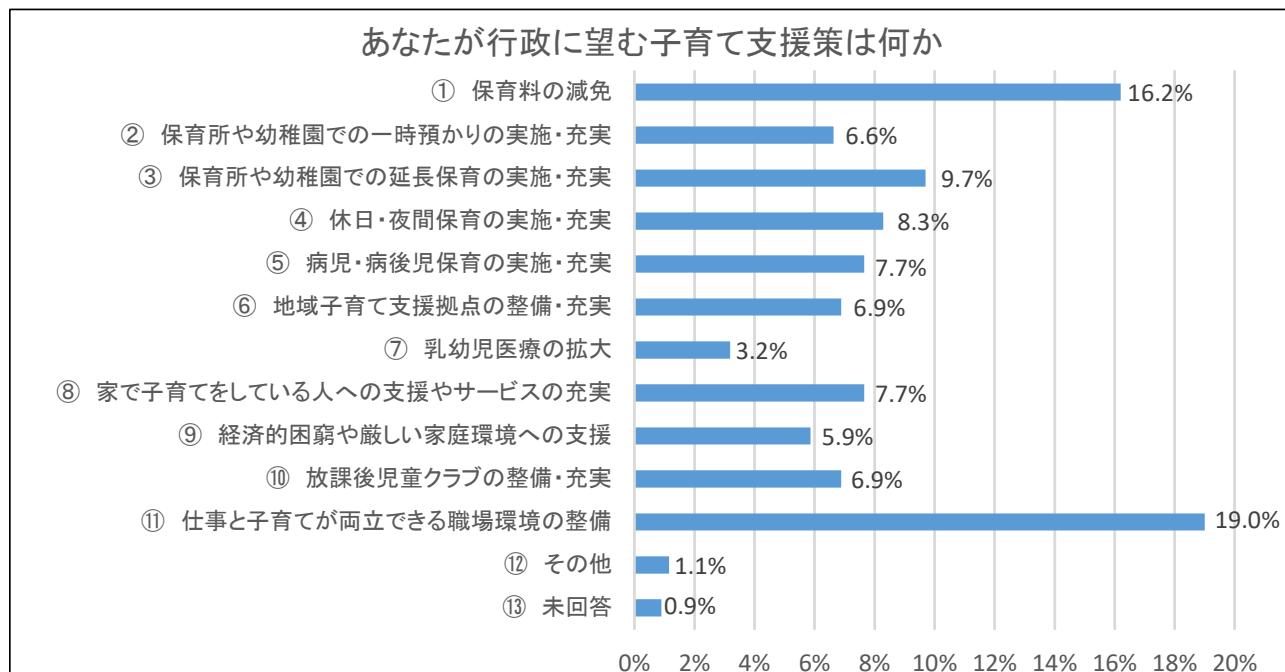
「結婚・子育てに関するアンケート調査（2019）」によると、行政に望む子育て支援策については、「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」が最も多く、次に多かったものは「保育料の減免」でした。

また、「仕事と子育ての両立を図るために、職場において最も必要とされること」については、「育児休業の取得に関する上司や同僚の理解」が最も多く、次に多かったのは「有給休暇の取得しやすい職場環境づくり」でした。

さらに、「仕事と子育ての両立実現に向けた行政に期待する施策」については、「両立を実現しようという社会全体の雰囲気づくり」が最も多く、他には「仕事と子育ての両立制度の導入に取り組む企業等への補助金」や「父親の育児休業や育児・家事参加がしやすくなるよう、企業（事業所）に働きかけ」、「保育サービスの充実」などの回答が多くありました。

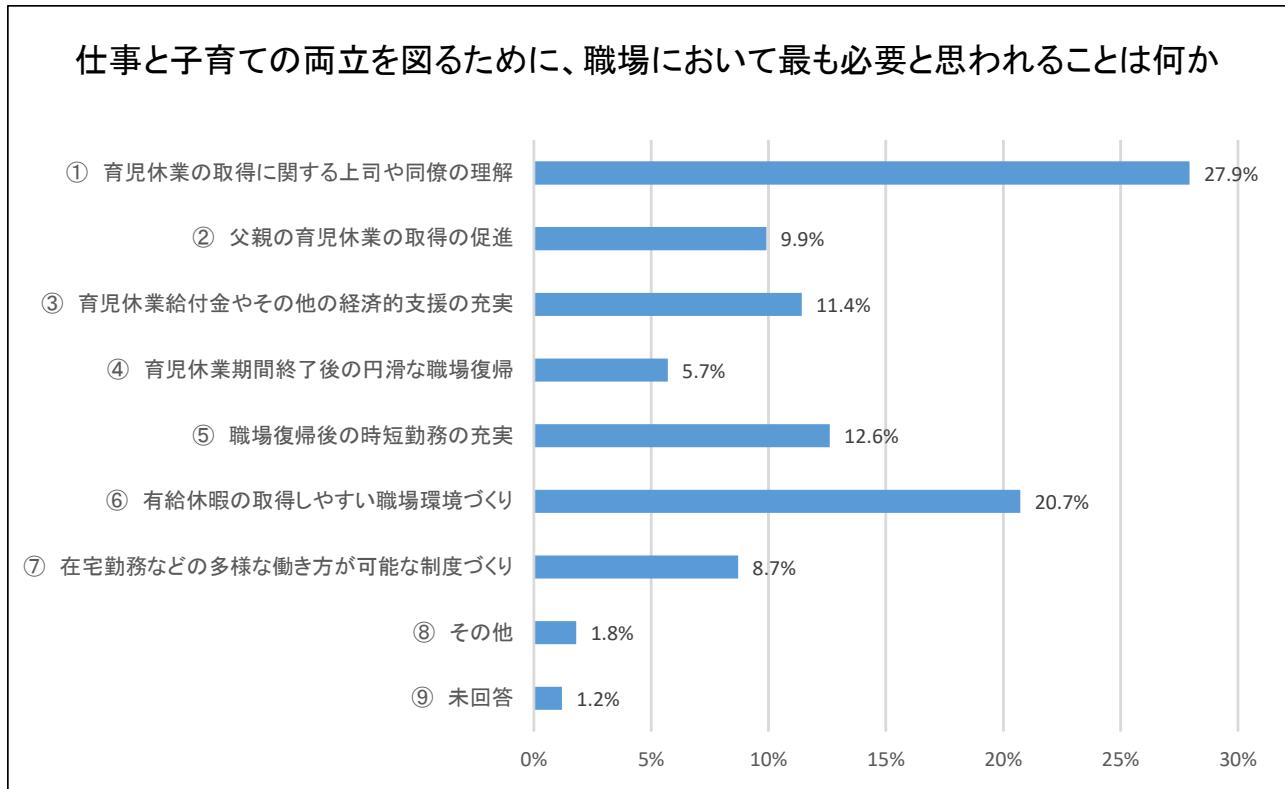
このような回答の背景には、長時間労働や非正規雇用が増加する中で、仕事と子育て・介護などの家庭生活を両立できる柔軟な働き方や休暇制度、上司や同僚の理解といった職場環境が整っていないことがあると考えられます。さらに、延長保育や休日保育、病児・病後児保育*など、預かりサービスの充実を望む声があるとともに、子どもを生み育てるなどを希望する人が、安心して結婚、出産、子育てしながら働き続けることができるワーク・ライフ・バランスの実現が強く求められています。

図25 子育てへの意識調査（2019調査：本県）



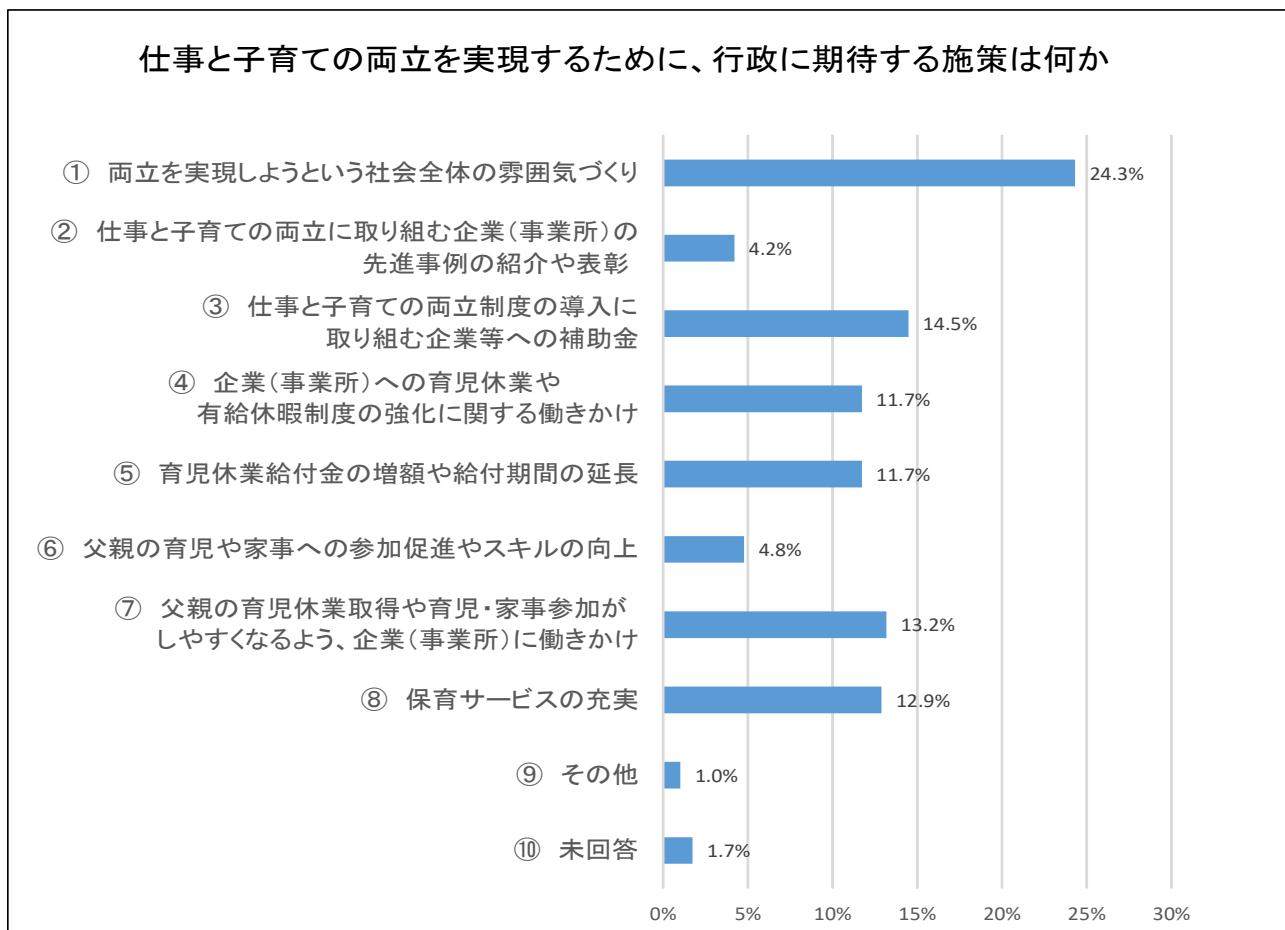
資料：徳島県「結婚・子育てに関するアンケート調査（2019）」

図26 子育てへの意識調査（2019調査：本県）



資料：徳島県「結婚・子育てに関するアンケート調査（2019）」

図27 子育てへの意識調査（2019調査：本県）



資料：徳島県「結婚・子育てに関するアンケート調査（2019）」

第3章 具体的な取組み

- I 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう
環境づくり
- II あらゆる主体が協働して子どもを育む
社会づくり
- III 子どもや若者が幸せを感じ、住みたいと思う
地域づくり

施策体系

| 基本方針 | 主要課題 | 施策（主な取組み） |
|--------------------------------|------------------------|---|
| I 結婚・妊娠・出産、子育ての希望がかなう環境づくり | 1 結婚の希望をかなえる支援の展開 | (1)ライフデザイン形成の推進 (2)男女の出逢いの機会づくり (3)多様な人材による出逢い・結婚の支援 |
| | 2 妊娠・出産・乳幼児支援の充実 | (1)妊娠婦・乳幼児への支援の充実 (2)妊娠・出産・子育てに関する教育の普及 (3)小児医療・小児慢性特定疾病医療費助成制度の推進 (4)不妊治療対策の充実 |
| | 3 多様な子育て支援の展開 | (1)子育て家庭の経済的負担の軽減 (2)子育て家庭の心理的負担の軽減 (3)教育・保育の提供体制の確保 (4)多様な保育・預かりサービスの充実 (5)保育士等の人材確保及び資質向上 |
| | 4 ひとり親家庭の自立の支援 | (1)相談・支援体制の強化 (2)職業生活の安定と向上のための支援の充実 (3)子どもへの支援の充実 (4)地域で見守る「環境(セーフティネット)」づくりの推進 (5)子育て・生活支援の充実 (6)経済的支援の充実 |
| II あらゆる主体が協働して子どもを育む社会づくり | 1 仕事と子育てを両立できる環境づくり | (1)働き方改革の推進 (2)子育てしやすい環境づくりの推進 (3)「チーム育児」の普及推進 |
| | 2 女性の社会活躍と男性の育児参画の推進 | (1)女性が働きやすい環境づくりの推進 (2)育休復帰・再就職に対する支援、リカレント教育 (3)育児と自己実現の両立 (4)男性の育児・家事への主体的な参画 |
| | 3 地域社会による子育て支援 | (1)地域における子育て支援サービスの充実 (2)アクティブ・シニア等による子育て支援の推進 (3)あらゆる主体が子育てに参画する社会づくり |
| | 4 安全・安心で快適なまちづくりの推進 | (1)子どもの安全確保対策の推進 (2)安全教育の推進 (3)良好な居住環境の確保 (4)安全な道路交通環境の整備 (5)安全安心なまちづくりの推進 (6)防災・減災対策の推進 |
| III 子どもや若者が幸せを実感し、住みたいと思う地域づくり | 1 子ども・若者の健全育成の推進 | (1)次世代人材・次代の親の育成 (2)個性や能力を伸ばす教育の充実 (3)家庭や地域の教育力の向上 (4)地域人材・資源を活かした子どもの健全育成 (5)食育の推進 |
| | 2 若者の経済的自立への支援 | (1)県内就職の機会創出 (2)キャリア観の形成支援 (3)インターンシップ(就業体験)の推進 (4)第一次産業等のイメージアップ (5)就労者のスキルアップ、リカレント教育 |
| | 3 困難な環境に置かれた子ども・若者への支援 | (1)貧困の状況にある子ども・若者への支援 (2)貧困の状況にある家庭への支援 (3)「子どもの居場所づくり」と相談体制の充実 (4)児童虐待防止対策の強化 (5)社会的養護体制の充実 (6)子ども・若者のひきこもり・不登校・非行対策の充実 |
| | 4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援 | (1)障がい児への支援 (2)特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実 |

I 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう環境づくり

1 結婚の希望をかなえる支援の展開

急速に進行する少子化の要因の一つとなっている未婚化・晩婚化の理由のひとつに、出逢いの場や機会が少ないことがあげられます。

結婚は、個人のプライバシーに関わる問題ですが、社会全体で結婚に対する理解と認識を深め、結婚したいと思う男女の希望がかなうよう、出逢いや交流の場づくりなどの取組みを推進します。

【主な取組み】

(1) ライフデザイン形成の推進

- 若い世代が、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含む人生設計を希望どおりに描けるように支援するため、県の結婚支援拠点「とくしまマリッジサポートセンター（マリッサとくしま）」において、自らのライフデザインを考える機会を提供します。

(2) 男女の出逢いの機会づくり

○出逢いと結婚の機会づくり

- 結婚したいと思う男女の希望をかなえるため、「マリッサとくしま」を拠点とした広報活動やマッチング、イベント等の開催により新たな出逢いや交流の場を創出します。
- コミュニケーションや身だしなみ等のセミナーを開催し、出逢いの場で相手と打ち解け、自分を自然にアピールできるよう、必要なスキルなどを身につける機会を提供し、カップルの成立を支援します。
- 協賛企業・団体の希望を踏まえ、企業・団体間の合同イベントやセミナーを開催するなど、会員である従業員同士の交流を促進します。
- 若者が、出逢いを意識しすぎることなく自然体で会話や体験を楽しみ、親交を深められるような交流の機会を提供します。

(3) 多様な人材による出逢い・結婚の支援

○「阿波の縁結びサポーター」の育成

- 新たな出逢いをサポートする、「阿波の縁結びサポーター」を対象としたスキルアップ講座や新たな人材の確保により、出逢い・結婚の支援の強化を図ります。

○市町村、企業等と連携した結婚支援

- 市町村、企業等を対象としたネットワーク会議の開催や企業間交流イベントの支援等により地域で核となる人材の育成を図ります。

○成婚者による支援

- 「マリッサとくしま」を利用して成婚に至ったカップルに、「阿波の縁結びサポートー」への就任を依頼し、結婚支援に協力してもらったり、マリッサの体験談を提供してもらい、会員への情報提供や新たな会員勧誘の広報に活用するなど、マリッサ体験者による結婚支援を推進します。

2 妊娠・出産・乳幼児支援の充実

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、子どもや母親の健康の確保を図るとともに、医療費等にかかる経済的負担の軽減を引き続き行います。

また、妊娠・出産等について、正しい知識の普及啓発や教育を推進します。

【主な取組み】

(1) 妊産婦・乳幼児への支援の充実

○妊産婦や新生児に対応するための周産期医療体制*の整備

- 地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図ります。

○妊婦や母親、家庭からの相談等への支援の充実

- 妊娠期から産後しばらくの間、助産師による妊婦・母親の心と健康に関する相談事業を実施します。
- 女性健康支援センター等において、婦人科的疾患、出産についての悩み、不妊等、女性の健康に関する一般的な事項に関する相談指導、並びに相談員の研修を実施します。

○乳幼児等医療の充実

- 乳幼児等の疾病の早期発見と早期治療を促進するとともに、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進するため、市町村が実施する乳幼児等医療費助成事業に対して助成します。

○小児救急医療体制の充実

- 中等症以上の小児救急患者の受入れを担う医療機関を支援し、本県小児救急医療体制の確保を図ります。
- 子どもの急な病気やケガのとき、看護師や小児科医に相談できる「徳島こども医療電話相談事業（#8000）」を運用するとともに、医療情報の提供を行い、小さな子どもを持つ保護者の不安の軽減を図ります。

○市町村母子保健事業の支援

- 市町村が実施する乳幼児健康診査等の母子保健事業を支援するため、「徳島県母子保健マニュアル」の活用等により、市町村に対して広域的・専門的な立場から支援を行います。

○包括的な子育て支援拠点の整備支援

- 妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置促進を図ります。

(2) 妊娠・出産・子育てに関する教育の普及

○妊娠・出産等に対する正しい知識の普及や効果的な情報提供の体制の整備

- 学校保健と連携した妊娠・出産等に対する正しい知識の普及啓発や、関係機関等のネットワークづくりを行います。

○喫煙や薬物等に関する教育の推進

- 2017（平成29）年度に改定した「健康徳島21」において、妊婦の喫煙（受動喫煙を含む）をなくすことを目標に掲げ、喫煙防止に取り組みます。
- 小・中・高校・特別支援学校で、年1回以上の「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室」の実施を推進します。
- 指導者養成のための「薬物乱用防止教育研修会」を開催します。

○思春期の心の健康づくりの支援

- 保健所において、思春期の女性を対象とした電話相談・来所相談や、学校保健と連携し、出前保健講座や高校文化祭での健康教育を実施します。

(3) 小児医療・小児慢性特定疾病医療費助成制度*の推進

○医療費の公費負担や医療の給付

- 児童の慢性特定疾病について、り患児童が早期に適正な医療を受けられるよう、その医療費を公費負担します。
- 身体の機能に障がいのある児童のうち、確実な治療の効果が期待できるものに対し、生活能力を得るために必要な医療を給付します。

(4) 不妊治療対策の充実

○「不妊・不育専門相談センター」の整備

- 徳島大学病院に委託し、不妊・不育の治療方法等について、医師及び助産師による相談指導や情報提供を行います。

○配偶者間の不妊治療に要する経済的負担の軽減

- 医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療（体外受精・顕微授精等）に要する費用の一部を助成します。

3 多様な子育て支援の展開

核家族化やひとり親家庭の増加などにより、家庭における子育て力の低下が見られる中で、子育て家庭の多様なニーズに応え、子育てを支援するため、子どもの保育や教育などの経済的負担や不安、孤立などの心理的負担を軽減する取組みを進めます。

また、待機児童対策として、多様な預かり体制の整備や保育等の人材育成を推進します。

【主な取組み】

(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減

○経済的負担の軽減

- 国における児童手当の円滑な推進に努めます。
- 多子世帯の子どもが安心して保育所等を利用できるよう、保育料の軽減を支援します。
- 放課後児童クラブ*の利用料無料化又は軽減を支援し、保育所等から小学校への切れ目のない支援を推進します。
- 勤労者向け融資制度において、子育てを行う勤労者の教育資金やリカレント応援資金等の低利融資を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。
- 保護者が負担する入園料及び保育料について負担軽減を図ります。
- 国における「高等学校等就学支援金制度」により、高等学校等の授業料についての負担の軽減を図ります。
- 「私立高等学校等授業料軽減事業」を実施し、私立高等学校等に通う生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 「徳島県学び直しへの支援金」事業の実施により、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、継続して授業料についての支援を行います。

(2) 子育て家庭の心理的負担の軽減

○子育て家庭の孤立化や不安の解消

- 子育て家庭の様々な不安や悩みに身近で気軽に応える場の開設を支援します。
- 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業*や養育支援訪問事業*、子どもを家庭で養育することが一時的に困難となった場合に児童養護施設等で短期間預かる子育て短期支援事業*が活用されるよう制度の周知に努めます。
- 急な疾病や災害又は育児疲れ等により、保育が困難となるような場合でも安心できるよう、一時的な保育の実施を支援します。

○育休中の社会参画の機会提供

- 「徳島県立男女共同参画交流センター（ときわプラザ）」で実施するイベント、講演会、研修会等において、子育て中の男女が参加しやすいよう、必要に応じて託児を実施し、子育てや女性活躍を支援する体制の充実を図ります。

○在宅の子育て家庭への支援

- 国の「幼児教育・保育の無償化*」の対象とならない在宅の子育て家庭の負担を軽減するため、県及び市町村が連携した支援を実施します。様々な子育て支援サービスを利用できるクーポンを交付するとともに、各種サービスの充実や情報発信に努めます。

（3）教育・保育の提供体制の確保

○待機児童の解消に向けて

- 子育てをしながら生きがいを持って働き続けることができるよう、必要な保育サービス量の確保を支援します。

○幼稚園における預かり保育*の充実

- 幼稚園の教育時間終了後や長期休業中等に預かり保育を行う私立幼稚園に対し、補助を行うことにより、保護者のニーズに応え、子育て支援の充実を図ります。
- 市町村に対して、預かり保育の実施状況の把握及び各幼稚園への支援体制の指導・助言を行い、本県における預かり保育の充実を図っていきます。

○認定こども園*制度の活用

- 認定こども園が、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、地域の実情を踏まえながら、積極的な活用を推進します。

（4）多様な保育・預かりサービスの充実

○多様な保育サービスの充実

- 子育て家庭が、ライフスタイルに応じた柔軟な働き方が選択できるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。
- 今後増加が見込まれる、外国人の子どもに対する多言語対応など、保育の受け入れ態勢を整備します。

○放課後児童クラブ*に対する支援

- 昼間就労等により保護者がいない全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブの拡充、放課後子供教室*との連携強化を支援します。

○子どもの健康及び安全の確保

- 感染症の発生に対する迅速な対応や、安全で快適な保育環境を保つために、保健・衛生への取組みを充実します。

(5) 保育士等の人材確保及び資質向上

○保育士等の人材確保

- 保育所等が、保育士等の専門的な人材や、地域において子育て支援に関わる多様な人材を活用して、地域の実情に応じた様々な取組みを行うことができるよう、保育士等の人材確保に向けた取組みを推進します。
- 保育士等の確保においては、処遇改善をはじめとする勤務条件の向上や性別に關係なく働きやすい職場環境の構築を推進するとともに、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職等を積極的に支援します。
- 保育職への就職希望者と求職中の保育所等の希望や条件をマッチングする機能を強化し、求職者の利便性向上や人材確保の効率化、適正化を図ります。

○保育士等の資質向上

- 保育現場において、障がいやアレルギーを持つ子どもへの対応など、高度で専門的な対応が求められる分野の研修を行い、リーダー的な職員の育成を図ります。
- 高度専門的職業としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質・能力を明確化し、保育者のキャリアステージやニーズに応じた研修を実施することにより教員の資質向上を図ります。

○保育実践の改善・向上

- 事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するとともに、研究成果の活用を図ります。
- 保育所等における保育の質の向上と第三者評価*に資するよう、自己評価の取組みを推進します。

4 ひとり親家庭の自立の支援

「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、相談・支援体制の充実、就労・自立支援の充実、子どもへの支援の推進、地域で見守る「環境（セーフティネット）」づくりの推進、子育て・生活支援の充実、経済的支援の充実などの総合的なひとり親家庭対策に取り組むことにより、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら自立し、子どもが現在から将来にわたり希望を持って健やかに成長できる環境を整えます。

【主な取組み】

(1) 相談・支援体制の強化

- ひとり親家庭の子育てをはじめとした生活や就業等に関する様々な悩みについて、「とくしま丸ごとA I コンシェルジュ（仮称）」活用による定型的な相談の24時間対応と、身近なところでひとり親に寄り添った相談を受け、支援に関する情報の提供や助言を行うなど、相談・情報提供機能の充実を図ります。

(2) 職業生活の安定と向上のための支援の充実

- ハローワーク及び母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関と連携し、児童扶養手当受給者に対して、自立支援プログラムの策定によるひとり親の状況や生活条件に即したきめ細かな就労支援を行い、自立を促進します。
- 様々な困難を抱えるひとり親に対し、安定的な収入を得るために資格取得支援と子育てと両立しながら資格取得するための生活支援等の総合的な支援を行い、自立を促進します。

(3) 子どもへの支援の充実

- ひとり親家庭の子どもたちの意思を尊重し、様々な夢をカタチにすることで、社会的に自立するための「キャリアプラン形成」支援の取組みを推進します。
- ひとり親家庭の子どもを対象に、子どもの状況や地域の実情に応じた学習機会を提供し、本人の希望が尊重され、能力適性に応じた進路選択の機会が確保できるよう支援を行います。
- 親の離婚等で精神的に不安定になっている子どもの家庭に、児童訪問援助員（ホームフレンド*）を派遣し、子どもの意見を尊重した良き理解者として、心の葛藤緩和や自立心の育成に努め、児童の健全育成を支援します。

(4) 地域で見守る「環境（セーフティネット）」づくりの推進

- 地域住民が主体となり進める子ども食堂*やユニバーサルカフェなど既存の地域資源を活用し、地域で子どもたちが安心して過ごすことができる「子どもの居場所」づくりを推進します。
- ひとり親家庭の孤立化を防ぐため、地域の支援者や市町村などの関係機関が、各々協働しながら、それぞれの役割を果たせるよう、支援を届けるネットワークの連携強化を図ります。

(5) 子育て・生活支援の充実

- ひとり親世帯や多子世帯など生活困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅の優先入居を行います。
- 専門的・継続的な生活指導等の支援を必要とする母子家庭の母等に対して、母子生活支援施設の入居による地域での生活を支援します。
- ひとり親家庭が生活の場を確保し、安心して子育てを行い、就業や就業に向けた職業訓練の実施が可能になるように、保育所における利用機会の確保や多様な子育てサービスの提供を市町村と連携して実施します。
- ひとり親家庭の親が修学や病気のために、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員*を派遣し、生活援助や保育を行います。

(6) 経済的支援の充実

- 児童扶養手当、児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等に関する情報を提供することにより、適切な給付と貸付けを行うなど経済的支援に取り組みます。
- ひとり親家庭に対して医療に係る費用の助成を行い、ひとり親家庭の子どもとその親の保健の増進を図ります。
- ひとり親家庭の子どもに対する養育費を確保するため、適切な相談支援が行えるよう相談員の資質の向上を図るとともに、ひとり親に対し、様々な機会を捉えた情報提供・啓発に努めます。

II あらゆる主体が協働して子どもを育む社会づくり

1 仕事と子育てを両立できる環境づくり

安心して子どもを生み育てられる社会をつくるため、家族一緒に過ごす時間を十分持つつ、男女ともに働きがいを感じて仕事にも能力を発揮できるような、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）した社会の実現に取り組みます。

【主な取組み】

(1) 働き方改革の推進

○労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を得るための広報・啓発

- 長時間労働のは正や、年次有給休暇の確実な取得をはじめとする「働き方改革」の着実な推進に関係機関と連携しながら取り組みます。
- 仕事と家庭の両立をより一層推進するため、関係機関と連携しながら、育児・介護休暇制度の周知啓発を図ります。

○多様な労働環境の推進

- ワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、「テレワークセンター徳島」を活用し、県内企業に対するセミナーやテレワーカー養成講座を開催し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワーク*の普及促進を図ります。
- 関係機関と連携しながら、フレックスタイム制や短時間勤務制度の導入など、多様な働き方を促進するとともに、労働環境の整備を支援します。
- 平日（夜間）及び土・日曜日に労働相談を受けられる体制を整備し、平日（昼間）の相談が困難な労働者に対する支援を行います。

(2) 子育てしやすい環境づくりの推進

○一般事業主行動計画の策定の推進

- 仕事と家庭の両立を推進するため、関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を支援します。

○はぐくみ支援企業の認証・表彰制度及び周知

- 仕事と子育て等の両立支援に積極的に取り組む企業等を「はぐくみ支援企業」として認証するとともに、「くるみん認定・プラチナくるみん認定」*についても、関係機関と連携を図り、周知啓発を行うことで、企業等における次世代育成の取組みを促進します。

○両立支援のための体制整備の促進

- 仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関連法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進することにより、子育てに関する休暇の取得や制度の充実を促進します。

○仕事と子育ての両立を実現する機運の醸成

- 仕事と子育てを両立できる職場づくりを普及させるため、効果的な取組みの導入例の発表や情報発信、企業等が両立支援を自社にも取り入れようと思う動機付け支援、啓発など、ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた機運の醸成に努めます。

○保育サービスの充実

- 仕事等の社会活動と家庭生活の両立を支援するため、利用者の観点に立ち、就労形態等に応じた多様な保育ニーズに柔軟に対応できる、きめ細やかな保育サービスの充実を図ります。

○事業所内保育施設等の推進

- 病院に従事する職員のために保育施設を運営する事業について補助することにより、医療の現場における仕事と子育ての両立を支援します。
- 県内企業における労働力確保、仕事と子育ての両立支援のため、施設設置アドバイザーのきめ細かな支援による「企業主導型保育施設（事業所内保育所）」の設置促進を図ります。

○ファミリー・サポート・センター*の充実

- 子育て家庭を地域全体で支える体制を整備するため、ファミリー・サポート・センターによる子育ての相互援助活動の取組みを推進するとともに、病児・病後児保育事業等と連携し、病児・病後児対応等の機能強化を図ります。

(3) 「チーム育児」の普及推進

□ ひとりで育児を抱え込まず、夫婦の協働（または保護者）を中心に、子育て支援サービスやツール、周囲の人を頼りながら、楽しみを感じつつ行う育児（＝「チーム育児」）を、子育て家庭のロールモデルとして普及啓発していきます。

また、柔軟な働き方や休暇制度などにより、従業員の子育てを支援し、「チーム育児」に賛同・応援する企業等の普及に努めます。

2 女性の社会活躍と男性の育児参画の推進

本格的な人口減少社会を迎える中、豊かで活力ある地域社会を維持していくためには、社会における女性の活躍推進が不可欠です。そのためには、女性が社会の中で個性や能力を十分に発揮して働き、同時に充実した家庭生活を無理なく送れるよう、男女共同参画*の意識や職場での多様な働き方の普及、育児中の子育てと自己実現の両立、子育てが一段落した後の円滑な職場復帰や就職支援、男性の育児・家事への参画推進などの取組みを進める必要があります。

【主な取組み】

(1) 女性が働きやすい環境づくりの推進

- 男女がともに支え合う「男女共同参画社会づくり」の実現を図るため、女性がその能力を発揮し、多様な分野に参画できるよう、社会全体での意識改革や機運の醸成など、女性の活躍推進に取り組みます。
- 「働く女性応援ネットワーク会議」の意見等を踏まえながら、女性の職業生活における課題を共有し、解決のための新たな取組みにつなげます。
- 女性と男性が共に活動できるパートナーシップ型農村社会の実現を目指し、女性の能力向上や能力活用の場の拡大に向けた支援を行うとともに、農山漁村における子育てしやすい環境づくりを進めます。
- 漁村女性の活躍の場を一層拡大するため、各種団体が実施する研修会等、自主的な活動を支援します。
- 建設産業への女性入職者の増加を図るため、講座やイベント等を通じて、建設産業の魅力を発信します。

(2) 育休復帰・再就職に対する支援、リカレント教育

- 出産や育児等により離職せざるを得なかった女性の再就職準備や就労を支援するため、就職に関する情報の提供やスキルアップに向けた講座等を実施します。

(3) 育児と自己実現の両立

○女性活躍ワンストップサービスセンター（仮称）の設置

- 子育て中の女性や就労希望のある女性などが、気軽に訪れることができ、就労相談をはじめとした各種相談や、リカレント教育を受けることのできる「女性活躍ワンストップサービスセンター（仮称）」を設置します。

○女性の創業支援

- 自分らしい働き方や自己実現を行う方法として「創業」を選択し、アイデアや感性、趣味や特技を活かした事業を円滑に実施するため、女性目線でのセミナーのほか、先輩女性起業家や様々な支援機関と連携し、サポートします。
- 創業を目指す者の資金調達の円滑化を図るため、創業者向け融資制度の充実・強化に取り組みます。

(4) 男性の育児・家事への主体的な参画

○男性の子育て参画の啓発

- 「フレアキャンパス講座」の中で、男性が楽しく積極的に子育てに参画できるよう講座を企画し、実施します。

○男性の育児休業取得の促進

- 「フレアキャンパス講座」の中で、男性の育児休業取得のため、家事・育児・介護を夫婦で分担し合う意識を醸成する講座を企画・実施します。
- 仕事と家庭の両立を支援するため、父親も子育てができる働き方の実現に向けて、男性の育児休業取得を促進します。

○男性の育児・家事への参画促進とイクボス*の養成

- 男性の仕事と育児の両立を支援するため、模範となる企業を表彰するほか、「産前講座」などの男性の育児・家事への参画意欲を高めるセミナーやワークショップを実施します。子どもの成長・発達や、それに応じた子どもへの接し方など、父親が子どもの現状を理解しながら具体的に行動しやすくなるよう工夫します。
- 男性が育児参加しやすい職場づくりは、社員の仕事力、人間力の向上にもつながることから、経営者や管理職に対する研修会の開催や企業等へのアドバイザー派遣などにより、子育てしやすい職場づくりを推進します。

○相談体制の充実や広報啓発活動の推進

- 「徳島県立男女共同参画交流センター（ときわプラザ）」において、女性や男性が抱えている様々な問題や悩みに対する相談に応じるとともに、各種情報の収集・提供、図書資料の閲覧・貸出などを実施し、子育てをはじめとする様々な場面における男女共同参画*を推進するため、各種広報・啓発活動を推進します。

○各種講座の企画・実施

- ワーク・ライフ・バランス*、健康づくり、DV（ドメスティック・バイオレンス）*防止など、子育てを取り巻く男女共同参画に関する様々な問題について、男女が共に学び、気づき、考えることができる講座を「フレアキャンパス講座」の中に計画的に企画し、実施します。

3 地域社会による子育て支援

家庭の子育て力や地域の子育て支援機能の低下とともに、育児の負担感・不安感が増しています。このため、地域社会全体で子育てを支える仕組みをつくる必要があります。市町村はもとより、地域の人々や様々な団体・企業などが子育て家庭への関心や理解を深め、市町村が実施する各種の子育て支援サービスの充実や、子育て支援のための拠点施設等の整備を支援するとともに、「徳島県子育て総合支援センター（みらい）」を中心として市町村・関係団体と連携し、地域住民も参画して、地域社会全体で子育てを応援する取組みを推進します。

【主な取組み】

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

○市町村域を超えた広域的な子育て支援の実施

- 既存の社会資源を有効に活用し、病児・病後児保育*などの特別な保育サービスについて、複数の市町村による共同実施を支援することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

○「徳島県子育て総合支援センター（みらい）」の子育て支援活動への支援

- 県内各地で地域住民が一体となって子育てを応援する活動を支援し、地域における子育て支援活動の機運の醸成を図ります。
- 子育て支援についての調査・研究を行うとともに、地域の子育て支援情報を集約し、必要とされる方に幅広く情報提供を行います。
- 子育て支援サービスの効果的な取組みを推進するため、市町村、N P O、子育てサークル等の子育て支援活動を行う団体間の連絡や調整などのコーディネート業務を行い、子育て支援ネットワークの構築を促進します。
- 子育て応援ボランティアや地域の子育てサークル指導者等の養成を図り、地域における子育て力の向上を進めます。
- イベント等で使用する大型遊具等を市町村や子育て支援団体等に貸し出しを行うことにより、地域の子育て活動を支援します。
- 医師や、看護師、助産師、保育士などの有資格者や子育て支援活動者の実践者を、「子育て応援の匠」として登録し、子育て支援サークル等へ講師や育児相談のアドバイザーとして派遣することで、地域の子育て力の向上を図ります。

○地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター*等）への支援

- 就学前の子どもを育てる保護者が、子育てに関する不安や悩みを安心して相談し、気軽に交流できる場づくりを支援します。

○子育て家庭の交流の場の提供

- 地域に根ざした幼稚園教育の充実と地域における幼児期の教育センターとしての役割を担うため、未就園児への幼稚園の施設の開放を推進します。
- 地域ぐるみで取り組む家庭教育支援を実現するため、家庭教育支援者の養成等の取組みを推進します。

(2) アクティブ・シニア等による子育て支援の推進

○高齢者の子育て支援への参画

- 子どもたちの成長には、人生経験の豊富な高齢者の子育て参加など多世代間の交流が重要であるため、次世代育成の支援者として期待される高齢者による子育て支援を推進します。
- 保育士の業務負担の軽減や保育の質の向上を図るため、意欲ある高齢者の人材育成を行うとともに保育現場への就労を支援する「徳島県版『保育助手』制度」を推進し、アクティブ・シニアの保育現場での就労を支援します。
- 老人クラブ活動やシルバー大学校大学院卒業生（生きがいづくり推進員）の活動を支援し、地域の見守り活動や世代間交流の取組みを推進します。

(3) あらゆる主体が子育てに参画する社会づくり

○社会全体で子育てを応援

- 地域の人々や店舗、企業、N P O、団体等、あらゆる主体が参加し、地域全体で子育て家庭を応援する社会づくりを進めます。
- 子育て世帯が施設や店舗を利用した際に、優遇サービスを受けられる子育て支援サポートが、2017（平成29）年に全国共通サービス化されたことを普及啓発し、親子が外出してふれあいを深めるのを応援するとともに、様々な施設・店舗の協力により、社会全体で子育て家庭を支援する機運の醸成に努めます。
- 「家族の日」、「家族の週間」*を中心として、家族や地域のつながりの中で、子どもを育てていくことの大切さを県民に周知広報し、子育てを社会全体で支える意識の醸成を図ります。
- 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」*を推進し、乳児を連れた親が気兼ねなく外出できるよう、社会全体で子育て家庭を見守り、応援する機運の醸成に努めます。

○子育て情報の発信

- 徳島県内の結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を、ポータルサイト「とくしまはぐくみネット」*で発信し、利用者が欲する情報の提供に努めるとともに、子育て家庭や子育て支援団体などの悩みの解消や県内の子育て環境の改善に努めます。

4 安全・安心で快適なまちづくりの推進

子どもの健やかな成長には、子どもを交通事故や犯罪、その他の不慮の事故などから守り、安全に生活できる地域環境や快適な日常の生活空間が求められます。子どもやその保護者、妊婦をはじめ、誰もが安全・安心で暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

【主な取組み】

(1) 子どもの安全確保対策の推進

○事故等から子どもを守る対策の推進

- 関係機関と連携した安全点検を実施して危険箇所を抽出し、交通安全施設等の整備や交通規制の実施など、広い視点を持ってハード・ソフト両面からの安全対策を推進します。
- 防犯ボランティア団体、通学路等の管理者、学校等関係機関、地域住民と連携して、通学路等の点検、整備、パトロール等を実施します。また、各種防犯教室等の開催により安全教育を実施します。
- 子どもの事故防止に向け、消費者庁、医師会、看護協会、助産師会、子育て支援団体等の関係機関と連携し、ネットワーク会議の開催やイベント等での啓発を推進するとともに、県内での意識調査結果を踏まえた有効策を全国に発信します。
- 園外活動時の見守りなど、保育に係る周辺業務を行う者の配置に支援を行い、保育所外等での活動において、子どもが集団で移動する際の安全確保を図ります。

○犯罪等に関する情報提供の推進

- 安心メールやSNS、県警察ホームページ（犯罪・不審者情報マップ）等により、犯罪情報や不審者情報等を提供します。
- 各警察署ごとに、幼・小・中学校等と連携し、誘拐防止教室や不審者侵入対応訓練等を実施します。

○スクールサポーター制度の効果的な運用

- 警察署に配置したスクールサポーター*と学校等との連携により、学校等における児童等の安全確保対策や犯罪被害防止、非行防止、いじめ事案の早期把握等の活動を行います。

○防犯ボランティア等に対する支援

- 登下校時を中心に見守り活動に従事する学校安全ボランティア（スクールガード）を養成するための講習会の開催を推進します。

- 犯罪発生情報や不審者情報等地域安全情報の提供、学校関係者や防犯ボランティア等と連携した地域安全マップの作成など、各種支援を行います。
- 地域で様々な防犯活動に従事する防犯ボランティアを養成するため、研修会を開催します。

○避難場所となる店舗や事業所の登録

- 子どもの通学路や公園周辺の民家、商店、事業所等を「子ども110番の家」に指定し、地域ぐるみで子どもの安全の確保を図ります。

○子どもに対するカウンセリング等のきめ細かな支援

- 被害にあった子どもに対して、スクールカウンセラー*による緊急支援の実施や、少年サポートセンター、児童相談所等関係機関の連携を密にし、被害にあった子どもの心理・特性等に配慮した迅速・適正な支援を実施します。
- 市町村や被害者支援に関わる関係機関の職員を対象とした研修会を開催し、相談窓口の充実強化を図るとともに、被害にあった子どもが二次的被害を受けることがないよう、被害者等の置かれている状況等について県民の理解を深めるための講演会を実施します。

(2) 安全教育の推進

- 幼稚園、保育所、保護者等と連携して、交通安全資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、幼児の特性に応じた実践的な講習方法を学ぶ研修会等を開催します。
- 児童の登下校時における安全を確保するため、県下の新入学児童全員に黄色のランドセルカバーを配付します。
- チャイルドシートの正しい使用の徹底を広報啓発するとともに、自転車ヘルメットの着用や自転車の点検整備、自転車保険の加入を促進します。また、自転車ヘルメットやシートベルト着用の徹底について、交通安全教室等による効果的な交通安全啓発活動を推進します。

(3) 良好な居住環境の確保

- 公共賃貸住宅において、ひとり親世帯や多子世帯などに対する、一般の申込者よりも優先的に入居できる優先入居枠を引き続き実施します。併せて、子育て世帯については、入居資格の所得要件の緩和を継続します。
- 少子高齢社会に対応した公営住宅の供給を行う観点から、今後建替に着手する大規模団地において、児童遊園等子ども向け施設の併設等について検討を進めます。

(4) 安全な道路交通環境の整備

○駅、官公庁、病院等を連絡する道路における移動円滑化の促進

- 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、音響信号、高齢者等感應信号、信号の待ち時間表示の整備や、信号灯器のLED化、道路標識・標示の高輝度化、違法駐車の取締りや、違法駐車防止の広報啓発活動を推進します。

○幹線道路や生活道における交通の流れの円滑化

- 高速道路や環状道路等の整備、渋滞の著しい交差点の緩和・解消に努めることにより、適切な機能分担が図られる道路ネットワークを構築し、交通の円滑化を図ります。
- すべての人が安心して利用できるように、幹線道路や通学路で事故の危険性が高い箇所（事故危険箇所）の安全対策を重点的に推進します。
- 交差点改良に伴う信号制御の多現示化や右折感應化、及び信号機の高度化による制御の高性能化を推進します。
- 通学路や住宅地域等の生活道路において、歩行者・自転車の安全を確保するため、ゾーン規制*や信号機、道路標識・標示の整備・見直しを推進します。

(5) 安全・安心なまちづくりの推進

○ユニバーサルなまちづくりの推進

- 「徳島県ユニバーサルデザイン*によるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

○パーキングパーミット*交付事業の推進

- 公共施設やショッピングセンター、銀行などに設置されている身体障がい者等用駐車場が、必要としている方々に適切に利用されるよう、身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット*）を交付し、事業所等の協力を得ながら、妊娠婦や障がい者等に配慮した環境づくりを推進します。

○公共施設等における犯罪防止に配慮した環境設計

- 自治体、関係機関・団体等に働きかけ、通学路、公園、駐車場等への防犯灯の設置等犯罪の被害に遭いにくい環境整備を促進します。

○犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

- 「徳島県安全で安心なまちづくり条例」に基づき、安全で安心なまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民が安全に安心して暮らせる環境づくりを推進します。

○受動喫煙防止対策の推進

- 「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、多数の者が利用する施設等において、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的に推進します。

○「道の駅」における子育て応援

- 道の駅における子育て応援として、妊婦向け屋根付き優先駐車スペースの整備を行い、妊産婦が安心して楽しく訪問できるよう、道の駅のサービス機能の強化を図ります。

(6) 防災・減災対策の推進

- 県と市町村で取り決めた公的備蓄の役割分担や備蓄目標に基づき、県は市町村単独で備蓄するのが困難な「アレルギー対応の食料・粉ミルク」を3日分現物備蓄します。
- 地域防災の担い手となる人材育成のため、「全国少年消防クラブ交流大会」を誘致し、県内の少年消防クラブの交流機会を提供するなど、少年消防クラブの活性化を推進します。
- 子どもたちの防災意識向上のため、出前講座の実施や防災活動の支援、事前復興の取組みの周知等を行うほか、学校と地域が連携した防災活動の取組みを推進し、未来の防災リーダーを育成します。
- 災害発生時に、被災した子どもや親が安全で安心に過ごすことができるよう、適切な保育やこころのケアなどの支援を行うことのできる専門員やボランティアを養成します。
- 様々な災害リスクから人々と地域を守るため、浸水対策や土砂災害対策、社会インフラの耐震化、道路ネットワークの整備等、事前防災・減災対策に資する社会資本整備に取り組むとともに、住民自らが災害に備えられるよう、土砂災害の危険性、河川水位や雨量等の情報提供を進めます。
- 児童・生徒等の災害に適切に対応する能力や主体的に判断し行動する能力を高めるため、発達段階に応じて、家庭・地域・関係機関と連携した防災訓練や防災教育を推進します。

- 中学・高校生の防災士資格の取得を支援するとともに、中学校・高校の「防災クラブ」を中心に、地域と連携した実践的な防災ボランティア活動に取り組むことで、将来の地域防災を担う人材の育成を推進します。

III 子どもや若者が幸せを実感し、住みたいと思う地域づくり

1 子ども・若者の健全育成の推進

次代の担い手である子ども・若者が個性豊かにたくましく成長するため、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てる教育を推進します。また、子どもたちが生活の中に幸せを実感し、「ふるさとを誇りに思い愛する心」や「地域に住みたいと思う心」を持って、地域の未来に積極的に関わっていくことができる取組みを進めます。

【主な取組み】

(1) 次世代人材・次代の親の育成

○学校教育等を通じた次代の親の育成

- 郷土の自然や伝統、文化への理解を深め、郷土の発展に尽くした先人の生き方に学ぶことにより、ふるさとを誇りに思う心の育成に努めます。
- 家庭や家族の基本的な機能を理解し、男女が協力して家庭を築くことの大切さを認識させる教育を推進します。
- 幼稚園や保育所等の乳幼児と直接触れあうことで、親の役割と子育ての意義を理解させる教育を実践します。また、家庭における親子の愛着形成の重要性や子どもの発達への影響などについて学ぶ機会を提供します。
- 小学校での職場見学や中学校での職場体験、高等学校における就業体験など、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育*の実践を行い、勤労観や職業観を育成します。
- 専門高校において、社会で求められる知識や技能を身に付け、地域産業の担い手や将来のスペシャリストとして自立できるよう、職業教育を推進します。
- 児童生徒が自らの学習状況や生活等を振り返り、これから生き方を見通す「キャリア・パスポート」を活用して、キャリアプランニング能力等の育成を図ります。
- 次代の親となる世代が、乳幼児や母親と直接触れあう体験を通じて、子どもを持つということや子育てについて学び考える機会を提供し、将来親となることへの肯定感を醸成します。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）*の被害者にも加害者にもならないように、DV予防の視点に立って、中学生、高校生、大学生、看護学生等を対象に、「デートDV」を防止するための啓発セミナーを開催します。
- 臨床心理学を学んでいる大学院生をライフサポーター*として、不登校でひきこもり傾向にある児童生徒の家庭や学校へ派遣し、悩みや不安の解消に向けて支援します。

○次世代人材の育成

- 県内の小・中・高校生に対して理数分野への興味・関心を一層高める先端技術をテーマとした体験型の講座などの機会を提供します。また、科学技術に関し、広く県民の関心と理解を深めることにより、本県の科学技術の振興を図るため、「とくしま科学技術月間*」期間を中心に科学技術関連行事を実施します。
- 消費者庁や関係機関と連携し、成年年齢引下げや持続可能な開発目標（S D G s）など社会情勢の変化に対応した消費者教育を推進するとともに、被害に遭わない「自立した消費者」及び持続可能な社会づくりのために「積極的に行動できる消費者」の育成に向け、各ライフステージに応じた消費者教育に取り組みます。
- 地球温暖化やごみの減量化、生物多様性などの環境問題をテーマに、県内小中学校等において、職員や環境アドバイザー*等が出前講座として環境学習を実施することにより、若年層の環境意識の高揚と醸成を図ります。
- 様々な活動に主体的に参加するためのノウハウを学ぶ機会や、活動を支援する人々との交流の場を提供し、地域で主体的に行動できる人材の育成を図ります。
- 若者が個人の多様な生き方やライフデザインを描けるよう、会社員やN P O職員など「世代や立場の異なる多様な参加者」と交流し、対話する場を提供します。
- 「とくしま農林水産未来人材スクール」において、農林水産業の魅力や各アカデミーの取組みを情報発信するとともに、農・林・水が一体となって、次代を担う人材の育成・確保に努めます。
- 「農業大学校」、「アグリビジネススクール」において、技術力向上や経営安定に資する研修を実施し、新規就農者の育成・確保に努めます。
- 「とくしま林業アカデミー」、「とくしま漁業アカデミー」において、知識と技術・技能を修得し、即戦力として現場で活躍できる人材を養成します。
- よりよい社会を構成する人材を育成するため、小学校から発達段階に応じて、系統的・計画的に主権者教育を推進します。

(2) 個性や能力を伸ばす教育の充実

○確かな学力の向上

- 小・中学校の各学年等の特性に応じて少人数学級、少人数グループ指導やティームティーチング*指導に対応するための教員配置を行い、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
- 個に応じた適切な指導や必要な支援の充実を図るとともに、教員がじっくり子どもと向き合う環境づくりのために、退職教員や社会人等の人材登録制度を活用して、学力向上や生徒指導にかかる支援を行います。

○豊かな心の育成

- 國際理解促進のために学校等へ講師を派遣するほか、日本語を母語としない児童生徒のために学校への日本語講師の派遣や夏休み期間中における日本語指導を行います。
- 親や家族、友達、地域の人々を大切に思う心をはじめ、子どもの豊かな道徳性を育むため、学校や地域の実態に応じた指導の充実を図るとともに、絵本や動画など様々な教材を活用し、家庭や地域、関係機関と連携した道徳教育を推進します。
- いじめ、少年非行、不登校に対応するため、スクールカウンセラー*を全公立小・中学校及び県立学校等に配置・派遣し、児童生徒や保護者、教職員の相談に対応します。また、スクールソーシャルワーカー*を市町村教育委員会に配置するとともに、学校の要請に応じて、スクールプロフェッサー*やライフサポーター*を派遣します。

○健やかな体の育成

- 地域スポーツ人材を運動部活動外部指導者や体育授業派遣指導者として派遣します。また、「子どもの体力向上支援プラン」に基づく「体力アップ運動」の普及・実践等具体的な施策を検討し、本県児童生徒の体力向上を図ります。

○信頼される学校づくり

- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入促進を図り、学校として目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていく「地域とともにある学校づくり」の推進に努めます。
- 県立学校の施設整備においては、ユニバーサルデザイン*を取り入れ、良好な教育環境の提供を行います。
- 学校安全ボランティア（スクールガード）を養成し、地域ぐるみで子どもの安全を守る学校安全体制づくりを推進します。

○幼児教育の充実

- 幼稚園教諭、保育士、保育教諭*を対象に、合同研修会等を実施し、連携の強化に向けた施策、事業の推進に努めます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

○家庭教育への支援の充実

- P T A や N P O 、社会教育関係団体・社会教育施設等と連携、協力し、子どもの生活習慣確立や、読書活動の推進等、家庭教育の支援と充実を図ります。

○地域の教育力の向上

- 地域と学校が連携・協働して未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を促進します。
- 地域で活動する青少年団体等指導者の育成や、その資質・指導力の向上を図ります。
- 公民館等の社会教育施設と連携し、地域住民がいつでもどこでも学べる地域づくりを促進します。

(4) 地域人材・資源を活かした子どもの健全育成

○総合的な放課後対策の推進

- 安心して放課後を過ごせるよう放課後児童クラブ*や放課後子供教室*の拡充、相互の連携強化を支援します。

○地域住民の参画によるスポーツ・文化活動の推進

- 子どもたちの豊かな人間性や創造性を育てるため、文化や芸術に触れる様々な機会を設けます。
- 地域住民が主体となって創設・運営されている「総合型地域スポーツクラブ*」等を活用し、地域住民の誰もが健康で豊かな生活をおくれる地域社会づくりを進めます。
- 子どもたちが、放課後や土曜日、休日等における多様な学習や体験活動、地域住民との交流活動等を行う豊かな環境づくりを推進します。

○自然体験や人ととの交流の場の提供

- 遊びや体験活動を通して子どもたちが自主性、社会性、創造性や基本的な生活習慣を培うことができるよう関係者の資質向上を支援します。
- 「徳島県立佐那河内いきものふれあいの里」の自然観察会等の行事を通して、自然体験の場を提供します。
- 「徳島県立あすたむらんど」において、科学に関する体験や人ととの交流の場を提供し、創造性豊かな青少年の育成を図ります。
- 地域資源を活用した自然体験や田植え、炭焼き等の農林漁業体験など、子どもたちが農山漁村における人ととの交流を図る場を広げ、農林水産業への理解を深める取組みを推進します。
- 身近なくらしの中に木を取り入れ、木の良さを感じてもらえるよう、「木とふれあい、木にまなび、木でつながる」木育を更に推進するため、全世代の方が徳島の木をまるごと体感できる新たな木育の拠点「徳島木のおもちゃ美術館（仮称）」を整備します。
- 学校において、総合的な学習の時間、生活科、社会科、理科等の教科学習を通して、自然体験・社会体験を取り入れ、豊かな心の育成に努めます。

○子どもと高齢者との交流

- 小学校において、高齢者から昔からの遊びを教わったり、戦争等の体験話を聞いたりするなど、地域の高齢者との交流を推進します。

○県営都市公園の整備

- 県民の健康づくりやレクリエーションの場として、また、子どもたちの遊びや体験の場として、県営都市公園を整備します。

○県民を挙げての非行防止

- 青少年の健全育成の重要性について県民の認識を深め、県民に身近な青少年育成市町村民会議・青少年育成徳島県民会議や地域活動団体と連携しながら、家庭・学校・地域で県民挙げて非行防止などに取り組みます。

○いじめ問題を抱える児童の立ち直り支援

- 学校などの教育関係機関と連携を図り、いじめ事案を早期に把握し、問題を抱える児童や保護者に個別の対応を図るとともに、問題解決に向けた支援や指導を強化します。

○青少年の健全な育成に関する条例の適用

- 青少年健全育成条例の適正な運用により、有害図書類の販売等を規制するなど有害な社会環境を浄化し、有害情報が及ぼす悪影響から守るための取組みを推進します。

○インターネットの利用環境の整備

- 青少年がインターネットを介した犯罪に巻き込まれるのを防ぐため、保護者用啓発リーフレットを配付するととともに、各種講演会や「スマートフォン・携帯電話安全教室」を開催し、子どもや保護者に対し、フィルタリングサービス*活用の促進を図ります。

○ネット依存・ゲーム依存対応

- 徳島県精神保健福祉センター等で相談を受けるとともに、関係者及び関係機関への研修、専門的医療機関への紹介・連携などに取り組みます。
- 児童生徒の、ネット依存やゲーム依存につながる生活習慣を改善するため、保護者の理解のもと地域や関係機関と連携しながら、専門家からの知見を生かした科学的根拠に基づいた健康づくりの推進を図ります。

○学校における情報モラル教育の推進

- 児童・生徒の情報モラルを育成するために、「スマートフォン・携帯電話安全教室」を実施するとともに、校内担当者への研修講座の開催や、講師派遣による校内研修・講演会等により、教員の指導力向上を図ります。

○児童福祉理念の普及啓発

- 児童福祉に対する理解と認識を深めるため、「児童福祉月間」を定め、月間に各種のイベントの開催や周知を行うことにより、地域社会全体で子どもや家庭、子どもの健やかな成長を守り考える環境づくりを推進します。

○子どもに関わる団体への支援

- 子どもの健やかな成長に寄与することを目的とした団体を支援することにより、地域住民の連携による子育て活動を促進します。

(5) 食育の推進

○食育の総合的かつ計画的な推進

- 県民が生涯にわたり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、関係者が連携し食育を着実に推進します。

○食に関する関係機関等のネットワークづくり

- 「徳島県食育推進計画」*の実現に向け、農林漁業・医療・栄養・保護者など関係者の連携を図ることにより、食育活動の効果的な推進を図ります。

○家庭や学校、地域における健全な食生活や食習慣の確立支援

- 様々な生活場面において、食に関する正しい知識や技術を身につけ、健全な心身を培うよう支援します。

○食に関する理解の促進

- 保育所、児童養護施設等において食育を推進し、子どもの健やかな発育・発達を支援します。
- 親子を対象としたエコクッキング教室や、小学校等への出前授業の実施により、若年層に対する「食品ロス削減」に向けた普及啓発の取組みを推進します。
- 子どもの食習慣の確立や学校給食による地産地消の推進等、子どもを中心として学校・家庭・地域の連携した取組みを推進します。
- 栄養教諭が中核となって全公立小・中学校での食に関する指導を充実し、徳島ならで

はの魅力ある食育を推進します。

2 若者の経済的自立への支援

次代を担う若者が、自らの希望に沿って結婚し、子どもを生み育てるには、それを支えるだけの経済的基盤を有していることが大切です。このため、就職支援、能力開発、教育等幅広い分野にわたり、関係機関が連携して若者のキャリアアップを図り、次代を担う若者が適性や希望に沿った職に就き、経済的に自立できるように支援します。

【主な取組み】

(1) 県内就職の機会創出

- 「とくしまジョブステーション」や「すだちくんハローワーク」において、関係機関と連携し、若年者、中高年齢者、U I J ターン希望者等を対象に職業紹介や職業相談などを行います。
- 若年者の職業的自立を支援するため、「徳島県若年者就職サポートセンター（ジョブカフェとくしま）」において、職業相談や適性診断、マッチング・各種セミナーの開催等、能力向上と就労促進を図るためのサービスをワンストップで提供します。
- 若者の県内就職を促進するため、コールセンター等の情報通信関連産業の誘致を図ります。
- 農林水産分野の「就業相談窓口」を活用し、現場とのマッチングにより県内での就業を支援します。
- 漁業就業に興味がある若者や県立科学技術高等学校の生徒等を対象に、本県漁業の概要を学ぶ座学・ベテラン漁業者との意見交換や漁業現場における体験学習等を実施することにより、次代を担う人材の育成・確保に取り組みます。

(2) キャリア観の形成支援

- 児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、小・中・高等学校を通した系統的・体系的なキャリア教育*の推進のため、すべての学校においてキャリア教育推進に向けた指導体制を構築し、学校全体で推進します。
- 建設産業への興味を醸成するため、子どもたちに建設機械の操作を実際に体験してもらうなど、職業体験の機会を提供します。
- 建設系学科の学生を対象に、建設産業の魅力を発信し若手入職者の増加を図るため、県発注工事現場を活用した現場見学会を実施します。
- 建設産業への入職者の増加を図るため、講座やイベント等を通じて、建設産業の魅力を発信します。

(3) インターンシップ（就業体験）の推進

- 産業界や関係機関と連携を図り、職場体験・インターンシップ等の体験的な活動を受け入れる企業の確保・開拓に努めるとともに、幅広い異年齢者との交流や就業におけるミスマッチ未然防止の観点から、学校側と企業側のマッチングの仕組みを構築するなど、職場体験・インターンシップの推進に努めます。
- 県内農家の生産現場や食品関連企業などをフィールドとして捉え、農業系の大学生・高校生をインターンシップとして受け入れることにより、キャリアを広げ、県内での就農・就業を推進します。
- 高校生等を対象にした林業機械の操作体験など、林業従事者の確保に向けたインターンシップを若手林業従事者等の指導により実施します。

(4) 第一次産業等のイメージアップ

- 本県の農林水産業の魅力や、各アカデミーの充実した研修内容を、動画を用いて発信することにより、就業への関心を高めます。
- 高性能林業機械*が稼働する魅力ある最新の林業現場の映像を盛り込んだ動画を活用し、林業のイメージアップに取り組みます。
- 漁業活動そのものはもちろんのこと、魚食普及や海岸清掃など、漁業者らが取り組む様々な社会活動をマスメディア等を通じて広く発信することにより、漁業や漁村、漁業者に対するイメージの向上に努め、次代を担う人材の確保につなげます。

(5) 就労者のスキルアップ、リカレント教育

- 在職労働者がその能力を十分に発揮できるよう、労働者の有する職業に必要な技能及びこれに関する知識等を追加して習得させます。
- 栽培技術に不安をもつ新規就農者に対し、基礎的な研修や、指導農業士によるマンツーマンで実践的な指導など、リカレント教育の充実を図り、就農者の栽培技術の向上や経営安定に努めます。
- 若手林業従事者等のスキルアップを図るため、林業マイスターを活用した架線等高度林業技術者研修を実施します。
- 若手漁業者を対象に、漁業に関する先進技術や販売戦略を学ぶ研修など、効果的なリカレント教育等を実施することにより、次代を担う人材の育成に取り組みます。
- 若手の建設労働者の早期の資格取得や技能習得を目的に、各種研修や、県発注工事現場を活用した講習会を実施します。
- 建設産業における若手技術者等の人材を確保・育成するため、国家資格の受験準備講習会を実施し、資格取得を支援します。

3 困難な環境に置かれた子ども・若者への支援

生まれ育った家庭の経済的な事情により進学を諦めたり、不安定な就労を余儀なくされたり、貧しい生活から抜け出せないという「貧困の連鎖」を断ち切り、次代を担う全ての子どもが、将来に夢と希望を持って成長できるよう、子どもの貧困対策を推進します。

また、急増する児童虐待問題に適切に対応するとともに、社会的養護*を必要とする子どもが安全に安心して生活をおくることができるよう、また障がい児やその家族が地域で安心して日常生活をおくことができるよう、関係機関が連携し地域全体で子どもを守る支援体制づくりに積極的に取り組みます。

【主な取組み】

(1) 貧困の状況にある子ども・若者への支援

○学校をプラットフォームとした福祉関係機関との連携

- スクールソーシャルワーカー*を市町村教育委員会に配置するとともに、学校の要請に応じて、スクールプロフェッサー*を学校へ派遣し、生活支援相談の充実を図るとともに、福祉関連機関との連携構築を支援します。

○生活困窮世帯等への就学支援の充実

- 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、市町村が行う「就学援助」の円滑な実施を推進します。
- 「徳島県奨学のための給付金事業」を実施し、高校生等が安心して教育を受けられるよう、修学に係る授業料以外の教育費を支援します。
- 勉学に意欲を持ちながら、経済的に修学が困難な高等学校等に在学する者に対して奨学金を貸与し、教育の機会均等を図ります。
- 高等学校等で生活行動が良好であり、かつ、学資の支弁が困難な者に対して、授業料の減免を行い、教育の機会均等を図ります。
- テクノスクール普通課程訓練生の授業料を免除します。
- 「高等教育の修学支援新制度」により、専門学校に通う生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校に就学する障がいのある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費や学用品費等、就学に必要な経費を援助します。

○生活困窮世帯等への学習支援の推進

- 生活保護世帯をはじめ生活困窮世帯やひとり親世帯等の子どもを対象に学習支援を行い、学力や進学率の向上を図ります。
- ひとり親家庭の子どもに児童訪問援助員（ホームフレンド*）を派遣し、悩みの相談や、簡単な学習指導、生活指導を行います。
- 地域の人材を活用し、生活保護世帯をはじめ生活困窮世帯や、ひとり親世帯等の子どもが、放課後や土曜日、休日等における多様な学習や体験活動を行う豊かな教育環境づくりを推進します。

○子ども・若者の就労支援

- ひとり親家庭の子どもの修学のために必要な資金や、就職するのに必要な知識技能を習得するために必要な資金を貸付けます。
- 学校とハローワーク等の関係機関が連携し、就職に関する情報を積極的に提供するなど就労を支援します。
- 若年無業者（ニート*）等の就業を促進するため、「地域若者サポートステーション」において、専門家による個別相談等を実施するとともに、国の事業と連携した進路決定者向けのフォローアップなどを行うほか、ひきこもり支援機関やハローワーク等の各関係機関と連携することにより、ネットワークを活用した支援を行います。

○児童養護施設等を退所する子ども等への支援

- 児童養護施設等を退所する子ども等に対して、就職、進学、アパート等を賃借するときの身元保証人の確保、又は、保護者がない場合の未成年後見人の確保などの支援を行います。
- 自立援助ホームの設置推進や児童養護施設退所者等自立支援貸付金、社会的養護自立支援事業により、児童養護施設等を退所した後に就職又は進学する児童等に対し、安定した生活基盤の構築をサポートすることで円滑な自立を支援します。

○子どもの食事・栄養状態の確保

- 子どもの食習慣の確立や学校・保育所・認定こども園等の給食による地産地消の推進等、子どもを中心として学校・保育所・認定こども園・家庭・地域の連携した取組みを推進します。
- 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金による学校給食費の補助を行います。

(2) 貧困の状況にある家庭への支援

○保護者に対する相談・支援の推進

- ひとり親家庭の子育てをはじめとした生活や就業等に関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受け、支援に関する情報の提供や助言を行うなど、相談・情報提供機能の充実を図ります。
- 親が教育や進学について、熱意や関心がないことが子どもにも影響していると考えられることから、子どもの養育や基本的な生活習慣の改善等に関する相談支援等の取組みを推進します。

○住居の提供による生活支援

- ひとり親世帯や多子世帯など生活困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅の優先入居を行います。
- 配偶者等と離別して自立しようという意思を持つDV*被害者に対して、仮住居の提供、相談、援助を行い、早期の自立を促進します。

○保護者に対する就労の支援

- 生活困窮者や生活保護受給者に対して、ハローワークとも連携し支援を行います。
- 児童扶養手当受給者に対して、自立支援プログラムの策定によるきめ細かな就労支援を行い、自立を促進します。
- ひとり親家庭の親が安定的な収入を得ることにより、経済的に自立した生活を送ることができるよう、ハローワーク及び母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関と連携し支援を行います。

○生活保護世帯への経済的支援

- 生活保護世帯の子どもの教育や高校・大学進学に係る経費を支給し、経済的負担を軽減します。

(3) 「子どもの居場所」づくりと相談体制の充実

○地域住民参画による「子どもの居場所」づくりの推進

- 全ての子どもたちが夢と希望をもって成長できるよう、地域の大人と継続的に交流し、様々な活動を行うことができる「子どもの居場所」づくりの取組みを各地域に広げる仕組みづくりに取り組みます。

- 障がい者や高齢者、子どもなど、地域のあらゆる人が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有し、さらには、集まった人々がサービス提供の担い手にもなることで、多様な生活・福祉ニーズに幅広く対応する「徳島県版ユニバーサルカフェ（多世代交流・多機能型）」を推進します。

○児童家庭支援センター*の運営

- こども女性相談センターと連携し、地域における児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助を行うほか、里親*やファミリーホーム*の支援を行うことにより、地域に根ざした相談支援体制の充実を図ります。

○総合教育センターにおける教育相談

- 「こころとからだのサポートセンター」において、発達の遅れや偏りのある子どもに関する相談に対応します。

(4) 児童虐待防止対策の強化

○市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

- こども女性相談センターは、市町村（児童福祉部門・母子保健部門）をはじめ、保健所、保育所及び児童家庭支援センター*その他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関などの関係機関との連携を強化し、対応が困難なケースについては、主体的に関与することを前提として、適切な役割分担を図ります。
- 市町村に設置する要保護児童対策地域協議会*（以下「要対協」という。）の機能強化及び効果的運営、子ども家庭総合支援拠点の設置推進を図るため、要対協調整機関職員、子ども家庭支援員、虐待対応専門員をはじめとする関係職員向けのセミナーの実施やこども女性相談センターの積極的な助言等の支援を行います。

○こども女性相談センター（児童相談所）の体制強化

- 増加する児童虐待や各種相談に対し、組織的な管理や対応、アセスメント等により児童の安全を確保した上で適切な支援を行うため、こども女性相談センターの職員の適正配置に努めるとともに、法に基づく対応や保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保等を図ります。

○児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- 児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援します。

(5) 社会的養護体制の充実

○家庭的養護の推進

- 里親*支援を包括的に行い、里親委託を推進するため、リクルートから研修、里親と里子のマッチング、委託後の支援まで一貫して里親支援を包括的に行うフォスタリング（里親養育包括支援）機関の設置、県内全児童相談所への里親支援専門員の安定的な配置、全児童養護施設への里親支援専門相談員の配置、圏域ごとに里親支援の拠点となる児童家庭支援センター及び設置等体制整備を行い、県内全域のフォスタリング体制の構築を行います。
- 平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた徳島県社会的養育推進計画「徳島こども未来応援プラン」を策定し、児童虐待を未然に防止するとともに、全ての子どもたちが家庭や、より家庭に近い環境で健やかに成長できるよう、地域における社会的養育の体制整備を推進します。

○専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

- 虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等を図るため、専門的な知識や技術を有する者によるケアの充実及び人材の確保・育成を推進します。
- 不良行為をした子どもや家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する子どもに、社会的自立に向けた適切な支援が行えるよう、児童自立支援施設*職員の専門性の向上に努めます。
- DV*被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には、母子生活支援施設における専門的な支援を行います。

○自立支援の充実

- 社会的養護*により育った子どもが、一般家庭の子どもと同様に社会において自立していくよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等、自立生活に必要な力を養うための支援体制を整備します。

○家族支援及び地域支援の充実

- 児童養護施設等のソーシャルワーカー*機能強化や児童家庭支援センター*の設置を推進し、家族支援及び地域支援の充実を図ります。
- 里親支援専門相談員の配置を推進し、地域の里親等への支援を行います。

○子どもの権利擁護の推進

- 施設入所や一時保護において、原則全ての子どもに対して「子どもの権利ノート」を活用するなどし、自分の持つ権利について、児童相談所職員又は施設職員による十分な説明を行うことを徹底します。
- 社会的養護施設等におけるケアの質の向上を進めるため、指導監査、里親家庭訪問等の機会を捉えて、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組みの推進及び第三者評価*の受審を求めます。

(6) 子ども・若者のひきこもり・不登校・非行対策の充実

○ひきこもりへの対応

- 徳島県精神保健福祉センター内にある「ひきこもり地域支援センターきのぼり」において、当事者等からの相談への対応、当事者の方に対するコミュニケーションプログラム等の実施、当事者間の交流や活動のための居場所の提供などの支援、家族の方に対する「ひきこもり家族教室」や「ひきこもり親の会」として家族間の交流支援を行います。

○スクールカウンセラー*等の配置

- スクールカウンセラーを全公立小・中学校及び県立学校等に配置・派遣し、児童生徒や保護者、教職員の相談に対応します。
- スクールソーシャルワーカー*を市町村教育委員会に配置するとともに、学校の要請に応じて、スクールプロフェッサー*やライフサポート*を派遣します。

○相談支援の推進

- 徳島県立総合教育センター内にある「こころとからだのサポートセンター」において、不登校やひきこもりなどの相談に対応します。
- 年齢階層で途切れることなく継続した支援を行うため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生援護、雇用等の関係機関・団体からなる「子ども・若者支援地域協議会」を開催し、関係機関相互の連携強化を図るとともに、関係者の資質向上を図るため研修会を実施します。

○青少年補導センターとの連携

- 青少年補導センターと連携し、有害環境の浄化を図るとともに、青少年補導員のマンパワー向上に努め、青少年を非行から守ります。

○少年警察ボランティアや関係機関との連携

- 少年警察ボランティアや関係機関と密接に連携・協働し、非行少年等への立ち直り支援を実施します。

4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

【主な取組み】

(1) 障がい児への支援

○障がい児の地域生活の支援

- 障がい児やその家族が地域で安心して日常生活をおくことができるよう、日常生活における基本動作訓練の指導や集団生活への適応訓練などの事業等に対する支援を推進します。

また、障がい児のいる家族の生活安定のため、特別児童扶養手当などの周知や援助を行います。

○市町村に対する支援

- 障がい児に対する各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、こども女性相談センターや発達障がい者総合支援センター、保健所等の専門機関との連携を図りながら、市町村に対して広域的・専門的な支援を行います。

○発達障がい児に対する早期支援体制の充実

- 「徳島県発達障がい者総合支援センターハナミズキ」及び「徳島県発達障がい者総合支援センターアイリス」を拠点とし、県下全域で発達障がい児とその家族が抱える不安の軽減及び発達障がい児の「自立と社会参加」の促進のため、医療・福祉・教育・就労の各機関が連携し、きめ細やかな発達障がい児の支援を推進します。また、関係機関の職員等に対する研修会等を開催し、発達障がいに関する理解の促進と支援に従事する人材の育成に努めます。

○医療的ケア児に対する支援の充実

- 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状況にある障がい児（医療的ケア児）の支援に関して、「医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議」を設置し、関係機関との連絡調整を図ります。
- 医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制整備への支援を行います。

(2) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実

○特別な配慮を必要とする子どもに対する保育の充実

- 特別な配慮を必要とする子どもについて、保育所や放課後児童クラブ*等における受入れを促進するとともに、保育士や放課後児童支援員*等に対する実践的な研修を推進するなど、支援が必要な子どもに対する保育の一層の充実を図るとともに、地域の保育所、認定こども園*、幼稚園、学校、福祉サービス事業所などの支援機関が相互に連携し、包括的な支援ができる体制整備を推進します。

○「ポジティブな行動支援」による子どもの社会的自立の推進

- 発達障がいを含めたすべての子どもたちが主体的に適切な行動を学ぶ「ポジティブな行動支援」を軸として、学齢期を通じた切れ目ないキャリア教育を展開するとともに、早期から一人ひとりの適性を見いだし、伸ばすことで、将来の社会的・職業的自立を目指した教育を推進します。

○一人ひとりの才能や感性を活かす教育の推進

- 障がいの種別や程度に関わらず、学齢期を通じて、文化・芸術・スポーツに親しみ、楽しむ機会を増やし、生涯にわたって一人ひとりが個性や能力を発揮しながら、生活を豊かにすることのできる教育を推進します。

○共生社会の実現に向けた教員の専門性の強化

- すべての学校（園）において、特別な支援を要する児童生徒が適切な支援・指導を受けられるよう、通常の学級をはじめ、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等の「多様な学びの場*」を担う教員の専門性を強化します。

第4章 計画の目標

計画の目標

(1) 将来目標

少子化対策を県政の最重要課題と位置づけ、県として施策を強力に推進するため、将来目標を設定します。

県の目標として、前期計画を引き継ぎ、2025（令和7）年に、結婚や出産に関する希望がかなう場合の出生率（希望出生率）1.8を目指し、若い世代が結婚・出産・子育てを望み、安心して子どもを生み育てられる社会の構築に向けた環境整備に全力で取り組みます。

※結婚や出産については、個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、この目標は個人に対するものではありません。

(2) 重点目標

計画推進期間である2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間に、次世代育成支援対策に係る取組みにより達成しようとする目標を、各施策ごとに次とおり設定します。

また、目標ごとの進捗状況について、定期的に把握・評価を行い、必要に応じて施策や目標の改善に努めることにより、効果的な計画の推進を図ります。

※数値目標のうち、徳島県・総合計画等他の計画において目標を定めるものについては、それぞれの計画の策定（変更）時に見直しを図ります。

I 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう環境づくり

| 重 点 目 標 | 現 状 平成30年度 | 目 標 令和6年度 |
|---------------------------------------|--|--------------|
| 1 結婚の希望をかなえる支援の展開 | | |
| 1 婚活支援応援企業・団体数（累計） | 298団体 | 460団体 |
| 2 結婚支援拠点に登録する男女の出逢いの場等におけるカップル成立数（累計） | 755組 | 2,600組 |
| 2 妊娠・出産・乳幼児支援の充実 | | |
| 3 妊産婦*・周産期*・新生児*・乳児死亡率* | 妊産婦 0.0 (出産10万対) 周産期 3.6 (出産千対) 新生児 1.2 (出生千対) 乳児 2.0 (出生千対) (平成30年数値) | 減少 |
| 4 3歳児健康診査受診率 | 95.8% (平成29年数値) | 向上 |
| 5 妊婦喫煙率（妊娠届出時） | 3% (平成29年数値) | 0% |
| 6 産前・産後の妊産婦の不安感解消を図る「交流イベント」の参加組数（累計） | 480組 | 1,800組 |
| 3 多様な子育て支援の展開 | | |
| 7 とくしま在宅育児応援クーポンの利用率 | — | 75% |
| 8 保育所待機児童数 | 33人 | 0人 |
| 9 認定こども園の設置数 | 54か所 | 89か所 |
| 10 放課後児童クラブの登録児童数 | 8,100人 | 9,100人 |

4 ひとり親家庭の自立の支援

| | | | |
|----|--------------------------|----|----|
| 11 | 徳島県ひとり親家庭等自立促進計画の推進・見直し等 | 推進 | 推進 |
|----|--------------------------|----|----|

II あらゆる主体が協働して子どもを育む社会づくり

| 重 点 目 標 | | 現 状 平成30年度 | 目 標 令和6年度 |
|-----------------------------|----------------------------------|---------------|----------------|
| 1 仕事と子育てを両立できる環境づくり | | | |
| 12 | 「はぐくみ支援企業」認証件数（累計） | 254件 | 390件 |
| 13 | 「はぐくみ支援企業表彰件数」（累計） | 96件 | 110件 |
| 14 | 夜間・休日労働相談受付件数 (平成25年度からの累計) | 10, 365件 | 20, 500件 |
| 2 女性の社会活躍と男性の育児参画の推進 | | | |
| 15 | 「フレアキャンパス」受講による実践的活動への参加意欲向上度 | — | 80%以上 |
| 16 | 女性農業リーダー（指導・青年農業士、農業委員、JA役員等）の割合 | 12.7% | 22.5% |
| 3 地域社会による子育て支援 | | | |
| 17 | 「G o ! G o ! くつき隊応援事業」県内協賛店舗数 | 1, 121件 | 1, 300件 |
| 18 | 「保育助手」雇用施設数（累計） | — | 70施設 |
| 4 安全・安心で快適なまちづくりの推進 | | | |
| 19 | チャイルドシートの使用率の向上 | 67% | 80% |
| 20 | 安心メール登録者数 | 23, 784人 | 30, 000人 |
| 21 | 事故危険箇所における安全対策の実施 | 14箇所 | 24箇所 ※～R2年度 |
| 22 | ノンステップバス（路線バス）の割合 | 69% | 79% |
| 23 | 放課後や週末等における教育・体験活動の実施率 | 91.5% | 100% |
| 24 | とくしま安心子育てサポーター養成数 | 101人 | 210人 |
| 25 | 既存の「道の駅」における子育て応援箇所数（累計） | — | 10箇所 ※～R4年度 |

Ⅲ 子どもや若者が幸せを実感し、住みたいと思う地域づくり

| 重 点 目 標 | | 現 状 平成30年度 | 目 標 令和6年度 |
|-------------------------|----------------------------------|------------------------|--------------------|
| 1 子ども・若者の健全育成の推進 | | | |
| 26 | 徳島県内「科学技術」関連イベント数 | 310回 | 350回 |
| 27 | 赤ちゃん授業実施学校数（累計） | 25校 | 49校 |
| 28 | 地域若者サポートステーションにおける新規登録者に対する進路決定率 | 61.8% | 62% |
| 29 | 農林水産業リカレント教育修了者数（累計） | 304人 | 1,690人 |
| 30 | スクールソーシャルワーカーの配置数 | 23人 | 26人 |
| 31 | 家や図書館で1日10分以上本を読む児童生徒の割合 | 90.1%（小5） 80.2%（中2） | 94%（小5） 89%（中2） |
| 32 | 高校生を対象とした読み聞かせ講習会等への参加者数 | 94人 | 100人 |
| 33 | 食育に关心を持っている人の割合 | 83.7% | 95% |
| 34 | 徳島県食育推進計画*の推進 | 推進 | 推進 |
| 2 若者の経済的自立への支援 | | | |
| 35 | 農林水産業新規就業者数（累計） | 1,047人 | 2,640人 |
| 36 | 高校におけるインターンシップの実施率（全日制・定時制） | 100% | 100% |

| 3 困難な環境に置かれた子ども・若者への支援 | | | |
|------------------------|--|-------|------|
| 再掲 | スクールソーシャルワーカーの配置数 (再掲) | 23人 | 26人 |
| 37 | ホームフレンドの派遣回数（年間） | 55回 | 100回 |
| 4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援 | | | |
| 38 | 「徳島県発達障がい者総合支援センター」における関係機関への助言件数（年間） | 63件 | 70件 |
| 39 | 「徳島県発達障がい者総合支援センター」における外部機関や地域住民への研修、啓発数（年間） | 97件 | 120件 |
| 40 | 「ポジティブな行動支援」に取り組んだ園・学校の割合（累積） | 20.2% | 100% |

用語解説

用語解説（五十音順）

用語

説

明

あ 行

預かり保育

幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後、希望する幼児を対象に、引き続き行われる教育活動。

イクボス

会社の従業員や職場の部下の育児参加に理解のある経営者や上司のこと。子育てを職場で支援するために、部下の育児休業等を促すなど、仕事と育児を両立しやすい環境整備に努めるリーダー。

WEラブ赤ちゃんプロジェクト

公共の場で泣いてしまった赤ちゃんをあやすママ・パパを応援し、「泣いてもいいよ！」と思っている周囲の人たちを可視化するために、ママのためのウェブサイト「ウーマンエキサイト」が立ち上げたプロジェクト。

か 行

家庭生活支援員

ひとり親家庭が、修学や疾病等の理由により一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、その生活を支援するため、一定の資格を有する者又は研修を修了し登録された者。

家族の日
家族の週間

内閣府が、国民に子育て家族やそれを支える地域の大切さについて、集中的に周知を図るため、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」として定めたもの。

環境アドバイザー

県民の環境知識を高め、自主的な環境活動をサポートするため、団体や学校、事業者が自主的に実施する講演会や環境学習等に講師役として派遣する目的で知事が委嘱した環境分野の専門家。

キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子ども数。

くるみん認定・プラチナくるみん認定

子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣が企業に対して行う認定。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機に比べ、安全で効率的な林業機械で、主に木材の集材、造材、搬出作業に用いる。現在は、建設用の重機をベースマシンに、林業作業用のアタッチメントを装備したものが主流。

用語

子育て短期支援事業

説明

子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合などに、乳児院や児童養護施設などで短時間子どもを預かる事業。

子ども食堂

地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組みのこと。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組みを含む。

さ 行

里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育を希望する者で都道府県知事が認定、登録した者。養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親がある。

次世代育成支援対策推進法

日本における急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代育成支援対策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主等の責務を明らかにした法律。

児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設。

社会的養護

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、児童養護施設等又は里親家庭等において社会的に養護を行うこと。

周産期医療体制

診療体制の整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応など、妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な医療体制。なお「周産期」とは、妊娠満2週から生後1週未満までの期間をいう。
出産千に対する周産期死亡（妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡（生後1週未満）の合計）の割合。

小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児の病気のうち、治療が長期にわたり医療費も高額となる病気について、家族の負担を軽減し、児童が早期に適正な医療を受けられるよう、医療保険の自己負担分を公費負担する制度をいう。

食育推進計画

県民運動として「食育」を着実に推進し、食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、県や市町村、多様な関係者が取り組むための計画。

新生児死亡率

出生千に対する生後4週未満の死亡数の割合。

児童家庭支援センター

地域の児童福祉に関する問題について、地域の住民等からの相談に応じ、必要な助言・指導等を行うことなどを目的とする施設。

| 用語 | 説明 |
|---------------|---|
| スクールカウンセラー | 児童・生徒の心理的な問題などに関して、児童生徒・保護者・教職員へのカウンセリング等を行うため、学校等へ配置・派遣される心理の専門家。 |
| スクールソーター | 警察署に配置され、地域安全情報等の把握と提供、学校等における児童等の安全確保対策、児童等の犯罪被害防止及び非行防止教育の支援、非行防止・立ち直り支援等に係る活動を行う職員。 |
| スクールソーシャルワーカー | 児童・生徒の問題状況に応じて、家庭や学校と医療・児童相談所等の福祉関係機関との連絡調整を行い、児童・生徒の問題解決を支援していく福祉の専門家。 |
| スクールプロフェッサー | 児童生徒の問題行動の解決に向け、高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行う専門家。 |
| 総合型地域スポーツクラブ | いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも運動やスポーツに親しむことができる社会を実現するために、その地域の住民が主体となって、自ら運営・管理をする多種目・多世代のスポーツクラブ。 |
| ソーシャルワーク | 社会福祉制度を活用し、生活する上で困っている人を総合的かつ包括的に援助し、生活環境を改善すること。 |

| た 行 | |
|-------|---|
| ゾーン規制 | 区域内の全ての道路を集合体として面的（ゾーン）に捉えて実施する交通規制。生活道路における歩行者等の安全の確保を目的として、時速30kmの速度規制を行う、ゾーン30などがある。 |

| | |
|-------------|---|
| 第三者評価 | 社会福祉法人等の提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。 |
| 男女共同参画 | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。 |
| 多様な学びの場 | 幼児児童生徒の教育的ニーズに応える指導を提供するために用意された連続性のある学びの場のことで、通常の学級、通級による指導（通級指導教室）、特別支援学級、特別支援学校のこと。 |
| 地域子育て支援センター | 子育てを地域全体で支えることを目的として市町村が実施する事業で、育児相談・子育てサークル支援・保育資源に関する情報提供等の活動を行っている。 |
| テレワーク | ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。 |
| ティームティーチング | 複数の教員が協力して指導計画、学習指導案の作成等を行いながら授業を行うこと。 |

用語

とくしま科学技術月間

とくしまはぐくみネット

DV(ドメスティック・バイオレンス)

説明

科学技術に関し、広く県民の関心と理解を深めることにより、本県の科学技術の振興を図るため、「徳島県科学技術憲章」において、徳島の「と（十）」と、サイエンスの「サイ（三、一）」をとり、「10月31日」を「とくしま科学技術の日」と定め、「10月」を「とくしま科学技術月間」として制定。

地域の保育園・託児所や、子育て支援スポット、子ども向けのイベントの情報や婚活イベント等、徳島県内の結婚、妊娠・出産、子育てに関する情報を一元化したポータルサイト。

一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力。

な 行

ニート

乳児死亡率

妊娠婦死亡率

乳児家庭全戸訪問事業

認定こども園

ノンステップバス

仕事に従事せず、学生でもなく職業訓練もしていない若年者。
出生千に対する生後1年未満の死亡数の割合。

出産（又は出生）10万に対する、妊娠中または妊娠終了後満42日未満の女性の死亡で、妊娠の期間および部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した、又はそれらによって悪化した全ての原因（ただし、不慮または偶発の原因によるものを除く。）によるものの割合。

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に適切なサービスを提供する事業。

は 行

パートナーシップ

パーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）

病児・病後児保育

保育所・幼稚園等のうち、小学校就学前の子どもに保育及び教育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えた施設として、都道府県知事が認定・認可したもの。

利用者の乗降をより容易にするため、地上から床面を30cm程度まで低く下げるにより、階段（ステップ）を解消したバス。

一般には、友好的な協力関係のこと。ここでは、もう少し押し進めて、相互理解に基づく、対等な協力・連携関係の意味で用いている。

障がい者や妊娠婦等の歩行困難者が、身体障がい者等用の駐車場を利用しやすくなるための利用証。

保護者が就労等により、自宅で、病気になった児童の保育が困難な場合や、保育中に体調不良となった児童について、病院・保育所等で、一時的に保育する事業。

用語

ファミリー・サポート・センター

ファミリーホーム

フィルタリングサービス

保育教諭

放課後子供教室

放課後児童クラブ

放課後児童支援員

ポジティブな行動支援

ホームフレンド

や 行

ユニバーサルカフェ

ユニバーサルデザイン

養育支援訪問事業

幼児教育・保育の無償化

要保護児童対策地域協議会

説明

育児をお願いしたい会員に対して、育児を応援したい会員を紹介し、子どもの預かりや送迎をしてもらうなどの子育てを支援する組織。

社会的養護の一つで、養育者の住居において定員5～6名の児童の養護を行う。

出会い系サイトやアダルトサイトなど、インターネット上の有害な情報から子どもを守るために、有害サイトへのアクセスを制限するサービス。

幼保連携型認定こども園において勤務する、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持つ職員。

放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、多様な学びや体験活動を実施する場。

保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、児童館や学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図る事業（学童保育ともいわれている）を行っている地域組織。

放課後児童クラブにおいて、利用者の支援に従事する職員。

障がいの有無に関わらず、望ましい行動を効果的に教え、その行動ができた際に賞賛や承認をすることにより、すべての児童生徒が主体的に適切な行動を学ぶ教育方法。

ひとり親家庭の児童の心の葛藤を緩和し、孤立化を防ぐため、児童のよき理解者として悩みを聞き、心の支えになるために児童の家庭に派遣する大学院生等。

や 行

子どもや高齢者、障がい者など、多くの方々が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有し、互いに支え・支えられる関係性を構築する福祉拠点。

はじめから、すべての人の多様なニーズを考え、すべての人が安全・安心で利用しやすいように計画・設計すること。

育児ストレス等により、養育上の支援を必要とする家庭に対して、保健師等が家庭を訪問し、指導・助言等の育児に関する援助を行い、子育て家庭が抱える問題の解消を図る事業。

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料を無料とする制度。令和元年10月から開始された。

虐待を受けている児童を始め保護や支援を要する児童等への適切な支援を協議するため、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関で構成され児童福祉法に基づき設置された機関。

ら 行

ライフサポーター

不登校でひきこもり傾向にある児童生徒の悩みや不安の解消を図り、自立を側面的に支援することを目的として、児童生徒の家庭や学校へ派遣される臨床心理学を学んでいる大学院生。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

参 考 資 料

- 1 第2期 徳島はぐくみプラン（後期計画）策定経過
- 2 徳島県少子化対応県民会議委員名簿
- 3 少子化対策の経緯
- 4 徳島はぐくみ子育て憲章
- 5 徳島県子どものはぐくみ条例

第2期 徳島はぐくみプラン(後期計画)策定経過

| | |
|-------------------------|---|
| 平成30年 | |
| 7月30日 8月17日 8月29日 | <input type="checkbox"/> 「とくしま子育て支援策検討会議（第1回）」開催 <input type="checkbox"/> 「とくしま子育て支援策検討会議（第2回）」開催 <input type="checkbox"/> 「とくしま子育て支援策検討会議（第3回）」開催 ・県が取り組むべき子育て支援策について意見交換 |
| 令和元年 | |
| 5月 3日 ～31日 | <input type="checkbox"/> 「結婚・子育てに関するアンケート調査（2019）」を実施 |
| 6月13日 ～26日 | <input type="checkbox"/> e一モニターアンケートを実施 |
| 6月28日 | <input type="checkbox"/> 令和元年度 第1回「徳島県少子化対応県民会議」開催 ・少子化の現状について報告 ・第2期 徳島はぐくみプラン（後期計画）の方向性について意見交換 |
| 11月14日 | <input type="checkbox"/> 令和元年度 第2回「徳島県少子化対応県民会議」開催 ・第2期 徳島はぐくみプラン（後期計画）素案について意見交換 |
| 12月17日 ～1月15日 | <input type="checkbox"/> オープンとくしま・パブリックコメントを実施 |
| 令和2年 | |
| 1月24日 | <input type="checkbox"/> 令和元年度 第3回「徳島県少子化対応県民会議」開催 ・パブリックコメントの実施結果について報告 ・第2期 徳島はぐくみプラン（後期計画）案について意見交換 |

徳島県少子化対応県民会議 委員

| 氏名 | 構成団体等 | 役職 | 県民会議役職 |
|--------|----------------------|------------------------|--------|
| 青野 透 | 徳島文理大学 | 総合政策学部長 | 会長 |
| 兼松 文子 | 公益社団法人徳島県労働者福祉協議会 | 常務理事 | 副会長 |
| 秋成 ふみよ | 一般財団法人徳島県婦人団体連合会 | 副会長 | |
| 井口 順子 | 公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク | 次世代支援事業部 | |
| 泉 富士夫 | 徳島県PTA連合会 | 会長 | |
| 井原 福江 | 徳島県民生委員児童委員協議会 | 理事 | |
| 柏原 政志 | 徳島県市長会(徳島市) | 子ども企画課主事 | |
| 片山 和義 | 徳島県児童養護施設協議会 | 会長 | |
| 門田 誠 | 一般社団法人徳島新聞社 | 編集局政経部長 兼論説委員 | |
| 小角 広 | 徳島地方法務局 | 人権擁護課係員 | |
| 小濱 正子 | 徳島県保育事業連合会 | 副会長 | |
| 坂賀 早織 | 公募委員 | | |
| 佐藤 絹子 | 徳島県子ども会連合会 | 会長 | |
| 佐野 崇之 | 公募委員 | | |
| 田中 京子 | 徳島県里親会 | 会長 | |
| 田山 正伸 | 徳島県小児科医会 | 会長 | |
| 津森 美紀 | 徳島労働局 | 雇用環境・均等室長 | |
| 中岡 泰子 | 四国大学 | 教授 | |
| 橋本 公子 | 一般社団法人徳島県助産師会 | 監事 | |
| 林 紀子 | 徳島県商工会議所連合会 | 女性会連合会理事 | |
| 林 美保 | 徳島県学童保育連絡協議会 | 運営委員 | |
| 春名 充 | 徳島県産婦人科医会 | 会長 | |
| 森 エミコ | とくしま子育てひろば連絡協議会 | 理事 | |
| 森本 聖生 | 徳島県町村会(神山町) | 健康福祉課主事 | |
| 湯浅 雅人 | 四国放送株式会社 | 常務取締役営業編成局長 兼報道制作局長 | |
| 吉田 貴史 | 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 | 福祉人材センター所長 | |

少子化対策の経緯

| 年 | 徳島県の取組み | 国の取組み |
|---------|---|--|
| 平成 5 年 | □「徳島県児童環境づくり推進協議会」を設置（9月） | |
| 平成 6 年 | □「徳島県の児童環境づくり提言書」がまとまる（3月） | □「エンゼルプラン」 □「緊急保育対策等 5 カ年事業」（12月） |
| 平成 8 年 | □徳島県子育て支援計画「とくしまこども未来 21 プラン」を策定（3月） □「とくしま子ども未来 21 子育て支援事業」を創設（4月） | |
| 平成 9 年 | □徳島県長寿社会対策推進会議に「子育て支援部会」を設置（4月） | |
| 平成 11 年 | | □「少子化対策推進基本方針」 □「新エンゼルプラン」（12月） |
| 平成 12 年 | □「徳島県少子化社会対策推進会議」を設置（6月） □「徳島県少子化対応県民会議」を設置（6月） | |
| 平成 13 年 | □徳島県少子化対策計画「とくしまこども未来 21 プラン」を策定（3月） | |
| 平成 15 年 | | □「少子化社会対策基本法」 □「次世代育成支援対策推進法」（7月） |
| 平成 16 年 | | □「少子化社会対策大綱」策定（6月） □「子ども・子育て応援プラン」（12月） |
| 平成 17 年 | □徳島県次世代育成支援行動計画「徳島はぐくみプラン（前期計画）」を策定（3月） | |
| 平成 18 年 | □「徳島はぐくみ子育て憲章」を制定（3月） □平成 18 年度を「少子化対策元年」と位置づける □徳島県子育て総合支援センター「みらい」の開設（11月） □「徳島県少子化対応県民会議」が「急速な合計特殊出生率の低下の原因分析とその対応策について」提言（11月） | □新しい少子化対策について（6月） |
| 平成 19 年 | □県民会議からの提言を受け、緊急少子化対策事業開始（4月～） □「少子化対策推進企画員室」を設置（5月） □社会保障審議会・少子化対策特別部会委員に知事が就任（5月） | □「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章制定（12月） □「仕事と生活の調査推進のための行動指針」制定（12月） □『『子どもと家族を応援する日本』重点戦略』制定（12月） |
| 平成 20 年 | □社会保障国民会議「持続可能な社会の構築分科会」の構成員として、知事が指名される（2月） | □「新待機児童ゼロ作戦」（2月） □「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」制定（7月） □社会保障国民会議最終報告（11月） □児童福祉法改正（12月） |

| 年 | 徳島県の取組み | 国の取組み |
|---------|---|--|
| 平成 22 年 | □徳島県次世代育成支援行動計画「徳島はぐくみプラン（後期計画）」を策定（3月） | □「子ども・子育てビジョン」策定（第2次大綱）（1月） |
| 平成 24 年 | □「徳島若者交流の日」制定（9月） | □「子ども・子育て関連3法」成立（8月） |
| 平成 25 年 | □「徳島県子どものはぐくみ条例」施行（3月） □「子育て同盟」発足（4月） | □「待機児童解消加速化プラン」策定（4月） |
| 平成 26 年 | □「次世代人材育成統括本部」設置（4月） □全国知事が「少子化非常事態宣言」採択（7月） □「四国少子化対策会議」発足（9月） □「徳島県少子化対策緊急強化基金」創設（10月） | □「放課後子ども総合プラン」策定（7月） □「子供の貧困対策に関する大綱」策定（8月） □「まち・ひと・しごと創生法」施行（11月） □「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」策定（12月） □「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定（12月） |
| 平成 27 年 | □徳島県次世代育成支援行動計画「第2期 徳島はぐくみプラン（前期計画）」を策定（3月） □「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定（3月） □「子育て同盟」を「日本創生のための将来世代応援知事同盟」に改組（4月） | □「保育士確保プラン」策定（1月） □「第3次少子化社会対策大綱」策定（3月） □子ども・子育て支援新制度本格施行（4月） |
| 平成 28 年 | | □「ニッポン一億総活躍プラン」策定（6月） |
| 平成 29 年 | □「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in とくしま」を開催し「とくしま声明」を採択。 | □「子育て安心プラン」策定（6月） □「新しい経済政策パッケージ」閣議決定（12月） |
| 平成 30 年 | □「とくしま子育て支援策検討会議」を開催（7, 8月） | □「新・放課後子ども総合プラン」策定（9月） |
| 令和元年 | □「四国少子化対策会議」を「四国少子化対策推進委員会」に改組（4月） | □「幼児教育・保育の無償化」開始（10月） □「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年度版）」策定（12月） □「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定（12月） |
| 令和 2 年 | □徳島県次世代育成支援行動計画「第2期 徳島はぐくみプラン（後期計画）」を策定（3月） □「第2期 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定（3月） | |

とくしま こそだ けんしょう 徳島はぐくみ子育て憲章

～子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える徳島をめざして～

子どもたちの笑顔があふれ、一人ひとりがいきいきと輝いている。子どもたちを見守る親や周りの人々にも、子育ての喜びや楽しさが満ちあふれている。

このような徳島をめざして、私たちは共に行動することを決意し、この憲章を定めます。

子どもたちは、私たちの生命を受け継いでいく「かけがえのない宝物」です。

子育ては、子どもだけでなく親自身を育て、地域を明るく元気にします。

私たちは一人ひとりの子どもの個性を尊重するとともに、すべての子どもに対して愛情を込め、社会全体で育んでいきます。

徳島の未来を創る子どもたちとの「みんなではぐくみ・4つの約束」

●はぐくむ●

子どもたちが、何事にも前向きにチャレンジする心をもって、いきいきと、のびのびと成長できるよう、家庭・地域・職場で、県民・事業者・行政が一体となって、子どもたちを育んでいく環境をしっかりと整えていきます。

●ふれあう●

子どもたちと、私たち大人が、共に喜び楽しむことができるよう、子どもたちとしっかり向き合い、共に過ごし、ふれあう時間を大切にしていきます。

●まもる●

子どもたちが、安心して学び・遊び・暮らせるよう、子どもたちの心と、体と、生活をしっかりと守っていきます。

●すすめる●

子どもたちが、健やかに成長できる徳島の実現に向けて、県は子育て支援のための施策をしっかりと進めています。

子育て支援のための「みんなではぐくみ・4つの目標」

- とも す じかん かてい こ む あ まいにち こそだ たの
と 共に過ごす時間をつくり、家庭で子どもとしっかり向き合い、毎日の子育てを楽しもう。
- くさのね い ちいき こそだ おうえん
く 草の根パワーを活かして、地域で子育てを応援しよう。
- しごと こそだ りょうりつ はたら かた みなお きょうりょく あ しょくば すす
し 仕事と子育てが両立するよう、働き方を見直し、協力し合える職場づくりを進めよう。
- ちから あ こ いのち こころ まも
ま まちのみんなで力を合わせ、子どもの生命と心を守り、育てよう。

子育て支援のための「みんなではぐくみ・23の行動」

と 共に過ごす時間を作り、家庭で子どもとしっかり向き合い、毎日の子育てを楽しもう。

- ・心も時間もゆとりを持てるよう、子育てを一人が背負い込まず、家族みんなで協力しよう。
- ・スキンシップや語りかけで、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、コミュニケーションを図ろう。
- ・子どもと一緒に食卓を囲み、楽しく団らんしよう。
- ・赤ちゃんの動きをともに感じられる妊娠期は貴重な時間だからこそ大切にし、子どもへの語りかけを楽しもう。
- ・子育ての勉強会やサークルに参加し、日々の子育てに役立てよう。
- ・生活のリズムを整えるとともに、お手伝いなどを通して子どもの生活体験を広げ、自立の心を育もう。

く 草の根パワーを活かして、地域で子育てを応援しよう。

- ・子育てに悩む家庭があれば、地域のみんなの子育て経験を活かして、一緒に考え方支援しよう。
- ・妊娠中や子ども連れの人も安心して利用できる施設を整え、子育てにやさしいまちづくりに努めよう。
- ・妊娠中や子ども連れの人に席を譲るなど、温かく見守ろう。
- ・青少年やこれから親となる人たちが、子どもとふれあい、かわいらしさが実感できる機会と場所を増やそう。
- ・若い男女が働き、家庭を築けるよう、就業や出会いの場づくりを協力して進めよう。
- ・子育てを支援する団体や企業の活動を積極的に応援しよう。
- ・まだまだ進んでいない男性の子育てに、みんなが理解を示し、協力しよう。

し 仕事と子育てが両立するよう、働き方を見直し、協力し合える職場づくりを進めよう。

- ・仕事を効率的に進めて残業を少なくし、家庭で子どもと共に過ごせる時間を増やそう。
- ・短時間勤務制度の導入などにより、子育てしながら仕事を続けられる環境をつくろう。
- ・すべての働く人たちが、育児休業や子育てのための連続休暇を取りやすい職場づくりに努めよう。
- ・子育てで職場を休んだり、離れたりした人が、職場の経験を活かし、復帰できる環境をつくろう。

ま まちのみんなで力を合わせ、子どもの生命と心を守り、育てよう。

- ・地域のみんなで子どもの安全に絶えず気配りしよう。
- ・子どもが危険な遊びやいけないことをしている時は、気づいた大人が注意しよう。
- ・たばこの煙や乱暴な運転など、子どもに迷惑な行為をやめよう。
- ・人の悲しみや痛みのわかるやさしい心を育て、いじめをなくそう。
- ・障がいのある子どもへの理解を深め、子どもやその親を支援しよう。
- ・虐待に気づいたら、通報し、地域で支えよう。

徳島県子どものはぐくみ条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 はぐくみ憲章及び実施計画（第十一条・第十二条）

第三章 子どものはぐくみに関する基本的施策（第十三条—第二十三条）

第四章 子どものはぐくみに関する気運の醸成（第二十四条・第二十五条）

附則

子どもは、私たちの生命を受け継ぐかけがえのない宝物であり、未来への希望である。誰もが安心して子どもを生み、子育てに喜びを感じられることや、全ての子どもが等しく健やかに成長することは、私たちの願いである。

この願いの実現に向け、私たちは共に手を取り合い、歩んでいかなければならない。

まずは、子どもを生き生きと、かつ、伸び伸びと育む環境づくりを進めるとともに、子どもとしっかりと向き合い、共に過ごし、そして触れ合う時間を大切にしていく。

それから、子どもが安心して学び、遊び、そして暮らせるよう、その心身と生活を守るとともに、子どもと子育て家庭を支える地域社会づくりを進めていく。

また、子育てを楽しみながら自らも成長しようとする男性を応援し、家族の絆を深めることや、子どもや若者にも子育ての喜びを伝え、結婚や出産への気運を高めることも忘れてはならない。

ここに、私たちは、子どもと子育て家庭を取り巻く社会の状況にしっかりと対応するとともに、将来にわたって次代の社会を担う子ども及び子育てを担う者を育んでいくため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子どものはぐくみに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務並びに子育て支援団体の役割を明らかにするとともに、子どものはぐくみに関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どものはぐくみを総合的かつ計画的に推進し、もって子どもを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。
- 二 子どものはぐくみ 子どもの人権の擁護、子育て支援、少子化対策その他の子ども及び子育てに関する課題に対処しながら次代の社会を担う子ども及び子育てを担う者を育むことをいう。
- 三 子育て支援団体 子育て支援の取組を行う団体をいう。

（基本理念）

第三条 子どものはぐくみは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもの権利を尊重するとともに、その最善の利益を考慮すること。
- 二 父母その他の保護者（以下「保護者」という。）が、子育てにおいて第一義的責任を有すること。
- 三 県並びに県民、事業者、子育て支援団体及び市町村その他の関係機関等（以下「県民等」という。）が、相互に連携を図りながら社会全体で取り組むこと。
- 四 結婚及び出産に関する個人の意思及び多様な価値観を尊重すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する子どものはぐくみについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どものはぐくみに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携)

第五条 県は、子どものはぐくみに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村と連携を図りながら協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、子どものはぐくみの重要性について理解を深め、積極的に子どものはぐくみに取り組むものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する子どものはぐくみに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、子どものはぐくみの重要性について理解を深め、その雇用する労働者が仕事と子育てとの両立を図ることができるよう必要な環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する子どものはぐくみに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(子育て支援団体の役割)

第八条 子育て支援団体は、基本理念にのっとり、その取組の充実に努めるとともに、その活動を通じ、子育て家庭と地域社会とをつなぐ役割を果たすものとする。

(推進体制の整備)

第九条 県は、県及び県民等が連携して子どものはぐくみを推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、子どものはぐくみに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 はぐくみ憲章及び実施計画

(はぐくみ憲章)

第十二条 知事は、子どものはぐくみに関する県民、事業者及び子育て支援団体の日常の行動の指針として、子どものはぐくみに関する憲章（以下「はぐくみ憲章」という。）を定めるものとする。

2 知事は、はぐくみ憲章を定めるに当たっては、県民、事業者及び子育て支援団体の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の規定は、はぐくみ憲章の変更について準用する。

(実施計画)

第十三条 知事は、子どものはぐくみに関する施策の総合的な実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。

2 実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どものはぐくみに関する施策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする子どものはぐくみに関する施策の内容及びその実施時期

3 知事は、実施計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。

第三章 子どものはぐくみに関する基本的施策

(子育て家庭を支える地域社会の形成)

第十三条 県は、子育て家庭を支える地域社会の形成に資するため、子育て支援の拠点の整備及び子育て支援団体の取組を支援するとともに、子育て支援に関する啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(保護者の経済的負担の軽減等)

第十四条 県は、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療、教育等に係る費用の負担の軽減その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、母子家庭、父子家庭等の生活の安定及び向上を図るため、その経済的自立に向けた支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良質かつ適切な教育及び保育の確保等)

第十五条 県は、就学前の子どもに対し、義務教育及びその後の教育の基礎を培う良質かつ適切な教育及び保育が行われるよう、子ども及び子育て家庭の状況並びに市町村の実情に応じた必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、子育て家庭の多様な保育に対する需要に対応するため、時間外保育（保育所その他の場所において、休日、夜間等保育を通常行わない日又は時間において保育を行うことをいう。）、病児保育（保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難である乳幼児又は小学校に就学している子どもであって、疾病にかかっているものについて、保育所、病院その他の施設において保育を行うことをいう。）、一時預かり（家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うことをいう。）及び放課後における小学校に就学している子どもの健全育成に関する活動の実施に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、子ども一人一人に行き届いたきめ細やかな学校教育の実現を目指し、少人数による学級編制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(仕事と子育てとの両立の推進)

第十六条 県は、保護者の仕事と子育てとの両立が図られるよう、次に掲げる事項について県民及び事業者の理解を深めるための啓発を推進するものとする。

- 一 子どもを育てている女性が働き続けることのできる雇用環境の整備
- 二 男性が積極的に育児に参加することの意義
- 三 男女を問わず育児休業をすることができる職場環境の形成
- 四 子どもの看護のための休暇、子育ての時期における短時間の勤務その他の柔軟な働き方

(母子の保健及び医療に係る体制の充実等)

第十七条 県は、母子の保健及び医療に係る体制を充実するため、市町村が実施する妊娠婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導その他の母子保健サービスの提供に対する支援を行うとともに、周産期医療、小児医療等を提供する体制の整備を推進するものとする。

2 県は、子どもを生むことを希望する者であって不妊症又は不育症であるものに対し、相談その他の支援を行うものとする。

(食育の推進及び野菜の摂取)

第十八条 県は、子どもが食を通じ、生涯にわたって健全な心身を培うとともに、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を推進するものとする。

2 前項の規定による食育の推進に当たっては、子どもが野菜の摂取の重要性を学び、かつ、その摂取量の増加に資するよう配慮するものとする。

(子どもの権利及び利益の尊重に関する啓発)

第十九条 県は、子どもの人権の擁護に資するため、子どもの権利及び利益の尊重に関する啓発を推進するものとする。

- 2 前項の規定による啓発の推進に当たっては、子ども自身が尊重されていると実感することを通じ、他者を尊重する心が醸成されるよう配慮するものとする。

(子どもの人権侵害の未然の防止等)

第二十条 県は、虐待、いじめその他の子どもの人権侵害を未然に防止し、又は早期に発見し、かつ、これに速やかに対応するため、市町村その他の関係機関等と連携し、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(障がい等の早期の発見等のための支援)

第二十一条 県は、子どもの障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がいをいう。）及び難病（以下「障がい等」という。）の早期の発見並びに障がい等を有する子ども及びその保護者の悩み及び不安の解消に資するため、障がい等に関する専門的な相談、情報の提供その他の支援を行うものとする。

(子育てに配慮した生活環境の整備)

第二十二条 県は、子ども及び保護者が安心して生活を送ることができるよう、良好な居住環境の確保の支援、歩行者の安全に配慮した道路環境の整備その他の子育てに配慮した生活環境の整備を推進するものとする。

(次代の子育てを担う者の育成)

第二十三条 県は、次代の子育てを担う者の育成を促進するため、子ども及び若者が子育ての喜びを知ることができる機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、若者が経済的に困窮していることを理由に結婚及び子どもを生むことを断念することのない社会を目指し、若者の経済的自立の支援を推進するものとする。
3 県は、結婚を望む男女に対し、出会いの場の情報の提供その他の支援を行うものとする。

第四章 子どものはぐくみに関する気運の醸成

(表彰)

第二十四条 知事は、子どものはぐくみに関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

(若者交流の日)

第二十五条 県は、若者の結婚及び出産への気運並びに若者が地域における様々な活動に参加することを社会全体で支援する気運を醸成するため、若者交流の日を設ける。

- 2 若者交流の日は、毎月第一金曜日とする。
3 県は、若者交流の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例の施行の際現に定められている子どものはぐくみに関する県の憲章であって、県民、事業者及び子育て支援団体の日常の行動の指針を定めたものは、第十一第一項の規定により定められたはぐくみ憲章とみなす。
3 この条例の施行の際現に定められている子どものはぐくみに関する県の計画であって、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第九条第一項の規定に基づくものは、第十二第一項の規定により定められた実施計画とみなす。

第2期 徳島はぐくみプラン（後期計画） ～徳島県次世代育成支援行動計画～

令和2年 月発行
編集・発行 徳島県県民環境部次世代育成・青少年課
〒 770-8570
徳島市万代町1丁目1番地
TEL : 088-621-2730
FAX : 088-621-2843
E-mail : jisedaiikuseiseisyounenka@pref.tokushima.jp